

令02原機(サ保)017  
令和 2年 5月11日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定を、別紙のとおり変更認可申請します。

## 核燃料物質使用施設保安規定の変更

### 変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。

なお、変更の詳細は別添に示す。

#### 1. 変更の内容

(1) 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）の一部の施行により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）及び関連規則が一部改正又は制定されたことに伴い、次のとおり変更する。

- 1) 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号。以下「使用規則」という。）の改正及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号。以下「品質管理基準規則」という。）の制定に伴い、使用施設等の品質マネジメントシステムに関する事項を変更する。
- 2) 検査制度の見直しに伴い、事業者検査（使用施設等に係る使用前検査及び施設管理実施計画に基づく施設管理のための検査）を実施するため、独立検査組織を設置する。
- 3) 使用施設等の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査等の施設の管理（施設管理）に関する事項を明確にする。
- 4) その他、使用規則の改正に伴い、関連する事項を変更する。

(2) 条番号の見直し等、記載の適正化を図る。

#### 2. 変更の理由

- (1) 法令改正に伴い、保安活動に必要となる事項を反映するため
- (2) 記載の適正化を図るため

#### 3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所  
核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

令和2年5月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>第 I 編 共通編（総則及び放射線管理）</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>（目 的） 第 1 条 この規定は、<u>「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」</u>（以下「原子炉等規制法」という。）第 57 条第 1 項の規定に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の使用、貯蔵、廃棄及び運搬（以下「使用等」という。）に係る保安について定め、もってこれに関する災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p><u>2. 前項の目的を達成するため、品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。）の考え方のもと保安の維持、向上を図る。</u></p> <p>（基本方針） 第 1 条の 2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、核燃料物質の使用等による災害防止のために適切な<u>品質保証活動</u>のもと保安活動を実施する。</p> <p>（記載なし）</p> <p>（適用範囲） 第 2 条 <u>本規定は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（以下「核燃料サイクル工学研究所」という。）の次の各号に掲げる施設（以下、これらの施設を「使用施設等」という。）において、保安に係る運用に関して適用する。</u></p> <p>(1) B 棟 (2) 高レベル放射性物質研究施設（以下「CPF」という。） (3) J 棟 (4) 東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫（以下「第 2 ウラン貯蔵庫」という。） (5) ウラン廃棄物廃棄施設（ウラン廃棄物処理施設（ウラン系廃棄物貯蔵施設、第 2 ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設、廃油保管庫及び廃水処理室をいう。）及び M 棟をいう。）</p>	<p>第 I 編 共通編（総則及び放射線管理）</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>（目 的） 第 1 条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（<b>昭和 32 年法律第 166 号</b>。以下「原子炉等規制法」という。）第 57 条第 1 項の規定に基づき、<b>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）核燃料サイクル工学研究所（以下「研究所」という。）における</b>核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の使用、貯蔵、廃棄及び運搬（以下「使用等」という。）に係る保安について定め、もってこれに関する災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>（削る）</p> <p>（基本方針） 第 1 条の 2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、核燃料物質の使用等による災害防止のために適切な<u>品質マネジメント活動（品質管理を含む。以下同じ。）</u>のもと保安活動を実施する。</p> <p><u>2. 原子炉等規制法第 56 条の 3 第 1 項の規定に基づき、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号。以下「使用規則」という。）第 2 条の 11 の 7 第 1 項第 1 号から第 4 号の定めに従って、使用施設等の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関する方針（以下「施設管理方針」という。）、施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（使用施設等及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下「施設管理目標」という。）及び施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）を定め、保全活動を実施する。</u></p> <p>（適用範囲） 第 2 条 <u>研究所の次の各号に掲げる施設（以下、これらの施設を「使用施設等」という。）において、保安に係る運用に関して適用する。</u></p> <p>(1) B 棟 (2) 高レベル放射性物質研究施設（以下「CPF」という。） (3) J 棟 (4) 東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫（以下「第 2 ウラン貯蔵庫」という。） (5) ウラン廃棄物廃棄施設（ウラン廃棄物処理施設（ウラン系廃棄物貯蔵施設、第 2 ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設、廃油保管庫及び廃水処理室をいう。）及び M 棟をいう。）</p>	<p>・記載の適正化（法令番号の追加及び「機構」の定義を第 3 条第 2 項から、「研究所」の定義を第 2 条第 1 項から移動）</p> <p>・記載の適正化（保安活動に係る基本的な規定であることから、変更後の第 1 条の 2 第 1 項に移動）</p> <p>・品質管理基準規則第 2 条第 2 項第 4 号の反映（用語の変更）</p> <p>・記載の適正化（変更前の第 1 条第 2 項の趣旨を含めて規定）</p> <p>・使用規則第 2 条の 11 の 7 の反映（使用施設等に係る施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定及びこれに基づく保全活動を基本方針として規定）</p> <p>・記載の適正化（「研究所」を第 1 条で定義したことによる変更）</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>(6) プルトニウム燃料第一開発室 (ウラン貯蔵庫を含む。)</p> <p>(7) プルトニウム燃料第二開発室</p> <p>(8) プルトニウム燃料第三開発室</p> <p>(9) プルトニウム廃棄物処理開発施設 (プルトニウム廃棄物処理開発施設、プルトニウム廃棄物貯蔵施設及び第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設をいう。)</p> <p>2. B棟、CPF、J棟、第2ウラン貯蔵庫及びウラン廃棄物廃棄施設 (以下「環境技術開発センター」という。)に係る保安については、この規定の第I編共通編及び第II編環境技術開発センターの管理に定めるところによる。</p> <p>3. プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設 (以下「プルトニウム燃料技術開発センター」という。)に係る保安については、この規定の第I編共通編及び第III編プルトニウム燃料技術開発センターの管理に定めるところによる。</p> <p>(規定の遵守)</p> <p>第3条 使用施設等に係る業務を行う者 (以下「従業員」という。)は、この規定を遵守しなければならない。</p> <p>2. 第4条第1項に掲げる各職位は、<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (以下「機構」という。)</u>の役員及び職員、嘱託、常勤職員等の機構と雇用関係にある者以外の者に使用施設等に係る業務を行わせる場合は、契約の締結に当たって、この規定を遵守させる措置を講じなければならない。</p> <p>(記載なし)</p> <p>第2章 組織及び職務</p> <p>(組 織)</p> <p>第4条 使用施設等に係る保安に関する組織は、次の各号に掲げる各職位、核燃料取扱主務者及び委員会で構成し、第I-1図のとおりとする。機構の本部組織 (以下「本部」という。)は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。</p> <p>(1) 理事長</p> <p>(2) 統括監査の職</p> <p>(3) 管理責任者</p> <p>1) 監査プロセスの管理責任者</p> <p>2) 本部 (監査プロセスを除く。)の管理責任者</p> <p>3) <u>核燃料サイクル工学研究所の管理責任者 (以下「研究所の管理責任者」という。)</u></p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長</p> <p>(記載なし)</p> <p>(5) <u>核燃料サイクル工学研究所担当理事 (以下「研究所担当理事」という。)</u></p>	<p>(6) プルトニウム燃料第一開発室 (ウラン貯蔵庫を含む。)</p> <p>(7) プルトニウム燃料第二開発室</p> <p>(8) プルトニウム燃料第三開発室</p> <p>(9) プルトニウム廃棄物処理開発施設 (プルトニウム廃棄物処理開発施設、プルトニウム廃棄物貯蔵施設及び第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設をいう。)</p> <p>2. B棟、CPF、J棟、第2ウラン貯蔵庫及びウラン廃棄物廃棄施設 (以下「環境技術開発センター」という。)に係る保安については、この規定の第I編共通編及び第II編環境技術開発センターの管理に定めるところによる。</p> <p>3. プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設 (以下「プルトニウム燃料技術開発センター」という。)に係る保安については、この規定の第I編共通編及び第III編プルトニウム燃料技術開発センターの管理に定めるところによる。</p> <p>(規定の遵守)</p> <p>第3条 使用施設等に係る業務を行う者 (以下「従業員」という。)は、この規定を遵守しなければならない。</p> <p>2. 第4条第1項に掲げる各職位は、<u>機構</u>の役員及び職員、嘱託、常勤職員等の機構と雇用関係にある者以外の者に使用施設等に係る業務を行わせる場合は、契約の締結に当たって、この規定を遵守させる措置を講じなければならない。</p> <p>(他の規程との関係)</p> <p><u>第3条の2 使用施設等に係る保安については、この規定に定めるもののほか、研究所の規則等に定めるところによる。</u></p> <p>第2章 組織及び職務</p> <p>(組 織)</p> <p>第4条 使用施設等に係る保安に関する組織は、次の各号に掲げる各職位、核燃料取扱主務者及び委員会で構成し、第I-1図のとおりとする。機構の本部組織 (以下「本部」という。)は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。</p> <p>(1) 理事長</p> <p>(2) 統括監査の職</p> <p>(3) 管理責任者</p> <p>1) 監査プロセスの管理責任者</p> <p>2) 本部 (監査プロセスを除く。)の管理責任者</p> <p>3) <u>研究所の管理責任者</u></p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長</p> <p><u>(4)の2 契約部長</u></p> <p>(5) <u>研究所担当理事</u></p>	<p>・記載の適正化 (「機構」を第1条で定義したことによる変更)</p> <p>・記載の適正化 (組織内規程類の作成)</p> <p>・記載の適正化 (「研究所」を第1条で定義したことによる変更)</p> <p>・品質管理基準規則第34条の反映 (調達に関する業務を行う組織として契約部長を追加)</p> <p>・記載の適正化 (核燃料管理者から品質保証課長を除外及びこれに伴う号番号の変更)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
(6) <b>核燃料サイクル工学研究所長</b> (以下「所長」という。) (7) 環境技術開発センター長 (8) 廃止措置技術部長 (9) 計画管理課長 (環境技術開発センター) (以下「環境・計画管理課長」という。) (10) 環境保全課長 (11) 廃止措置技術課長 (12) 再処理技術開発試験部長 (13) 研究開発第 1 課長 (14) 研究開発第 2 課長 (15) プルトニウム燃料技術開発センター長 (16) 当直長 (17) 技術部長 (18) プルトニウム燃料施設整備室長 (19) 計画管理課長 (プルトニウム燃料技術開発センター) (以下「プル・計画管理課長」という。) (20) 品質保証課長 (21) 技術課長 (22) 核物質管理課長 (23) 品質管理課長 (24) 燃料技術部長 (25) 試験第 1 課長 (26) 試験第 2 課長 (27) 燃料技術開発課長 (28) 設計解析課長 (29) 環境プラント技術部長 (30) 環境管理課長 (31) 環境技術課長 (32) 廃止措置技術開発課長 (33) プラント保全課長 (34) 基盤技術研究開発部長 (35) 核種移行研究グループリーダー (36) 放射線管理部長 (37) 線量計測課長 (38) 環境監視課長 (39) 放射線管理第 1 課長 (40) 保安管理部長 (41) 安全対策課長 (42) 危機管理課長 (43) 施設安全課長 (44) 工務技術部長 (45) 運転課長 (46) 管理課長 (47) 核燃料取扱主務者 (48) 中央安全審査・品質保証委員会	(6) <b>研究所長</b> (以下「所長」という。) (7) 環境技術開発センター長 (8) 廃止措置技術部長 (9) 計画管理課長 (環境技術開発センター) (以下「環境・計画管理課長」という。) (10) 環境保全課長 (11) 廃止措置技術課長 (12) 再処理技術開発試験部長 (13) 研究開発第 1 課長 (14) 研究開発第 2 課長 (15) プルトニウム燃料技術開発センター長 (16) 当直長 (17) 技術部長 (18) プルトニウム燃料施設整備室長 (19) 計画管理課長 (プルトニウム燃料技術開発センター) (以下「プル・計画管理課長」という。) (20) 品質保証課長 (21) 技術課長 (22) 核物質管理課長 (23) 品質管理課長 (24) 燃料技術部長 (25) 試験第 1 課長 (26) 試験第 2 課長 (27) 燃料技術開発課長 (28) 設計解析課長 (29) 環境プラント技術部長 (30) 環境管理課長 (31) 環境技術課長 (32) 廃止措置技術開発課長 (33) プラント保全課長 (34) 基盤技術研究開発部長 (35) 核種移行研究グループリーダー (36) 放射線管理部長 (37) 線量計測課長 (38) 環境監視課長 (39) 放射線管理第 1 課長 (40) 保安管理部長 (41) 安全対策課長 (42) 危機管理課長 (43) 施設安全課長 (44) 工務技術部長 (45) 運転課長 (46) 管理課長 (47) 核燃料取扱主務者 (48) 中央安全審査・品質保証委員会	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>(49) 核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会  (50) 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会  (51) センター安全専門委員会</p> <p>2. 前項第 7 号及び第 15 号に掲げる者を「核燃料統括者」（以下「統括者」という。）という。</p> <p>3. 第 1 項第 8 号及び第 12 号に掲げる者を「環境センター内各部長」という。</p> <p>4. 第 1 項第 12 号、第 17 号、第 24 号、第 29 号及び第 34 号に掲げる者を「プルセンター内各部長」という。</p> <p>5. 第 1 項第 9 号から第 11 号、第 13 号、第 14 号、第 18 号、<b>第 20 号</b>、第 22 号、第 23 号、第 25 号から第 27 号、第 30 号から第 33 号及び第 35 号に掲げる者を「核燃料管理者」という。</p> <p>6. 第 1 項第 10 号、第 11 号、第 13 号、第 14 号及び第 33 号に掲げる者を「施設運転管理者」という。</p> <p>7. 第 1 項<b>第 19 号、第 21 号</b>及び第 28 号、第 5 項並びに前項に掲げる者を「使用施設内各課長」という。</p> <p>8. 第 1 項第 37 号から第 39 号に掲げる者を「放射線管理部内各課長」という。</p> <p>9. 第 1 項第 41 号から第 43 号に掲げる者を「保安管理部内各課長」という。</p> <p>10. 第 1 項第 45 号及び第 46 号に掲げる者を「工務技術部内各課長」という。</p> <p>(職 務)</p> <p>第 5 条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、使用施設等の保安に係る業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、使用施設等の<b>品質保証活動</b>に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、<b>使用施設等の品質保証活動に関する業務の責任者として、品質保証活動に必要なプロセスの確立、実施及び維持に係る業務、理事長への品質保証活動の実施状況及び改善の必要性に係る報告並びに使用施設等の安全確保に対する認識の高揚に係る業務を行う。</b>なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、<b>核燃料サイクル工学研究所</b>においては研究所担当理事とする。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の<b>品質保証活動</b>に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(記載なし)</p> <p>(5) 研究所担当理事は、理事長を補佐し、使用施設等の保安に係る業務を統理する。</p> <p>(6) 所長は、使用施設等の保安に係る業務を統括する。</p> <p>(7) 環境技術開発センター長は、環境技術開発センターに係る保安上の業務を統括する。</p> <p>(8) 廃止措置技術部長は、環境・計画管理課長、環境保全課長及び廃止措置技術課長を指揮し、第 9 号から第 11 号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(9) 環境・計画管理課長は、環境技術開発センターの保安に関する調整業務、第 45 条に定める非常事態の措置に係る通報連絡責任者としての業務並びに周辺監視区域外における核燃料物質等の運搬に係る業務を行うとともに、この規定の制定及び改廃</p>	<p>(49) 核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会  (50) 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会  (51) センター安全専門委員会</p> <p>2. 前項第 7 号及び第 15 号に掲げる者を「核燃料統括者」（以下「統括者」という。）という。</p> <p>3. 第 1 項第 8 号及び第 12 号に掲げる者を「環境センター内各部長」という。</p> <p>4. 第 1 項第 12 号、第 17 号、第 24 号、第 29 号及び第 34 号に掲げる者を「プルセンター内各部長」という。</p> <p>5. 第 1 項第 9 号から第 11 号、第 13 号、第 14 号、第 18 号、第 22 号、第 23 号、第 25 号から第 27 号、第 30 号から第 33 号及び第 35 号に掲げる者を「核燃料管理者」という。</p> <p>6. 第 1 項第 10 号、第 11 号、第 13 号、第 14 号及び第 33 号に掲げる者を「施設運転管理者」という。</p> <p>7. 第 1 項<b>第 19 号から第 21 号</b>及び第 28 号、第 5 項並びに前項に掲げる者を「使用施設内各課長」という。</p> <p>8. 第 1 項第 37 号から第 39 号に掲げる者を「放射線管理部内各課長」という。</p> <p>9. 第 1 項第 41 号から第 43 号に掲げる者を「保安管理部内各課長」という。</p> <p>10. 第 1 項第 45 号及び第 46 号に掲げる者を「工務技術部内各課長」という。</p> <p>(職 務)</p> <p>第 5 条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、使用施設等の保安に係る業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、使用施設等の<b>品質マネジメント活動</b>に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、<b>第 12 条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</b>なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、<b>研究所</b>においては研究所担当理事とする。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の<b>品質マネジメント活動</b>に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p><b>(4)の2 契約部長は、本部における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。</b></p> <p>(5) 研究所担当理事は、理事長を補佐し、使用施設等の保安に係る業務を統理する。</p> <p>(6) 所長は、使用施設等の保安に係る業務を統括する。</p> <p>(7) 環境技術開発センター長は、環境技術開発センターに係る保安上の業務を統括する。</p> <p>(8) 廃止措置技術部長は、環境・計画管理課長、環境保全課長及び廃止措置技術課長を指揮し、第 9 号から第 11 号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(9) 環境・計画管理課長は、環境技術開発センターの保安に関する調整業務、<b>第 11 条の 2 に定める独立検査に関する業務</b>、第 45 条に定める非常事態の措置に係る通報連絡責任者としての業務並びに周辺監視区域外における核燃料物質等の運搬に係る業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質管理基準規則第 2 条第 2 項第 4 号の反映（用語の変更）</li> <li>・記載の適正化（変更後の第 12 条の 5.5.2 項に管理責任者を規定したことに伴う変更）</li> <li>・記載の適正化（「研究所」を第 1 条で定義したことによる変更）</li> <li>・品質管理基準規則第 34 条の反映（調達に関する業務を行う契約部長の職務を明記）</li> <li>・品質管理基準規則第 48 条第 5 項の反映（独立検査に関する業務を行う組織の明確化）</li> <li>・記載の適正化（用語の変更及び実状を踏まえた施設安全課長の職務内容の明確化）</li> <li>・記載の適正化（変更後の第 12 条として品質マネジメント計画を規定したことに伴う削除）</li> </ul>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>の調整に係る業務のうち、環境技術開発センターにおける調整業務を行う。</p> <p>(10) 環境保全課長は、ウラン廃棄物廃棄施設におけるウラン系廃棄物の処理及び保管に係る業務を行うとともに、ウラン廃棄物廃棄施設の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行うほか、廃水処理室の設備の撤去に係る業務を行う。</p> <p>(11) 廃止措置技術課長は、第2ウラン貯蔵庫における核燃料物質の貯蔵に係る業務、J棟における六ふっ化ウランの詰替え、遠心分離機の解体・除染、ウラン系液体廃棄物の処理技術開発、廃水の処理及び廃油の詰替えに係る業務を行うとともに、J棟及び第2ウラン貯蔵庫の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行う。</p> <p>(12) 再処理技術開発試験部長は、研究開発第1課長及び研究開発第2課長を指揮し、第13号及び第14号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(13) 研究開発第1課長は、CPFにおける再処理技術開発試験及び当該試験に用いる装置等を使用した核燃料サイクル技術に関連する基礎試験（以下「再処理試験等」という。）に係る業務、高レベル放射性廃液の処理・処分技術開発試験及び当該試験に用いる装置等を使用した核燃料サイクル技術に関連する基礎試験（以下「固化試験等」という。）に係る業務並びに液体廃棄物及び固体廃棄物の管理に係る業務を行うとともに、CPFの給排気設備、給排水設備、電気設備、警報設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長及び放射線管理第1課長の所掌するものは除く。）を行う。</p> <p>(14) 研究開発第2課長は、B棟における核燃料の製造技術に関する核燃料物質等の分析に係る業務、液体廃棄物及び固体廃棄物の処理に係る業務並びにプルトニウム燃料第一開発室におけるパルスコラム設備の管理に係る業務を行うとともに、B棟の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行う。</p> <p>(15) プルトニウム燃料技術開発センター長は、プルトニウム燃料技術開発センターに係る保安上の業務を統括する。</p> <p>(16) 当直長は、プルトニウム燃料技術開発センター長の命を受け、休日及び夜間のプルトニウム燃料技術開発センターの保安に関し、異常発生時の応急措置対応及び通報に係る業務を行うほか、平日の直業務においては、担当部課室長及びリーダーと連携を図り、異常発生時の応急措置対応を行う。</p> <p>(17) 技術部長は、プルトニウム燃料施設整備室長、プル・計画管理課長、品質保証課長、技術課長、核物質管理課長及び品質管理課長を指揮し、第18号から第23号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(18) プルトニウム燃料施設整備室長は、プルトニウム燃料技術開発センターの施設の整備に係る調整業務並びにプルトニウム燃料製造設備の保守、改造、開発、新設及び更新に係る業務を行う。</p> <p>(19) プル・計画管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターに係る技術開発の支援業務及び第45条に定める非常事態の措置に係る通報連絡責任者としての業務を行う。</p> <p>(20) 品質保証課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの保安に関する調整業務及び保安管理（放射線管理を除く。）の支援・推進、保安に関する業務のうち、他の課室長及びリーダーの所掌に属さない業務並びにプルトニウム燃料の検査に係る調整</p>	<p>務を行うとともに、この規定の制定及び改廃の調整に係る業務のうち、環境技術開発センターにおける調整業務を行う。</p> <p>(10) 環境保全課長は、ウラン廃棄物廃棄施設におけるウラン系廃棄物の処理及び保管に係る業務を行うとともに、ウラン廃棄物廃棄施設の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行うほか、廃水処理室の設備の撤去に係る業務を行う。</p> <p>(11) 廃止措置技術課長は、第2ウラン貯蔵庫における核燃料物質の貯蔵に係る業務、J棟における六ふっ化ウランの詰替え、遠心分離機の解体・除染、ウラン系液体廃棄物の処理技術開発、廃水の処理及び廃油の詰替えに係る業務を行うとともに、J棟及び第2ウラン貯蔵庫の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行う。</p> <p>(12) 再処理技術開発試験部長は、研究開発第1課長及び研究開発第2課長を指揮し、第13号及び第14号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(13) 研究開発第1課長は、CPFにおける再処理技術開発試験及び当該試験に用いる装置等を使用した核燃料サイクル技術に関連する基礎試験（以下「再処理試験等」という。）に係る業務、高レベル放射性廃液の処理・処分技術開発試験及び当該試験に用いる装置等を使用した核燃料サイクル技術に関連する基礎試験（以下「固化試験等」という。）に係る業務並びに液体廃棄物及び固体廃棄物の管理に係る業務を行うとともに、CPFの給排気設備、給排水設備、電気設備、警報設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長及び放射線管理第1課長の所掌するものは除く。）を行う。</p> <p>(14) 研究開発第2課長は、B棟における核燃料の製造技術に関する核燃料物質等の分析に係る業務、液体廃棄物及び固体廃棄物の処理に係る業務並びにプルトニウム燃料第一開発室におけるパルスコラム設備の管理に係る業務を行うとともに、B棟の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行う。</p> <p>(15) プルトニウム燃料技術開発センター長は、プルトニウム燃料技術開発センターに係る保安上の業務を統括する。</p> <p>(16) 当直長は、プルトニウム燃料技術開発センター長の命を受け、休日及び夜間のプルトニウム燃料技術開発センターの保安に関し、異常発生時の応急措置対応及び通報に係る業務を行うほか、平日の直業務においては、担当部課室長及びリーダーと連携を図り、異常発生時の応急措置対応を行う。</p> <p>(17) 技術部長は、プルトニウム燃料施設整備室長、プル・計画管理課長、品質保証課長、技術課長、核物質管理課長及び品質管理課長を指揮し、第18号から第23号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(18) プルトニウム燃料施設整備室長は、プルトニウム燃料技術開発センターの施設の整備に係る調整業務並びにプルトニウム燃料製造設備の保守、改造、開発、新設及び更新に係る業務を行う。</p> <p>(19) プル・計画管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターに係る技術開発の支援業務及び第45条に定める非常事態の措置に係る通報連絡責任者としての業務を行う。</p> <p>(20) 品質保証課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの保安に関する調整業務、<b>第11条の2に定める独立検査に関する業務</b>及び保安管理（放射線管理を除く。）の支援・推進、保安に関する業務のうち、他の課室長及びリーダーの所掌に属さない</p>	



変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>業務（ただし、品質管理課長の所掌するものは除く。）を行う。</p> <p>(21) 技術課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの技術開発に係る調整業務を行う。</p> <p>(22) 核物質管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの計量管理並びにプルトニウム燃料技術開発センター及び周辺監視区域外における核燃料物質等の運搬に係る業務（ただし、環境管理課長の所掌するものを除く。）を行う。</p> <p>(23) 品質管理課長は、プルトニウム燃料の検査、分析及び物性測定並びにこれらに関する試験に係る業務を行う。</p> <p>(24) 燃料技術部長は、試験第 1 課長、試験第 2 課長、燃料技術開発課長及び設計解析課長を指揮し、第 25 号から第 28 号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(25) 試験第 1 課長は、ペレット製造工程に係る設備の管理及び核燃料物質の貯蔵に係る業務を行うとともに、プルトニウム燃料第三開発室の固体廃棄施設の設備におけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務を行う。</p> <p>(26) 試験第 2 課長は、加工組立工程に係る設備の管理及び核燃料物質の貯蔵に係る業務を行う。</p> <p>(27) 燃料技術開発課長は、プルトニウム燃料の製造技術、分析技術、測定技術、湿式回収技術及び製造設備の開発並びに照射試験用プルトニウム燃料の製作に係る業務を行う。</p> <p>(28) 設計解析課長は、プルトニウム燃料施設の安全性の評価に係る業務を行う。</p> <p>(29) 環境プラント技術部長は、環境管理課長、環境技術課長、廃止措置技術開発課長及びプラント保全課長を指揮し、プルトニウム燃料技術開発センターにおける第 30 号から第 33 号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(30) 環境管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターにおけるプルトニウム系廃棄物の保管、運搬に係る業務及び核燃料物質付着物の管理に係る業務（ただし、試験第 1 課長及び環境技術課長の所掌するものを除く。）を行う。</p> <p>(31) 環境技術課長は、プルトニウム系廃棄物の処理及び液体廃棄物の処理並びにこれらに関する技術開発に係る業務を行うとともに、プルトニウム廃棄物処理開発施設の固体廃棄施設におけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務を行う。</p> <p>(32) 廃止措置技術開発課長は、残存核燃料物質の処理、核燃料物質付着物の処理技術開発及びプルトニウム系設備解体技術開発に係る業務を行う。</p> <p>(33) プラント保全課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの給排気設備、給排水設備、電気設備、警報設備及び消火設備の管理並びにこれらに関する技術開発に係る業務（ただし、運転課長及び放射線管理第 1 課長の所掌するものを除く。）を行う。</p> <p>(34) 基盤技術研究開発部長は、核種移行研究グループリーダーを指揮し、第 35 号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(35) 核種移行研究グループリーダーは、プルトニウム燃料第一開発室における放射性廃棄物の処分技術の開発に係る業務を行う。</p> <p>(36) 放射線管理部長は、線量計測課長、環境監視課長及び放射線管理第 1 課長を指揮し、第 37 号から第 39 号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(37) 線量計測課長は、従業員の線量の測定、評価及び放射線管理用機器の保守、校正並びに放射線管理部に関する業務であって、他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(38) 環境監視課長は、周辺監視区域及びその境界の空間ガンマ線並びに排水中の放射</p>	<p>業務並びにプルトニウム燃料の検査に係る調整業務（ただし、品質管理課長の所掌するものは除く。）を行う。</p> <p>(21) 技術課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの技術開発に係る調整業務を行う。</p> <p>(22) 核物質管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの計量管理並びにプルトニウム燃料技術開発センター及び周辺監視区域外における核燃料物質等の運搬に係る業務（ただし、環境管理課長の所掌するものを除く。）を行う。</p> <p>(23) 品質管理課長は、プルトニウム燃料の検査、分析及び物性測定並びにこれらに関する試験に係る業務を行う。</p> <p>(24) 燃料技術部長は、試験第 1 課長、試験第 2 課長、燃料技術開発課長及び設計解析課長を指揮し、第 25 号から第 28 号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(25) 試験第 1 課長は、ペレット製造工程に係る設備の管理及び核燃料物質の貯蔵に係る業務を行うとともに、プルトニウム燃料第三開発室の固体廃棄施設の設備におけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務を行う。</p> <p>(26) 試験第 2 課長は、加工組立工程に係る設備の管理及び核燃料物質の貯蔵に係る業務を行う。</p> <p>(27) 燃料技術開発課長は、プルトニウム燃料の製造技術、分析技術、測定技術、湿式回収技術及び製造設備の開発並びに照射試験用プルトニウム燃料の製作に係る業務を行う。</p> <p>(28) 設計解析課長は、プルトニウム燃料施設の安全性の評価に係る業務を行う。</p> <p>(29) 環境プラント技術部長は、環境管理課長、環境技術課長、廃止措置技術開発課長及びプラント保全課長を指揮し、プルトニウム燃料技術開発センターにおける第 30 号から第 33 号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(30) 環境管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターにおけるプルトニウム系廃棄物の保管、運搬に係る業務及び核燃料物質付着物の管理に係る業務（ただし、試験第 1 課長及び環境技術課長の所掌するものを除く。）を行う。</p> <p>(31) 環境技術課長は、プルトニウム系廃棄物の処理及び液体廃棄物の処理並びにこれらに関する技術開発に係る業務を行うとともに、プルトニウム廃棄物処理開発施設の固体廃棄施設におけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務を行う。</p> <p>(32) 廃止措置技術開発課長は、残存核燃料物質の処理、核燃料物質付着物の処理技術開発及びプルトニウム系設備解体技術開発に係る業務を行う。</p> <p>(33) プラント保全課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの給排気設備、給排水設備、電気設備、警報設備及び消火設備の管理並びにこれらに関する技術開発に係る業務（ただし、運転課長及び放射線管理第 1 課長の所掌するものを除く。）を行う。</p> <p>(34) 基盤技術研究開発部長は、核種移行研究グループリーダーを指揮し、第 35 号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(35) 核種移行研究グループリーダーは、プルトニウム燃料第一開発室における放射性廃棄物の処分技術の開発に係る業務を行う。</p> <p>(36) 放射線管理部長は、線量計測課長、環境監視課長及び放射線管理第 1 課長を指揮し、第 37 号から第 39 号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(37) 線量計測課長は、従業員の線量の測定、評価及び放射線管理用機器の保守、校正並びに放射線管理部に関する業務であって、他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(38) 環境監視課長は、周辺監視区域及びその境界の空間ガンマ線並びに排水中の放射</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>性物質の濃度の測定、監視に係る業務を行う。</p> <p>(39) 放射線管理第 1 課長は、使用施設等の放射線管理に係る業務を行う。</p> <p>(40) 保安管理部長は、安全対策課長、危機管理課長及び施設安全課長を指揮し、第 41 号から第 43 号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(41) 安全対策課長は、保安教育に係る基本的事項の策定に関する業務及び保安管理部に関する業務であって、他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(42) 危機管理課長は、周辺監視区域の維持管理に係る業務を行うとともに、非常事態の第一報に係る研究所連絡責任者としての業務を行う。</p> <p>(43) 施設安全課長は、<u>品質保証活動の調整に係る業務を行うとともに、この規定の制定及び改廃の調整に係る業務を行う。</u></p> <p>(44) 工務技術部長は、運転課長及び管理課長を指揮し、第 45 号及び第 46 号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(45) 運転課長は、使用施設等の受変電設備、非常用電源設備、蒸気設備及び給排水設備の運転並びに保守に係る業務を行う。</p> <p>(46) 管理課長は、工務技術部に係る保安上の業務の調整を行う。</p> <p>2. 前項に掲げる各職位は、<u>品質保証</u>の考え方のもとその所掌する保安上の業務を行う。</p> <p><u>3. この規定に定める保安上の業務及び品質保証活動と前項に掲げる各職位との関連を第 I - 1 - (1) 表のとおりとする。</u></p> <p>第 6 条～第 7 条 (省略)</p> <p>(核燃料取扱主務者の職務)</p> <p>第 8 条 核燃料取扱主務者は、使用施設等に係る保安を確保するため、次の各号に掲げる職務を行わなければならない。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、所長、統括者、放射線管理部長、保安管理部長又は工務技術部長に対し、意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、環境センター内各部長、当直長又はプルセンター内各部長に対して勧告すること。</p> <p>(3) 保安上必要な場合は、使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長に対して、説明を求め保安のための指示を行うこと。</p> <p><u>(4) 原子炉等規制法第 55 条の 2、第 57 条及び第 68 条の規定に基づく検査に、原則として立ち会うこと。</u> (記載なし)</p> <p>(5) <u>昭和 32 年総理府令第 84 号「核燃料物質の使用等に関する規則」</u> (以下「使用規則」という。) 第 6 条の 10 及び第 7 条の規定に基づく報告について審査すること。 (記載なし)</p> <p><u>(6) 第 18 条第 3 項に定める事項</u></p> <p><u>(7) 第 51 条に定める事項</u></p> <p><u>(8) 本規定及び第 11 条第 2 項第 3 号に定める基準類の制定・改廃に参画すること。</u></p>	<p>性物質の濃度の測定、監視に係る業務を行う。</p> <p>(39) 放射線管理第 1 課長は、使用施設等の放射線管理に係る業務を行う。</p> <p>(40) 保安管理部長は、安全対策課長、危機管理課長及び施設安全課長を指揮し、第 41 号から第 43 号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(41) 安全対策課長は、保安教育に係る基本的事項の策定に関する業務及び保安管理部に関する業務であって、他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(42) 危機管理課長は、周辺監視区域の維持管理に係る業務を行うとともに、非常事態の第一報に係る研究所連絡責任者としての業務を行う。</p> <p>(43) 施設安全課長は、<u>品質マネジメント活動、安全文化の育成活動及び法令等の遵守活動の調整に係る業務並びに</u>この規定の制定及び改廃の調整に係る業務を行う。</p> <p>(44) 工務技術部長は、運転課長及び管理課長を指揮し、第 45 号及び第 46 号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(45) 運転課長は、使用施設等の受変電設備、非常用電源設備、蒸気設備及び給排水設備の運転並びに保守に係る業務を行う。</p> <p>(46) 管理課長は、工務技術部に係る保安上の業務の調整を行う。</p> <p>2. 前項に掲げる各職位は、<u>品質マネジメント</u>の考え方のもとその所掌する保安上の業務を行う。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第 6 条～第 7 条 (変更なし)</p> <p>(核燃料取扱主務者の職務)</p> <p>第 8 条 核燃料取扱主務者は、使用施設等に係る保安を確保するため、次の各号に掲げる職務を行わなければならない。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、所長、統括者、放射線管理部長、保安管理部長又は工務技術部長に対し、意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、環境センター内各部長、当直長又はプルセンター内各部長に対して勧告すること。</p> <p>(3) 保安上必要な場合は、使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長に対して、説明を求め保安のための指示を行うこと。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(4) 原子炉等規制法第 55 条の 2 第 3 項の規定に基づく原子力規制委員会の確認(使用前確認)に、原則として立ち会うこと。</u></p> <p>(5) <u>使用規則</u>第 6 条の 10 及び第 7 条の規定に基づく報告について審査すること。</p> <p><u>(6) 第 12 条の 4 第 4 項、第 12 条の 7 第 3 項、第 II 編第 21 条の 2 第 3 項及び第 III 編第 20 条の 2 第 3 項に定める事項</u></p> <p><u>(7) 第 18 条第 2 項に定める事項</u></p> <p><u>(8) 第 51 条に定める事項</u></p> <p><u>(9) 本規定及び第 11 条第 2 項第 3 号に定める基準類の制定・改廃に参画すること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化 (変更前の第 4 号の削除)</li> <li>・核燃料取扱主務者の職務として追加 (変更後の第 4 号)</li> <li>・記載の適正化 (「使用規則」を変更後の第 1 条の 2 第 2 項で定義したことによる変更)</li> <li>・記載の適正化 (変更後の第 6 号: 保安上重要な計画に対する指導・助言)</li> <li>・記載の適正化 (第 18 条の変更に伴う項番号の変更)</li> <li>・記載の適正化 (号番号の繰下げ)</li> </ul>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p><b>(9)</b> 第 52 条第 1 項に定める事態が発生した場合は、必要な指示及び助言を行うとともに、その原因の調査及び報告書の作成に参画すること。</p> <p><b>(10)</b> その他、使用施設等の保安の監督を行うために必要な職務</p> <p>第 9 条 (省略)</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会) 第 9 条の 2 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。 2. 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、使用施設等の保安に関して、次の事項を審議検討する。 (1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項（核燃料物質の使用許可及びその変更許可に関する重要事項） (2) 事故又は非常事態に関する重大事項 (3) <b>品質保証活動</b>の基本事項 (4) その他、理事長の諮問する事項 3. 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。 4. 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重しなければならない。</p> <p>(核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会) 第 9 条の 3 <b>核燃料サイクル工学研究所</b>に、核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会（以下「品質保証委員会」という。）を置く。 2. 品質保証委員会は、所長の諮問を受け、使用施設等の<b>品質保証活動</b>に関する重要事項を審議検討する。ただし、<b>核燃料サイクル工学研究所</b>安全専門委員会の審議事項は除く。 3. 品質保証委員会の委員長及び委員は、所長が指名する。 4. 品質保証委員会は、必要に応じ、部会を設けることができる。 5. 所長は、品質保証委員会の答申を尊重しなければならない。</p> <p>(核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会) 第 10 条 <b>核燃料サイクル工学研究所</b>に、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会（以下「安全専門委員会」という。）を置く。 2. 安全専門委員会は、所長の諮問を受け、使用施設等の保安に関して、次の事項を審議検討する。 (1) この規定の制定及び改廃に関する事項 (2) 使用変更許可申請に関する事項 (3) 非常事態の原因除去及び施設の復旧等の確認に関する重要事項 (4) その他使用施設等の保安に関する重要事項 3. 安全専門委員会の委員長及び委員は、所長が指名する。ただし、委員には、第 7 条第 1 項に定める核燃料取扱主務者を含むものとする。 4. 安全専門委員会は、必要に応じ、専門部会を設けることができる。</p>	<p><b>(10)</b> 第 52 条第 1 項に定める事態が発生した場合は、必要な指示及び助言を行うとともに、その原因の調査及び報告書の作成に参画すること。</p> <p><b>(11)</b> その他、使用施設等の保安の監督を行うために必要な職務</p> <p>第 9 条 (変更なし)</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会) 第 9 条の 2 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。 2. 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、使用施設等の保安に関して、次の事項を審議検討する。 (1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項（核燃料物質の使用許可及びその変更許可に関する重要事項） (2) 事故又は非常事態に関する重大事項 (3) <b>品質マネジメント活動</b>の基本事項 (4) その他、理事長の諮問する事項 3. 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。 4. 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重しなければならない。</p> <p>(核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会) 第 9 条の 3 <b>研究所</b>に、核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会（以下「品質保証委員会」という。）を置く。 2. 品質保証委員会は、所長の諮問を受け、使用施設等の<b>品質マネジメント活動</b>に関する重要事項を審議検討する。ただし、<b>第 10 条に定める</b>安全専門委員会の審議事項は除く。 3. 品質保証委員会の委員長及び委員は、所長が指名する。 4. 品質保証委員会は、必要に応じ、部会を設けることができる。 5. 所長は、品質保証委員会の答申を尊重しなければならない。</p> <p>(核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会) 第 10 条 <b>研究所</b>に、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会（以下「安全専門委員会」という。）を置く。 2. 安全専門委員会は、所長の諮問を受け、使用施設等の保安に関して、次の事項を審議検討する。 (1) この規定の制定及び改廃に関する事項 (2) 使用変更許可申請に関する事項 (3) 非常事態の原因除去及び施設の復旧等の確認に関する重要事項 (4) その他使用施設等の保安に関する重要事項 3. 安全専門委員会の委員長及び委員は、所長が指名する。ただし、委員には、第 7 条第 1 項に定める核燃料取扱主務者を含むものとする。 4. 安全専門委員会は、必要に応じ、専門部会を設けることができる。</p>	<p>・品質管理基準規則第 2 条第 2 項第 4 号の反映（用語の変更）</p> <p>・記載の適正化（「研究所」を第 1 条で定義したことによる変更）</p> <p>・品質管理基準規則第 2 条第 2 項第 4 号の反映（用語の変更）</p> <p>・記載の適正化（引用条項の明記）</p> <p>・記載の適正化（「研究所」を第 1 条で定義したことによる変更）</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>5. 安全専門委員会は、核燃料取扱主務者の意見を尊重しなければならない。 6. 所長は、安全専門委員会の答申を尊重しなければならない。</p> <p>第 11 条 (省略)</p> <p>(記載なし)</p> <p>(記載なし)</p> <p>(記載なし)</p> <p>第 3 章 品質保証</p> <p>(品質保証計画の策定及び品質保証活動の実施)</p> <p>第 12 条 理事長は、トップマネジメントとしてこの規定に定める使用施設等に係る保安上の業務を品質保証の考え方のもとに適切に実施するため、次の各号に掲げる事項を定めた品質保証計画を策定しなければならない。</p> <p>(1) 品質保証計画の策定の目的に関する事項 (2) 品質保証活動を行う者の職務及び組織に関する事項 (3) 品質保証活動の実施に関する事項 (4) 品質保証活動の評価に関する事項 (5) 品質保証計画の継続的な改善に関する事項</p>	<p>5. 安全専門委員会は、核燃料取扱主務者の意見を尊重しなければならない。 6. 所長は、安全専門委員会の答申を尊重しなければならない。</p> <p>第 11 条 (変更なし)</p> <p>(<u>独立検査組織</u>) 第 11 条の 2 使用施設等に係る使用前検査及び第 12 条の 4 に定める施設管理のための検査 (以下「事業者検査」という。) について、使用施設等の運転・保守担当課から独立性を持たせた者による検査を行うため、環境技術開発センター及びプルトニウム燃料技術開発センターに、それぞれ独立検査組織を置く。 2. 環境技術開発センター長及びプルトニウム燃料技術開発センター長は、所掌する施設に係る独立検査組織の体制及び運営に関する事項を定めなければならない。</p> <p>(<u>事業者検査の独立性の確保</u>) 第 11 条の 3 第 4 条第 1 項に掲げる各職位は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。 2. 独立検査に関係する者は、公衆及び放射線業務従事者の安全並びに機構の使命を念頭に、法令や社会との約束を遵守し、与えられた職務の範囲内で誠実に業務を履行しなければならない。</p> <p>(<u>溶接検査に係る表示</u>) 第 11 条の 4 核燃料管理者 (環境・計画管理課長を除く。)、施設運転管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、溶接に係る使用前検査を終了した場合は、使用規則第 2 条の 4 の定めに従って、当該設備にその旨の表示をしなければならない。</p> <p>第 3 章 品質マネジメント</p> <p>(<u>品質マネジメント計画</u>) 第 12 条 使用施設等の保安活動を適切に実施するため、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的 品質マネジメント計画は、使用施設等における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 (令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号。以下「品質管理基準規則」という。) に基づき、使用施設等の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構</p>	<p>・品質管理基準規則第 48 条第 5 項の反映 (事業者検査に係る独立性の確保)</p> <p>・品質管理基準規則第 48 条第 5 項の反映 (事業者検査に係る中立性及び信頼性の確保)</p> <p>・使用規則第 2 条の 4 の反映 (溶接検査に係る表示)</p> <p>・品質管理基準規則第 2 条第 2 項第 4 号の反映 (用語の変更)</p> <p>・使用規則第 2 条の 11 の 3 及び品質管理基準規則の反映 (保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を規定)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>(6) 文書及び記録の管理に関する事項</p> <p>2. 理事長は、第 4 条第 1 項第 2 号から第 46 号に掲げる者に対し、品質保証計画に基づき保安に関し必要な業務の計画の策定、実施、評価及び継続的な改善を含む品質保証活動を実施させなければならない。</p> <p>3. 第 4 条第 1 項第 2 号から第 46 号に掲げる者は、前項に基づき品質保証活動を実施しなければならない。</p>	<p>築し、実施し、評価・確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 品質マネジメント計画は、使用施設等において実施する保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 品質マネジメント計画における用語の定義は、品質管理基準規則（同規則の解釈を含む。）及び JIS Q 9000 : 2015 品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメント計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>a) 使用施設等、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b) 使用施設等若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に係る各組織は、使用施設等に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</p> <p>(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。第 I-1 の 1 図に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスにより達成される結果を明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。第 I-1 の 2 図に品質マネジメント計画の「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e) これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>f) これらのプロセスについて、7.1 に示す業務の計画どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。</p> <p>g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたもの</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
	<p>にする。</p> <p>h) 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。</p> <p>(5) 保安に係る各組織は、業務・使用施設等に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を7.4に従って明確にし、管理する。</p> <p>(6) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一 般</p> <p>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</p> <p>また、第 I - 1 の 3 図に使用施設等に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル（一次文書）</p> <p>品質マネジメント計画 研究所核燃料物質使用施設品質マネジメント計画書（以下「品質マネジメント計画書」という。）</p> <p>(3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</p> <p>(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持する。また、品質マネジメント計画の運営を具体化するために、品質マネジメント計画書を作成する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）</p> <p>b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</p> <p>d) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、研究所の「文書・記録管理要領書」を定め、統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長（以下この条において、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長を「各部長」という。）は、所掌する組織の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
	<p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>i) 文書の改訂時等の必要なときに文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、研究所の「文書・記録管理要領書」を定め、統括者及び各部長は、所掌する組織の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</p> <p>a) 品質方針を設定する。</p> <p>b) 品質目標が設定されていることを確実にする。</p> <p>c) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>e) 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>f) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</p> <p>g) 保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</p> <p>h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>5.2 原子力の安全の重視</p> <p>理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
	<p><u>務・使用施設等に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。</u></p> <p><u>5.3 品質方針</u>  <u>理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの及び施設管理に関する方針を含む。</u>  a) <u>組織の目的及び状況に対して適切である。</u>  b) <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。</u>  c) <u>品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</u>  d) <u>組織全体に伝達され、理解される。</u>  e) <u>品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</u></p> <p><u>5.4 計 画</u>  <u>5.4.1 品質目標</u>  (1) <u>理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・使用施設等に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1(4)b参照）を含む。）を設定されていることを確実にする。また、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画（7.1(4)参照）が作成されることを確実にする。</u>  (2) <u>品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</u></p> <p><u>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</u>  (1) <u>理事長は、4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、品質マネジメント計画を策定する。</u>  (2) <u>理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</u>  a) <u>変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</u>  b) <u>品質マネジメントシステムの有効性の維持</u>  c) <u>資源の利用可能性</u>  d) <u>責任及び権限の割当て</u></p> <p><u>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</u>  <u>5.5.1 責任及び権限</u>  <u>理事長は、第4条及び第5条の組織及び職務について、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に係る要員が理解することを確実にする。また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書（4.2.1参照）を定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について責任を持って業務を遂行するようにする。</u></p>	



変 更 前	変 更 後	変更理由
	<p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) <u>理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、研究所においては研究所担当理事を管理責任者とする。</u></p> <p>(2) <u>管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p>c) <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>d) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) <u>理事長は、第4条第1項第1号から第46号に掲げる者（以下この条において、「管理者」という。）に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p>a) <u>業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) <u>業務に従事する要員の、業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) <u>成果を含む業務の実施状況について評価する。</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に伝達する。</u></p> <p>d) <u>要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p>e) <u>要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</u></p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p><u>理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を、所長は、研究所に安全専門委員会及び品質</u></p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
	<p>保証委員会を置く。また、理事長は、マネジメントレビューを通じて、使用施設等の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p><u>5.6 マネジメントレビュー</u></p> <p><u>5.6.1 一 般</u></p> <p>(1) <u>理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>(2) <u>このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u></p> <p><u>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</u></p> <p><u>管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</u></p> <p>a) <u>内部監査の結果</u></p> <p>b) <u>組織の外部の者からの意見</u></p> <p>c) <u>保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）</u></p> <p>d) <u>事業者検査の結果</u></p> <p>e) <u>安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。）</u></p> <p>f) <u>関係法令の遵守状況</u></p> <p>g) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</u></p> <p>h) <u>前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ</u></p> <p>i) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u></p> <p>j) <u>改善のための提案</u></p> <p>k) <u>資源の妥当性</u></p> <p>l) <u>保安活動の改善のために実施した処置の有効性</u></p> <p><u>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</u></p> <p>(1) <u>理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</u></p> <p>b) <u>業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</u></p> <p>e) <u>関係法令の遵守に関する改善</u></p> <p>(2) <u>マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p>(3) <u>管理責任者は、(1)で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</u></p> <p><u>6. 資源の運用管理</u></p> <p><u>6.1 資源の確保</u></p> <p><u>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、研究所担当理事、所長、統括</u></p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
	<p>者及び各部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源（要員の力量）</p> <p>(2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一 般</p> <p>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、研究所担当理事、所長、統括者、各部長、使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長（以下この条において、使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長を「各課長」という。）は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 所長、統括者及び各部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)の a) から e) に準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>統括者、各部長及び各課長は、インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を 7.1 に示す業務の計画にて明確にし、これを維持管理する。</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>統括者、各部長及び各課長は、保安のために業務に必要な作業環境を 7.1 に示す業務の計画にて明確にし、運営管理する。なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
	<p><u>7. 業務の計画及び実施</u></p> <p><u>7.1 業務の計画</u></p> <p>(1) <u>所長、統括者及び各部長は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を第 I-1 の 3 図のとおり策定する。</u></p> <p>(2) <u>統括者、各部長及び各課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。</u></p> <p>(3) <u>上記(1)、(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</u></p> <p>(4) <u>所長、統括者、各部長及び各課長は、業務の計画の策定及び変更に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</u></p> <p>a) <u>業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</u></p> <p>b) <u>業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項</u></p> <p>c) <u>業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</u></p> <p>d) <u>業務・使用施設等のための事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</u></p> <p>e) <u>業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4 参照）</u></p> <p>(5) <u>業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において使用施設等の保安活動を支援する他の業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)に準じて業務の計画を策定し、管理する。</u></p> <p><u>7.2 業務・使用施設等に対する要求事項に関するプロセス</u></p> <p><u>7.2.1 業務・使用施設等に対する要求事項の明確化</u></p> <p><u>所長、統括者、各部長及び各課長は、次の事項を 7.1 において明確にする。</u></p> <p>a) <u>業務・使用施設等に関連する法令・規制要求事項</u></p> <p>b) <u>明示されていないが、業務・使用施設等に必要となる要求事項</u></p> <p>c) <u>組織が必要と判断する追加要求事項（安全基準等）</u></p> <p><u>7.2.2 業務・使用施設等に対する要求事項のレビュー</u></p> <p>(1) <u>所長、統括者、各部長及び各課長は、業務・使用施設等に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</u></p> <p>(2) <u>レビューでは次の事項について確認する。</u></p> <p>a) <u>業務・使用施設等に対する要求事項が定められている。</u></p> <p>b) <u>業務・使用施設等に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</u></p> <p>c) <u>当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</u></p> <p>(3) <u>このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作</u></p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
	<p><u>成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p><u>(4) 所長、統括者、各部長及び各課長は、業務・使用施設等に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。</u></p> <p><u>7.2.3 外部とのコミュニケーション</u>  <u>所長、統括者、各部長及び各課長は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。</u></p> <p><u>7.3 設計・開発</u>  <u>7.3.1 設計・開発の計画</u>  <u>(1) 工事等を担当する統括者、各部長又は各課長は、使用施設等の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</u>  <u>(2) 統括者、各部長又は各課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</u>  <u>a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</u>  <u>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u>  <u>c) 設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限</u>  <u>d) 設計・開発に必要な内部及び外部の資源</u>  <u>(3) 統括者、各部長又は各課長は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者（他部署を含む。）間のインターフェイスを運営管理する。</u>  <u>(4) 統括者、各部長又は各課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</u></p> <p><u>7.3.2 設計・開発へのインプット</u>  <u>(1) 工事等を担当する統括者、各部長又は各課長は、使用施設等の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。インプットには次の事項を含める。</u>  <u>a) 機能及び性能に関する要求事項</u>  <u>b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</u>  <u>c) 適用される法令・規制要求事項</u>  <u>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u>  <u>(2) 統括者、各部長又は各課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、曖昧ではなく、かつ、相反することがないようにする。</u></p> <p><u>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</u>  <u>(1) 工事等を担当する統括者、各部長又は各課長は、設計・開発からのアウトプット（機器等の仕様等）は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。</u>  <u>(2) 統括者、各部長又は各課長は、設計・開発のアウトプット（機器等の仕様等）は、</u></p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
	<p><u>次の状態とする。</u></p> <p>a) <u>設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</u></p> <p>b) <u>調達、業務の実施及び使用施設等の使用に対して適切な情報を提供する。</u></p> <p>c) <u>関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</u></p> <p>d) <u>安全な使用及び適正な使用に不可欠な使用施設等の特性を明確にする。</u></p> <p><u>7.3.4 設計・開発のレビュー</u></p> <p>(1) <u>工事等を担当する統括者、各部長又は各課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおり（7.3.1参照）に体系的なレビューを行う。</u></p> <p>a) <u>設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</u></p> <p>b) <u>問題を明確にし、必要な処置を提案する。</u></p> <p>(2) <u>レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</u></p> <p>(3) <u>統括者、各部長又は各課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p><u>7.3.5 設計・開発の検証</u></p> <p>(1) <u>工事等を担当する統括者、各部長又は各課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり（7.3.1参照）に検証を実施する。</u></p> <p>(2) <u>設計・開発の検証には、原設計者以外の者又はグループが実施する。</u></p> <p>(3) <u>統括者、各部長又は各課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p><u>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</u></p> <p>(1) <u>工事等を担当する統括者、各部長又は各課長は、設計・開発の結果として得られる使用施設等又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7.3.1参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該使用施設等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該使用施設等の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</u></p> <p>(2) <u>統括者、各部長又は各課長は、実行可能な場合はいつでも、使用施設等を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</u></p> <p>(3) <u>統括者、各部長又は各課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p><u>7.3.7 設計・開発の変更管理</u></p> <p>(1) <u>工事等を担当する統括者、各部長又は各課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p>(2) <u>統括者、各部長又は各課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</u></p> <p>(3) <u>統括者、各部長又は各課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該使用施設等を構成する要素（材料及び部品）及び関連する使用施設等に及</u></p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
	<p><u>ばす影響の評価を行う。</u></p> <p><u>(4) 統括者、各部長又は各課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する (4.2.4 参照)。</u></p> <p><b>7.4 調 達</b></p> <p><u>所長、統括者又は各部長は、調達する製品又は役務 (以下「調達製品等」という。)の調達を着実にするため、調達に関する管理要領 (契約部長が所掌する事項を除く。)を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p><u>また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</u></p> <p><b>7.4.1 調達プロセス</b></p> <p><u>(1) 統括者、各部長及び各課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</u></p> <p><u>(2) 統括者、各部長及び各課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</u></p> <p><u>(3) 統括者、各部長及び各課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。</u></p> <p><u>(4) 調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、研究所の調達に関する管理要領及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。</u></p> <p><u>(5) 統括者、各部長及び各課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する (4.2.4 参照)。</u></p> <p><u>(6) 所長、統括者又は各部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の使用者と共有する場合に必要な処置に関する方法を研究所の調達に関する管理要領に定める。</u></p> <p><b>7.4.2 調達要求事項</b></p> <p><u>(1) 統括者、各部長及び各課長は、調達製品等に関する要求事項を仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</u></p> <p><u>a) 製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</u></p> <p><u>b) 要員の力量 (適格性を含む。) 確認に関する要求事項</u></p> <p><u>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</u></p> <p><u>d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項</u></p> <p><u>e) 安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項</u></p> <p><u>f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></p> <p><u>g) その他調達物品等に関し必要な要求事項</u></p> <p><u>(2) 統括者、各部長及び各課長は、(1)に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において事業者検査又はその他の活動を行う際、原子力規制庁の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</u></p> <p><u>(3) 統括者、各部長及び各課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</u></p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
	<p><u>(4) 統括者、各部長及び各課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p><u>7.4.3 調達製品等の検証</u></p> <p><u>(1) 統括者、各部長及び各課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を仕様書に定めて、検証を実施する。</u></p> <p><u>(2) 統括者、各部長及び各課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項（7.4.2 参照）の中で明確にする。</u></p> <p><u>7.5 業務の実施</u></p> <p><u>所長、統括者、各部長及び各課長は、業務の計画（7.1 参照）に従って、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>7.5.1 個別業務の管理</u></p> <p><u>所長、統括者、各部長及び各課長は、使用施設等の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。</u></p> <p><u>管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</u></p> <p><u>a) 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる。</u></p> <p><u>b) 必要な時に、作業手順が利用できる。</u></p> <p><u>c) 適切な設備を使用している。</u></p> <p><u>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</u></p> <p><u>e) 監視及び測定が実施されている（8.2.3 参照）。</u></p> <p><u>f) 業務のリリース（次工程への引渡し）が規定どおりに実施されている。</u></p> <p><u>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認</u></p> <p><u>(1) 統括者、各部長及び各課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</u></p> <p><u>(2) 統括者、各部長及び各課長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</u></p> <p><u>(3) 統括者、各部長及び各課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</u></p> <p><u>(4) 統括者、各部長及び各課長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。</u></p> <p><u>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</u></p> <p><u>b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法</u></p> <p><u>c) 妥当性確認の方法（所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。）</u></p> <p><u>d) 記録に関する要求事項</u></p> <p><u>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ</u></p>	



変 更 前	変 更 後	変更理由
	<p>(1) <u>統括者、各部長及び各課長は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して適切な手段で業務・使用施設等を識別し、管理する。</u></p> <p>(2) <u>統括者、各部長及び各課長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・使用施設等について固有の識別をし、その記録を管理する (4.2.4 参照)。</u></p> <p>7.5.4 組織外の所有物  <u>統括者、各部長及び各課長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷等を防ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注意を払い、紛失、損傷した場合は記録を作成し、管理する (4.2.4 参照)。</u></p> <p>7.5.5 調達製品の保存  <u>統括者、各部長及び各課長は、調達製品の検収後、受入から据付、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</u></p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理  <u>監視機器及び測定機器の管理を行う統括者及び各部長は、所掌する監視機器及び測定機器の管理要領を定め、次の管理を行う。</u></p> <p>(1) <u>統括者、各部長及び各課長は、業務・使用施設等に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</u></p> <p>(2) <u>統括者、各部長及び各課長は、監視及び測定の要求事項との整合を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。</u></p> <p>(3) <u>統括者、各部長及び各課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。</u></p> <p>a) <u>定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する (4.2.4 参照)。</u></p> <p>b) <u>機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p>c) <u>校正の状態が明確にできる識別をする。</u></p> <p>d) <u>測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</u></p> <p>e) <u>取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</u></p> <p>(4) <u>統括者、各部長及び各課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する (4.2.4 参照)。また、その機器及び影響を受けた業務・使用施設等に対して、適切な処置を行う。</u></p> <p>(5) <u>統括者、各部長及び各課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する (4.2.4 参照)。</u></p> <p>(6) <u>統括者、各部長及び各課長は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。</u></p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
	<p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一 般</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを8.2から8.5に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受け止めているかについての情報を外部コミュニケーション(7.2.3参照)により入手し、監視する。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。</p> <p>a) 4.2.2において定める品質マネジメント計画書</p> <p>b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</p> <p>(4) 統括監査の職は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 理事長は、監査に関する計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(7) 統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
	<p>(8) <u>内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。</u></p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) <u>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</u>  <u>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を定める。</u></p> <p>a) <u>監視及び測定の時期</u>  b) <u>監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</u></p> <p>(2) <u>これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</u>  (3) <u>これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</u>  (4) <u>所長、統括者、各部長及び各課長は、プロセスの監視及び測定の状態について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</u>  (5) <u>計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</u></p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p><u>環境・計画管理課長及び品質保証課長は、事業者検査責任者として、事業者検査を行う。また、統括者は、試験・検査の管理要領を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>検査責任者は、使用施設等の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画（7.1 参照）に従って、適切な段階で事業者検査を実施する。</u>  (2) <u>検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる事業者検査の結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</u>  (3) <u>記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。</u>  (4) <u>個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や使用施設等を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</u>  (5) <u>検査責任者は、保安活動の重要度に応じて、事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</u></p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長、所長、統括者又は各部長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、業務・使用施設等に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u>  (2) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部</u></p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
	<p>長及び各課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース（次工程への引渡し）又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(5) 所長は、使用施設等の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の必要性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>a) 機構の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見（8.2.1 参照）</p> <p>b) 業務・使用施設等に対する要求事項への適合性（8.2.3 及び 8.2.4 参照）</p> <p>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び使用施設等の特性及び傾向（8.2.3 及び 8.2.4 参照）</p> <p>d) 供給者の能力（7.4 参照）</p> <p>8.5 改 善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
	<p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、統括者及び各部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>a) 不適合等のレビュー及び分析</p> <p>b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定</p> <p>c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <p>a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合に関しては、根本的な原因を究明するための分析に関する手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、前項までの不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）を定め、これを管理する。</p> <p>(7) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p><b>8.5.3 未然防止処置</b></p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、統括者及び各部長は、他の原子力施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書」及び「水平展開実施要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者、各部長及び各課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質等の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子力施設等と共有することも含む。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査</p> <p>b) 未然防止処置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p><u>(保安上の業務の計画、実施、評価及び継続的な改善)</u></p> <p>第 13 条 <u>所長、統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、所掌する保安上の業務に必要な計画又は管理の方法を策定しなければならない。</u></p> <p>2. <u>所長、統括者、放射線管理部長、保安管理部長、工務技術部長及び担当課長（核種移行研究グループリーダー及びプルトニウム燃料施設整備室長を含む。）は、前項に基づき所掌する保安上の業務を実施しなければならない。</u></p> <p>3. <u>所長、統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、所掌する保安上の業務を定期的に評価し、必要に応じて継続的な改善を実施しなければならない。</u></p> <p><u>(検査及び試験)</u></p> <p>第 13 条の 2 <u>理事長は、品質保証計画に検査及び試験の管理について定めなければならない。</u></p> <p>2. <u>統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、前項に基づき、検査及び試験の管理方法を策定しなければならない。</u></p> <p>3. <u>担当課長（核種移行研究グループリーダー及びプルトニウム燃料施設整備室長を含む。）は、前項に基づき管理を実施しなければならない。</u></p>	<p>第 13 条 <u>削 除</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削る)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（変更後の第 12 条として品質マネジメント計画を規定したことに伴う削除）</li> <li>・記載の適正化（変更後の第 12 条として品質マネジメント計画を規定したことに伴う削除）</li> </ul>
<p><u>(内部監査)</u></p> <p>第 14 条 <u>理事長は、品質保証活動が適切に実施されていることを確認するため、統括監査の職に毎年度 1 回以上、内部監査を実施させなければならない。</u></p> <p>2. <u>統括監査の職は、前項の内部監査を実施するときには、内部監査の年度計画を作成し、理事長の承認を得なければならない。</u></p> <p>3. <u>統括監査の職は、前項の年度計画に基づき、内部監査員の選定を含む監査計画を策定し、内部監査を実施しなければならない。</u></p> <p>4. <u>統括監査の職は、前項の結果を理事長に報告しなければならない。</u></p> <p>5. <u>統括監査の職は、第 3 項の内部監査の結果、明らかとなった不適合について、本部においては安全・核セキュリティ統括部長に、核燃料サイクル工学研究所においては研究所担当理事に対して、不適合の処理及び是正処置の実施を指示しなければならない。</u></p> <p>6. <u>安全・核セキュリティ統括部長又は研究所担当理事は、前項の指示に対する不適合の処理及び是正処置を実施し、その結果を統括監査の職に報告しなければならない。また、予防処置が必要と判断した場合には、その処置を実施しなければならない。</u></p> <p>7. <u>統括監査の職は、前項の報告を受けた場合には、採られた処置を検証し、その結果を理事長に報告しなければならない。</u></p>	<p>第 14 条 <u>削 除</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（変更後の第 12 条として品質マネジメント計画を規定したことに伴う削除）</li> </ul>
<p><u>(不適合管理)</u></p> <p>第 15 条 <u>理事長は、不適合管理に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>不適合が放置されることを防ぐための管理に関する事項</u></p> <p>(2) <u>不適合の性質の記録、不適合に対して採られた特別採用を含む処置の記録の維持に関する事項</u></p>	<p>第 15 条 <u>削 除</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（変更後の第 12 条として品質マネジメント計画を規定したことに伴う削除）</li> </ul>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>(3) <u>不適合に修正を施した場合、要求事項への適合性を実証するための再検証に関する事項</u></p> <p>2. <u>統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、所長、統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、所掌する保安上の業務において不適合を検出した場合には、その不適合に関し、品質保証計画に基づき、不適合を除去するために必要な処置を行わなければならない。</u></p> <p>3. <u>統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、前項の不適合のうち、次の各号に該当する不適合の処置を所長に報告しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第52条第1項に定める事象が発生した場合</u></p> <p>(2) <u>この規定に適合しない事象が発生した場合</u></p> <p>(3) <u>その他、統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長が報告する必要があると判断した場合</u></p> <p>4. <u>所長は、前項の報告を受けた場合には、安全・核セキュリティ統括部長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(是正処置)</u></p> <p>第15条の2 <u>理事長は、是正処置に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>不適合の内容確認に関する事項</u></p> <p>(2) <u>不適合の原因特定に関する事項</u></p> <p>(3) <u>不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価に関する事項</u></p> <p>(4) <u>必要な処置の決定及び実施に関する事項</u></p> <p>(5) <u>採った処置の結果の記録に関する事項</u></p> <p>(6) <u>是正処置において実施した活動のレビューに関する事項</u></p> <p>2. <u>統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、所長、統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、所掌する保安上の業務の是正処置に関し、品質保証計画に基づき、検出した不適合が再発することを防止するために不適合の原因を除去する必要な処置を行わなければならない。</u></p> <p>3. <u>統括者、放射線管理部長、保安管理部長又は工務技術部長は、前項の是正処置のうち、前条第3項の不適合に関する是正処置を所長に報告しなければならない。</u></p> <p>4. <u>所長は、前項の報告を受けた場合には、安全・核セキュリティ統括部長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(予防処置)</u></p> <p>第16条 <u>理事長は、予防処置に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>起こり得る不適合及びその原因の特定に関する事項</u></p> <p>(2) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価に関する事項</u></p> <p>(3) <u>必要な処置の決定及び実施に関する事項</u></p> <p>(4) <u>採った処置の結果の記録に関する事項</u></p> <p>(5) <u>予防処置において実施した活動のレビューに関する事項</u></p> <p>(6) <u>他の組織から得られた核燃料物質の使用等に係る技術情報について、自らの使用</u></p>	<p><u>(削る)</u></p> <p>第16条 <u>削 除</u></p>	<p>・記載の適正化(変更後の第12条として品質マネジメント計画を規定したことに伴う削除)</p> <p>・記載の適正化(変更後の第12条として品質マネジメント計画を規定したことに伴う削除)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>施設等の保安の向上にいかすための措置に関する事項</p> <p>2. <u>安全・核セキュリティ統括部長、所長、統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、所掌する保安上の業務の予防処置に関し、品質保証計画に基づき、起こり得る不適合が発生することを防止するために必要な処置を行わなければならない。</u></p> <p>3. <u>安全・核セキュリティ統括部長は、第 15 条第 4 項の報告及び前条第 4 項の報告について、品質保証計画に基づき、機構内に必要な予防処置を行わなければならない。</u></p> <p><u>(品質保証計画の継続的な改善)</u></p> <p>第 17 条 <u>理事長は、品質保証計画に基づく品質保証活動が適切に機能していることを評価するため、年 1 回以上、マネジメントレビューを実施しなければならない。</u></p> <p>2. <u>管理責任者は、所掌する品質保証活動を確認し、次の各号に掲げる事項を評価して、マネジメントレビューにおいて理事長に報告しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>内部監査の結果</u></p> <p>(2) <u>原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</u></p> <p>(3) <u>保安活動の成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果</u></p> <p>(4) <u>是正処置及び予防処置の状況</u></p> <p>(5) <u>前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u></p> <p>(6) <u>品質保証活動に影響を及ぼす可能性のある変更</u></p> <p>(7) <u>品質保証活動の改善のための提案</u></p> <p>3. <u>理事長は、マネジメントレビューの結果に応じて、品質保証活動を適切かつ有効に機能させるために、必要な改善事項を、統括監査の職、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長及び研究所担当理事に指示しなければならない。</u></p> <p>4. <u>理事長は、本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者を通じて前項の指示に対する処置状況を確認し、品質保証計画を継続的に改善しなければならない。</u></p> <p><u>(文書及び記録の管理)</u></p> <p>第 17 条の 2 <u>安全・核セキュリティ統括部長、所長、統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、品質保証計画に基づき、次の各号に掲げる事項を定めた文書及び記録の管理の方法を策定しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>この規定に定める保安に必要な文書及び記録に関する事項</u></p> <p>(2) <u>文書の制定、レビュー、改定、識別、配付、外部文書及び廃止文書に関する事項</u></p> <p>(3) <u>記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関する事項</u></p> <p>2. <u>第 4 条第 1 項第 1 号から第 46 号に掲げる者は、前項に基づき文書及び記録の管理を実施しなければならない。</u></p> <p><u>(品質保証に関する教育)</u></p> <p>第 17 条の 3 <u>理事長は、管理責任者に第 I-1-(2)表に掲げる教育を実施させなければならない。</u></p> <p>2. <u>所長は、内部監査員に第 I-1-(2)表に掲げる教育を実施し、教育の有効性を評価するとともに、その結果を記録しなければならない。</u></p>	<p>第 17 条 <u>削 除</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>・記載の適正化（変更後の第 12 条として品質マネジメント計画を規定したことに伴う削除）</p> <p>・記載の適正化（変更後の第 12 条として品質マネジメント計画を規定したことに伴う削除）</p> <p>・記載の適正化（変更後の第 12 条として品質マネジメント計画を規定したことに伴う削除）</p>



変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>3. <u>環境センター内各部長、プルセンター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、第 I-1-(2) 表に掲げる従業員に対し、教育を実施し、教育の有効性を評価するとともに、その結果を記録しなければならない。</u></p> <p>(記載なし)</p> <p>(記載なし)</p> <p>(記載なし)</p> <p>(記載なし)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 施設管理</b></p> <p><u>(施設管理方針の策定)</u>  <b>第 12 条の 2</b> 理事長は、使用施設等が原子炉等規制法第 52 条第 1 項又は第 55 条第 1 項の許可を受けたところによるものであり、かつ、原子炉等規制法第 55 条の 2 第 2 項第 2 号の技術上の基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、<u>施設管理方針を定めなければならない。</u></p> <p><b>2.</b> 理事長は、<u>定期に施設管理方針の評価を行い、必要に応じて見直しを実施しなければならない。</u></p> <p><u>(施設管理目標の策定)</u>  <b>第 12 条の 3</b> 所長は、<u>前条の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき研究所の施設管理目標を定めなければならない。</u></p> <p><b>2.</b> 所長は、<u>定期に及び必要に応じて、研究所の施設管理目標の評価を行い、必要に応じて見直しを実施しなければならない。</u></p> <p><b>3.</b> 統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、<u>第 1 項の研究所の施設管理目標を踏まえ、達成すべき施設管理目標を定めなければならない。</u></p> <p><b>4.</b> 統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、<u>定期に及び必要に応じて、施設管理目標の評価を行い、必要に応じて見直しを実施しなければならない。</u></p> <p><u>(施設管理実施計画の策定)</u>  <b>第 12 条の 4</b> 統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、<u>前条により定められた施設管理目標を達成するため、所掌する設備・機器について、次の各号の事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</u></p> <p><b>(1)</b> <u>施設管理の実施に関する始期及び期間に関すること。</u></p> <p><b>(2)</b> <u>使用施設等の設計及び工事に関すること。</u></p> <p><b>(3)</b> <u>使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p><b>(4)</b> <u>使用施設等の点検・検査等の方法、実施頻度及び時期に関すること。</u></p> <p><b>(5)</b> <u>使用施設等の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p><b>(6)</b> <u>使用施設等の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p><b>(7)</b> <u>前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置に関すること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用規則第 2 条の 11 の 7 の反映（「施設管理」の導入に伴う章の追加）</li> <li>・使用規則第 2 条の 11 の 7 第 1 号の反映（施設管理方針の策定）</li> <li>・使用規則第 2 条の 11 の 7 第 3 号の反映（施設管理目標の策定）</li> <li>・使用規則第 2 条の 11 の 7 第 4 号の反映（施設管理実施計画（設備保全整理表及び検査要否整理表を含む。）の策定）</li> </ul>

変 更 前	変 更 後	変更理由
(記載なし)	<p>(8) <u>使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2. <u>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>使用施設等の工事の方法及び時期</u></p> <p>(2) <u>使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3. <u>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、使用施設等の操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合には、当該使用施設等の状態に応じて、使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画及び特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</u></p> <p>4. <u>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、前三項の施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表について、核燃料取扱主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>5. <u>放射線管理部長及び工務技術部長は施設管理実施計画を策定した場合は、施設を所掌する統括者に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。</u></p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第12条の5 <u>核燃料管理者（環境・計画管理課長を除く。）、施設運転管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</u></p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第12条の6 <u>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を年1回及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>(施設管理に関する定期的な検査)</p> <p>第12条の7 <u>独立検査組織は、施設管理に関する定期的な検査を実施するに当たり、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>定期的な検査計画</u></p> <p>イ) <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ) <u>検査の項目及び実施体制</u></p> <p>ハ) <u>予定期間</u></p> <p>ニ) <u>定量的な施設管理目標（重要度の高い設備・機器に限る。）</u></p> <p>(2) <u>定期的な検査要領</u></p> <p>イ) <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ) <u>検査の項目及び検査場所</u></p> <p>ハ) <u>検査前条件</u></p>	<p>・使用規則第2条の11の7第4号の反映（施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に基づく保全活動の実施を規定）</p> <p>・使用規則第2条の11の7第5号及び6号の反映（施設管理方針等の評価及びその結果の反映）</p> <p>・使用規則第2条の11の7第4号の反映（定期的な検査に係る検査計画書及び検査要領書の策定）</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>第4章 保安教育訓練</b></p> <p>(保安教育)</p> <p>第18条 所長は、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p><b>3. 環境センター内各部長及びプルセンター内各部長は、前項の教育の実施に当たっては、あらかじめ保安教育に係る年度計画を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに、環境技術開発センター長又はプルトニウム燃料技術開発センター長の承認を得なければならない。</b></p> <p><b>2. 環境センター内各部長及びプルセンター内各部長は、前項に基づき、従業員に対し、第I-1-1-(3)表に基づき、必要な保安教育を実施しなければならない。</b></p> <p><b>4. 環境センター内各部長及びプルセンター内各部長は、新たに業務を行う従業員に対し、第I-1-1-(3)表に掲げる保安教育を実施しなければならない。ただし、同表に掲げる項目について、十分な知識技能を有していると認められる者及び既に教育を施されている項目については、省略することができる。</b></p> <p><b>5. 環境センター内各部長及びプルセンター内各部長は、第29条第3項に基づき緊急作業に従事する要員(以下「緊急作業に従事する要員」という。)として選定を受けようとする者に対し、第I-1-1-(4)表に基づき、必要な保安教育を緊急作業に従事させる前に実施しなければならない。</b></p> <p><b>6. 放射線管理部長及び工務技術部長は、従業員及び緊急作業に従事する要員に対して行う保安教育については、第2項、第4項及び第5項を準用する。</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 保安教育訓練</b></p> <p>(保安教育)</p> <p>第18条 所長は、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p><b>2. 使用施設内各課長は、第I-1-1-(1)表に従い、保安教育に係る年度計画を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得た後、環境技術開発センター長又はプルトニウム燃料技術開発センター長の承認を得なければならない。</b></p> <p><b>3. 使用施設内各課長は、前項に基づき、従業員に対する保安教育を実施しなければならない。</b></p> <p><b>4. 使用施設内各課長は、新たに業務を行う従業員に対し、第I-1-1-(1)表に掲げる保安教育を実施しなければならない。ただし、同表に掲げる項目について、十分な知識技能を有していると認められる者及び既に教育を施されている項目については、省略することができる。</b></p> <p><b>5. 統括者は、第29条第3項に基づき緊急作業に従事する要員(以下「緊急作業に従事する要員」という。)として選定を受けようとする者に対し、第I-1-1-(2)表に基づき、必要な保安教育を緊急作業に従事させる前に実施させなければならない。</b></p> <p><b>6. 放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する従業員及び緊急作業に従事する要員に対して行う保安教育については、第I-1-1-(1)表に従うほか、第3項、第4項及び第5項を準用する。</b></p>	<p>第5章</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化(第4章を追加したことに伴う章番号の繰下げ)</li> <li>・記載の適正化の反映(変更後の第8項:保安教育実施状況の確認及びその結果に基づく教育内容等の見直しに係る規定の追加)</li> <li>・記載の適正化(保安教育に係る年度計画の策定・同意・承認手続きの明確化)</li> <li>・記載の適正化(実状を踏まえ、教育実施者を各課長に変更)</li> <li>・記載の適正化(実状を踏まえ、新規従業員に対する教育の実施者及び省略の判定者を各課長に変更)</li> <li>・記載の適正化(実状を踏まえ、教育実施責任者を統括者に変更)</li> <li>・記載の適正化(変更後の第3</li> </ul>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>7. 保安管理部長は、従業員に対して行う保安教育については、<b>第 2 項及び</b>第 4 項を準用する。</p> <p style="text-align: center;">(記載なし)</p> <p><b>8.</b> 第 4 条第 1 項第 6 号から第 46 号に掲げる者は、従業員に対し、必要に応じて保安に関する意識向上のための啓発を行う。</p> <p>(保安訓練)</p> <p>第 19 条 所長は、使用施設等について、第 45 条に定める非常事態の措置に関する総合的な実地訓練を毎年度 1 回以上実施しなければならない。</p> <p>2. 統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、使用施設等について、異常時の措置、消火訓練、退避訓練等保安上必要な訓練を毎年度 2 回以上実施しなければならない。</p> <p>3. 統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者に対し、<b>第 I - 1 - (4) 表</b>に基づき、必要な保安訓練を実施しなければならない。また、選定後は、毎年度 1 回以上、訓練を実施しなければならない。なお、本項及び前項の訓練は、第 1 項の総合的な実地訓練と同等の項目については兼ねることができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章</b> 放射線管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第 20 条</p> <p style="text-align: center;">(記載なし)</p> <p>管理区域は、第 I - 2 図に掲げる区域とする。</p> <p><b>2.</b> 統括者は、前項に定める管理区域を、壁、さく等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別しなければならない。</p> <p>(一時管理区域)</p> <p>第 21 条 統括者は、前条第 1 項に示す区域以外の場所が、核燃料物質等の使用等において、一時的に<b>核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示 (以下「線量告示」という。)</b>第 1 条に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある場合は、その区域を一時管理区域として指定しなければならない。</p>	<p>7. 保安管理部長は、従業員に対して行う保安教育については、<b>第 I - 1 - (1) 表に従うほか、第 3 項及び</b>第 4 項を準用する。</p> <p><b>8. 統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、第 3 項から前項に掲げる保安教育の実施状況を確認し、必要に応じて保安教育内容を見直させなければならない。</b></p> <p><b>9.</b> 第 4 条第 1 項第 6 号から第 46 号に掲げる者は、従業員に対し、必要に応じて保安に関する意識向上のための啓発を行う。</p> <p>(保安訓練)</p> <p>第 19 条 所長は、使用施設等について、第 45 条に定める非常事態の措置に関する総合的な実地訓練を毎年度 1 回以上実施しなければならない。<b>なお、本訓練は、原子力事業者防災業務計画に基づき、年 1 回実施する防災訓練と併せて実施することができる。</b></p> <p>2. 統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、使用施設等について、異常時の措置、消火訓練、退避訓練等保安上必要な訓練を毎年度 2 回以上実施しなければならない。</p> <p>3. 統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者に対し、<b>第 I - 1 - (2) 表</b>に基づき、必要な保安訓練を実施しなければならない。また、選定後は、毎年度 1 回以上、訓練を実施しなければならない。なお、本項及び前項の訓練は、第 1 項の総合的な実地訓練と同等の項目については兼ねることができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 6 章</b> 放射線管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第 20 条 <b>所長は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示 (平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号。以下「線量告示」という。)</b>第 1 条に定める<b>管理区域に係る線量等の値を超え、又は超えるおそれのある区域を管理区域として指定しなければならない。</b></p> <p><b>2.</b> 管理区域は、第 I - 2 図に掲げる区域とする。</p> <p><b>3.</b> 統括者は、前項に定める管理区域を、壁、さく等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別しなければならない。</p> <p>(一時管理区域)</p> <p>第 21 条 統括者は、前条第 1 項に示す区域以外の場所が、核燃料物質等の使用等において、一時的に<b>線量告示</b>第 1 条に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある場合は、その区域を一時管理区域として指定しなければならない。</p>	<p>項を踏まえた引用条項等の変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (第 I - 1 - (1) 表及び第 I - 1 - (2) 表を削除したことに伴う表番号の繰上げ)</li> <li>記載の適正化 (項番号の繰下げ)</li> <li>記載の適正化 (防災訓練の実施頻度の明記)</li> <li>記載の適正化 (第 I - 1 - (1) 表及び第 I - 1 - (2) 表を削除したことに伴う表番号の繰上げ)</li> <li>記載の適正化 (第 4 章を追加したことに伴う章番号の繰下げ)</li> <li>記載の適正化 (管理区域設定基準の明記)</li> <li>記載の適正化 (法令番号の追加及び項番号の繰下げ)</li> <li>記載の適正化 (「線量告示」を第 20 条で定義したことによる変更)</li> </ul>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>2. 統括者は、前項に定める一時管理区域をさく、縄張等により区画し、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別しなければならない。</p> <p>3. 統括者は、一時管理区域の指定又は解除を行った場合は、直ちにその旨を核燃料取扱主務者、放射線管理部長及び放射線管理第 1 課長に通知するとともに、従業員に周知しなければならない。</p> <p>第 22 条～第 25 条 (省略)</p> <p>(管理区域の<u>出入り管理</u>)</p> <p>第 26 条 統括者は、前条第 2 項及び第 3 項により指名された者以外の者を管理区域に立ち入らせない措置を講じなければならない。</p> <p>2. 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は立会者をつけ、その指示に従わせなければならない。</p> <p>3. 環境センター内各部長、当直長又はプルセンター内各部長は、立入制限区域への人の立入りを制限しなければならない。</p> <p>4. 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) あらかじめ定められた出入口から出入りすること。</p> <p>(2) 定められた個人線量計を着用すること。</p> <p>(3) 定められた作業衣服類を着用すること。なお、作業衣服類は、定められた区域以外で着用しないこと。</p> <p>(4) 管理区域において飲食又は喫煙をしないこと。ただし、第 I - 2 表に定める場所における飲水については、この限りでない。</p> <p>(5) 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたときは放射線管理第 1 課長に通報すること。</p> <p>(6) 業務上必要でない物品を管理区域内に持ち込まないこと。</p> <p>5. 放射線管理第 1 課長は、前項第 5 号の通報を受けた場合は、その者に対し、必要な検査を行わなければならない。</p> <p>6. 放射線管理第 1 課長は、前項の検査によって体内摂取のおそれがあると認めた場合は、線量計測課長に通知しなければならない。</p> <p>7. 線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、必要な検査を行わなければならない。</p> <p>第 27 条 (省略)</p> <p>(作業に伴う放射線管理)</p> <p>第 28 条 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内で有意な放射線被ばく又は汚染を伴う作業を行う場合は、作業による線量及び作業区域の放射線環境に応じた作業方法等を記載した放射線作業計画を作成し、その実施にあたっては、計画に記載した放射線防護上の措置を講じなければならない。</p>	<p>2. 統括者は、前項に定める一時管理区域をさく、縄張等により区画し、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別しなければならない。</p> <p>3. 統括者は、一時管理区域の指定又は解除を行った場合は、直ちにその旨を核燃料取扱主務者、放射線管理部長及び放射線管理第 1 課長に通知するとともに、従業員に周知しなければならない。</p> <p>第 22 条～第 25 条 (変更なし)</p> <p>(管理区域の<u>出入管理</u>)</p> <p>第 26 条 統括者は、前条第 2 項及び第 3 項により指名された者以外の者を管理区域に立ち入らせない措置を講じなければならない。</p> <p>2. 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は立会者をつけ、その指示に従わせなければならない。</p> <p>3. 環境センター内各部長、当直長又はプルセンター内各部長は、立入制限区域への人の立入りを制限しなければならない。</p> <p>4. 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) あらかじめ定められた出入口から出入りすること。</p> <p>(2) 定められた個人線量計を着用すること。</p> <p>(3) 定められた作業衣服類を着用すること。なお、作業衣服類は、定められた区域以外で着用しないこと。</p> <p>(4) 管理区域において飲食又は喫煙をしないこと。ただし、第 I - 2 表に定める場所における飲水については、この限りでない。</p> <p>(5) 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたときは放射線管理第 1 課長に通報すること。</p> <p>(6) 業務上必要でない物品を管理区域内に持ち込まないこと。</p> <p>5. 放射線管理第 1 課長は、前項第 5 号の通報を受けた場合は、その者に対し、必要な検査を行わなければならない。</p> <p>6. 放射線管理第 1 課長は、前項の検査によって体内摂取のおそれがあると認めた場合は、線量計測課長に通知しなければならない。</p> <p>7. 線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、必要な検査を行わなければならない。</p> <p>第 27 条 (変更なし)</p> <p>(作業に伴う放射線管理)</p> <p>第 28 条 使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内で有意な放射線被ばく又は汚染を伴う作業を行う場合は、作業による線量が<u>合理的に達成できる限り低くなるよう</u>、作業区域の放射線環境に応じた作業方法等を記載した放射線作業計画を作成し、その実施にあたっては、計画に記載した放射線防護上の措置を講じなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (誤記修正)</p> <p>・記載の適正化 (ALARA 精神の明記)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>2. 放射線管理第1課長は、作業計画の作成及び実施に際し、指導・助言を行わなければならない。</p> <p>(緊急作業に係る線量限度)</p> <p>第29条 所長は、緊急やむを得ない場合は、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）を、その実効線量が100ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が1シーベルトを超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2. 所長は、前項の規定にかかわらず、線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に示すいずれかの事象が発生した場合は、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）を、その実効線量が250ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が1シーベルトを超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>3. 所長は、前二項の規定により、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の選定にあたっては、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者であることを確認する。</p> <p>(1) <b>第I-1-(4)表</b>の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者</p> <p>(2) <b>第I-1-(4)表</b>の緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 前項の場合にあつては、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災要員、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者</p> <p>4. 統括者は、放射線業務従事者を第1項又は第2項の規定により緊急作業に従事させる場合は、作業計画を作成し、核燃料取扱主務者及び放射線管理部長の同意を得なければならない。ただし、極めて緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>5. 統括者は、前項ただし書きの規定により緊急作業に従事させた場合は、核燃料取扱主務者及び放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>6. 統括者は、放射線業務従事者を第1項又は第2項の規定により緊急作業に従事させる場合は、放射線管理部長に当該作業に係る外部被ばく及び内部被ばくによる線量の測定（<u>一月以内ごとに一回</u>）を依頼しなければならない。</p> <p>7. 放射線管理部長は、前項の依頼を受けた場合は、緊急作業に係る線量について線量計測課長に測定及び評価を行わせ、その結果を統括者及び核燃料取扱主務者に報告しなければならない。</p> <p>8. 統括者は、前項の評価結果により、緊急作業に従事させた放射線業務従事者の緊急作業期間中の実効線量及び等価線量が、第1項及び第2項に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理しなければならない。</p> <p>9. 統括者は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じなければならない。</p> <p>10. 統括者は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後<u>一月以内ごとに一回</u>及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を受診させなければならない。</p> <p>11. 放射線管理部長及び工務技術部長は、放射線業務従事者を緊急作業に従事させる場</p>	<p>2. 放射線管理第1課長は、作業計画の作成及び実施に際し、指導・助言を行わなければならない。</p> <p>(緊急作業に係る線量限度)</p> <p>第29条 所長は、緊急やむを得ない場合は、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）を、その実効線量が100ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が1シーベルトを超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2. 所長は、前項の規定にかかわらず、線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に示すいずれかの事象が発生した場合は、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）を、その実効線量が250ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が1シーベルトを超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>3. 所長は、前二項の規定により、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の選定にあたっては、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者であることを確認する。</p> <p>(1) <b>第I-1-(2)表</b>の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者</p> <p>(2) <b>第I-1-(2)表</b>の緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 前項の場合にあつては、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災要員、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者</p> <p>4. 統括者は、放射線業務従事者を第1項又は第2項の規定により緊急作業に従事させる場合は、作業計画を作成し、核燃料取扱主務者及び放射線管理部長の同意を得なければならない。ただし、極めて緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>5. 統括者は、前項ただし書きの規定により緊急作業に従事させた場合は、核燃料取扱主務者及び放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>6. 統括者は、放射線業務従事者を第1項又は第2項の規定により緊急作業に従事させる場合は、放射線管理部長に当該作業に係る外部被ばく及び内部被ばくによる線量の測定（<u>1月以内ごとに1回</u>）を依頼しなければならない。</p> <p>7. 放射線管理部長は、前項の依頼を受けた場合は、緊急作業に係る線量について線量計測課長に測定及び評価を行わせ、その結果を統括者及び核燃料取扱主務者に報告しなければならない。</p> <p>8. 統括者は、前項の評価結果により、緊急作業に従事させた放射線業務従事者の緊急作業期間中の実効線量及び等価線量が、第1項及び第2項に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理しなければならない。</p> <p>9. 統括者は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じなければならない。</p> <p>10. 統括者は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後<u>1月以内ごとに1回</u>及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を受診させなければならない。</p> <p>11. 放射線管理部長及び工務技術部長は、放射線業務従事者を緊急作業に従事させる場</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（第I-1-(1)表及び第I-1-(2)表を削除したことに伴う表番号の繰上げ）</li> <li>・記載の適正化（記載表現の見直し）</li> </ul>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>合、第 4 項から第 6 項及び第 8 項から第 10 項を準用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 6 章</b> 放射線測定</p> <p>第 30 条～第 33 条 (省略)</p> <p>(放射線管理用機器の管理)</p> <p>第 34 条 統括者は、第 I－8 表に基づき放射線管理部長が指定する放射線管理用機器を常備しなければならない。</p> <p>2. 放射線管理第 1 課長は、前項に定める放射線管理用機器の作動状況について<u>毎月 1 回以上点検し</u>、異常を認めた場合は、速やかにその機能が正常に作動するよう適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3. 線量計測課長は、前項においてその機能を正常に作動させることができない旨放射線管理第 1 課長から依頼を受けた場合は、交換、修理等の措置を講じなければならない。</p> <p>4. 線量計測課長は、第 1 項に定める放射線管理用機器について、<u>機能を正常に維持するための検査を年 1 回以上行わなければならない</u>。</p> <p>5. 線量計測課長は、前項の<u>検査</u>を行った結果、異常を認めた場合は、交換、修理等の措置を講じなければならない。</p> <p>6. 線量計測課長は、第 3 項の措置、第 4 項の<u>検査結果</u>及び前項の措置について、放射線管理第 1 課長に通知しなければならない。</p> <p>7. 放射線管理第 1 課長は、定置式モニタ類 (<u>臨界警報装置を除く。</u>) の交換、修理等に際しては、同等の性能<u>又は</u>機能を有する機器等を設置し、定置式モニタ類の機能を代替させ、<u>施設検査に合格するまでの間、正常に維持するよう</u>管理しなければならない。</p> <p>なお、核燃料管理者は、<u>施設検査に合格するまでの間に</u>、保障措置検査及び保障措置検査に必要となる計量管理のために核燃料物質を使用する場合は、防護具着用等の保安措置を講ずるとともに、統括者の承認を得なければならない。また、統括者は、第 41 条に定める非常事態又は第 52 条第 4 号から第 9 号に相当する事象の発生若しくは拡大の防止上特に必要があると認めた場合は、防護具着用等の保安措置を講じた上で、核燃料管理者に対して核燃料物質を使用させることができる。</p> <p>8. 放射線管理部長は、線量計測課長に、第 4 項の検査のうち、<u>定置式モニタ類 (臨界警報装置を除く)、サーベイメータ類 (遠隔γ線用サーベイメータを除く) 及び手足</u></p>	<p>合、第 4 項から第 6 項及び第 8 項から第 10 項を準用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 7 章</b> 放射線測定</p> <p>第 30 条～第 33 条 (変更なし)</p> <p>(放射線管理用機器の管理)</p> <p>第 34 条 統括者は、第 I－8 表に基づき放射線管理部長が指定する放射線管理用機器を常備しなければならない。</p> <p>2. 放射線管理第 1 課長は、前項に定める放射線管理用機器の作動状況について<u>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより巡視及び点検し</u>、異常を認めた場合は、速やかにその機能が正常に作動するよう適切な措置を講じなければならない。<u>臨界警報装置の機能が維持できない状態になった場合は、環境技術開発センター長又はプルトニウム燃料技術開発センター長に通報しなければならない。</u></p> <p>3. 線量計測課長は、前項においてその機能を正常に作動させることができない旨放射線管理第 1 課長から依頼を受けた場合は、交換、修理等の措置を講じなければならない。</p> <p>4. 線量計測課長は、第 1 項に定める放射線管理用機器について、<u>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、点検を行わなければならない</u>。</p> <p>5. 線量計測課長は、前項の<u>点検</u>を行った結果、異常を認めた場合は、交換、修理等の措置を講じなければならない。</p> <p>6. 線量計測課長は、第 3 項の措置、第 4 項の<u>点検結果</u>及び前項の措置について、放射線管理第 1 課長に通知しなければならない。</p> <p>7. 放射線管理第 1 課長は、定置式モニタ類の更新に際しては、同等の性能<u>及び</u>機能を有する機器等を設置し、定置式モニタ類の機能を代替させ、<u>定置式モニタ類の機能を代替している期間中、正常に機能するよう</u>管理しなければならない。また、<u>第 3 項及び第 5 項による交換、修理等に際しては、必要に応じて同等の性能又は機能を有する機器等を設置し、定置式モニタ類の機能を代替させ、定置式モニタ類の機能を代替している期間中、正常に機能するよう</u>管理しなければならない。</p> <p>なお、核燃料管理者は、<u>定置式モニタ類の機能を代替している期間中に</u>、保障措置検査及び保障措置検査に必要となる計量管理のために核燃料物質を使用する場合は、防護具着用等の保安措置を講ずるとともに、統括者の承認を得なければならない。また、統括者は、第 41 条に定める非常事態又は第 52 条第 4 号から第 9 号に相当する事象の発生若しくは拡大の防止上特に必要があると認めた場合は、防護具着用等の保安措置を講じた上で、核燃料管理者に対して核燃料物質を使用させることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化 (第 4 章を追加したことに伴う章番号の繰下げ)</li> <li>・使用規則第 2 条の 11 の 7 第 4 号の反映 (施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に基づく施設管理)</li> <li>・記載の適正化 (臨界警報装置の機能が維持できなくなった場合の措置の規定)</li> <li>・記載の適正化 (「施設管理」の導入に伴う用語の変更)</li> <li>・記載の適正化 (定置式モニタ類の更新、修理等に伴う措置の明確化)</li> <li>・記載の適正化 (変更前の第 8 項及び第 9 項について、施設管理実施計画に基づく保全活動となることから削除)</li> </ul>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p><u>等のモニタ類の校正を施設の定期的な自主検査として実施させなければならない。</u>  <u>9. 放射線管理部長は、前項の校正結果を所掌する施設の統括者に報告するとともに、核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 7 章</b> 核燃料物質等の運搬</p> <p>(管理区域外への搬出)</p> <p>第 35 条 核燃料管理者及び放射線管理部内各課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出する場合は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。なお、<b>昭和 53 年総理府令第 57 号</b>「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「事業所外運搬規則」という。)に定める輸送物の基準に適合したものにあってはこの限りでない。</p> <p>(1) 核燃料物質等の種類、数量及び性状に応じた容器を使用すること。ただし、大型の機械等で容器に梱包することが著しく困難な物であって障害防止の措置を講じたものは、この限りでない。</p> <p>(2) 容器、機器等をできるだけ除染し、表面密度、線量率について周辺監視区域内運搬は第 I - 9 表及び第 I - 10 表並びに周辺監視区域外運搬は第 I - 9 表及び第 I - 11 表に定める値を超えないようにすること。</p> <p>(3) 前各号のほか、使用規則<b>第 2 条の 11 の 7</b>に定める措置を講ずること。</p> <p>2. 核燃料管理者及び放射線管理部内各課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出する場合は放射線管理第 1 課長に通知しなければならない。</p> <p>3. 放射線管理第 1 課長は、前項の通知を受けたときは、搬出に係る表面密度及び線量率が第 1 項第 2 号に規定する値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>第 36 条 (省略)</p> <p>(周辺監視区域外への運搬)</p> <p>第 37 条 核燃料管理者は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、その業務を環境技術開発センターにおいては環境・計画管理課長へ、プルトニウム燃料技術開発センターにおいては核物質管理課長へ依頼しなければならない。ただし、新燃料集合体等については核物質管理課長が実施する。</p> <p>2. 核燃料管理者は、前項の依頼を行う場合は、担当部長の承認を得なければならない。</p> <p>3. 担当部長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の同意を得なければならない。</p> <p>4. 環境・計画管理課長及び核物質管理課長は、事業所外運搬規則に定める BM 型輸送物、BU 型輸送物及び核分裂性輸送物並びに収納される六ふっ化ウランの重量が 0.1 キログラム以上となる核燃料輸送物を運搬する場合は、あらかじめ運搬計画書を作成し、統括者の確認を受けるとともに、核燃料取扱主務者の同意を得た後、所長の承認を得な</p>	<p style="text-align: center;"><u>(削る)</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 8 章</b> 核燃料物質等の運搬</p> <p>(管理区域外への搬出)</p> <p>第 35 条 核燃料管理者及び放射線管理部内各課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出する場合は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。なお、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(<b>昭和 53 年総理府令第 57 号</b>。以下「事業所外運搬規則」という。)に定める輸送物の基準に適合したものにあってはこの限りでない。</p> <p>(1) 核燃料物質等の種類、数量及び性状に応じた容器を使用すること。ただし、大型の機械等で容器に梱包することが著しく困難な物であって障害防止の措置を講じたものは、この限りでない。</p> <p>(2) 容器、機器等をできるだけ除染し、表面密度、線量率について周辺監視区域内運搬は第 I - 9 表及び第 I - 10 表並びに周辺監視区域外運搬は第 I - 9 表及び第 I - 11 表に定める値を超えないようにすること。</p> <p>(3) 前各号のほか、使用規則<b>第 2 条の 11 の 10</b>に定める措置を講ずること。</p> <p>2. 核燃料管理者及び放射線管理部内各課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出する場合は放射線管理第 1 課長に通知しなければならない。</p> <p>3. 放射線管理第 1 課長は、前項の通知を受けたときは、搬出に係る表面密度及び線量率が第 1 項第 2 号に規定する値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>第 36 条 (変更なし)</p> <p>(周辺監視区域外への運搬)</p> <p>第 37 条 核燃料管理者は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、その業務を環境技術開発センターにおいては環境・計画管理課長へ、プルトニウム燃料技術開発センターにおいては核物質管理課長へ依頼しなければならない。ただし、新燃料集合体等については核物質管理課長が実施する。</p> <p>2. 核燃料管理者は、前項の依頼を行う場合は、担当部長の承認を得なければならない。</p> <p>3. 担当部長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の同意を得なければならない。</p> <p>4. 環境・計画管理課長及び核物質管理課長は、事業所外運搬規則に定める BM 型輸送物、BU 型輸送物及び核分裂性輸送物並びに収納される六ふっ化ウランの重量が 0.1 キログラム以上となる核燃料輸送物を運搬する場合は、あらかじめ運搬計画書を作成し、統括者の確認を受けるとともに、核燃料取扱主務者の同意を得た後、所長の承認を得な</p>	<p>・記載の適正化(第 4 章を追加したことに伴う章番号の繰下げ)</p> <p>・記載の適正化(法令番号の記載に係る他の条文との整合)</p> <p>・記載の適正化(使用規則の改正に伴う引用条項の変更)</p> <p>・記載の適正化(法令番号の記載に係る他の条文との整合)</p>



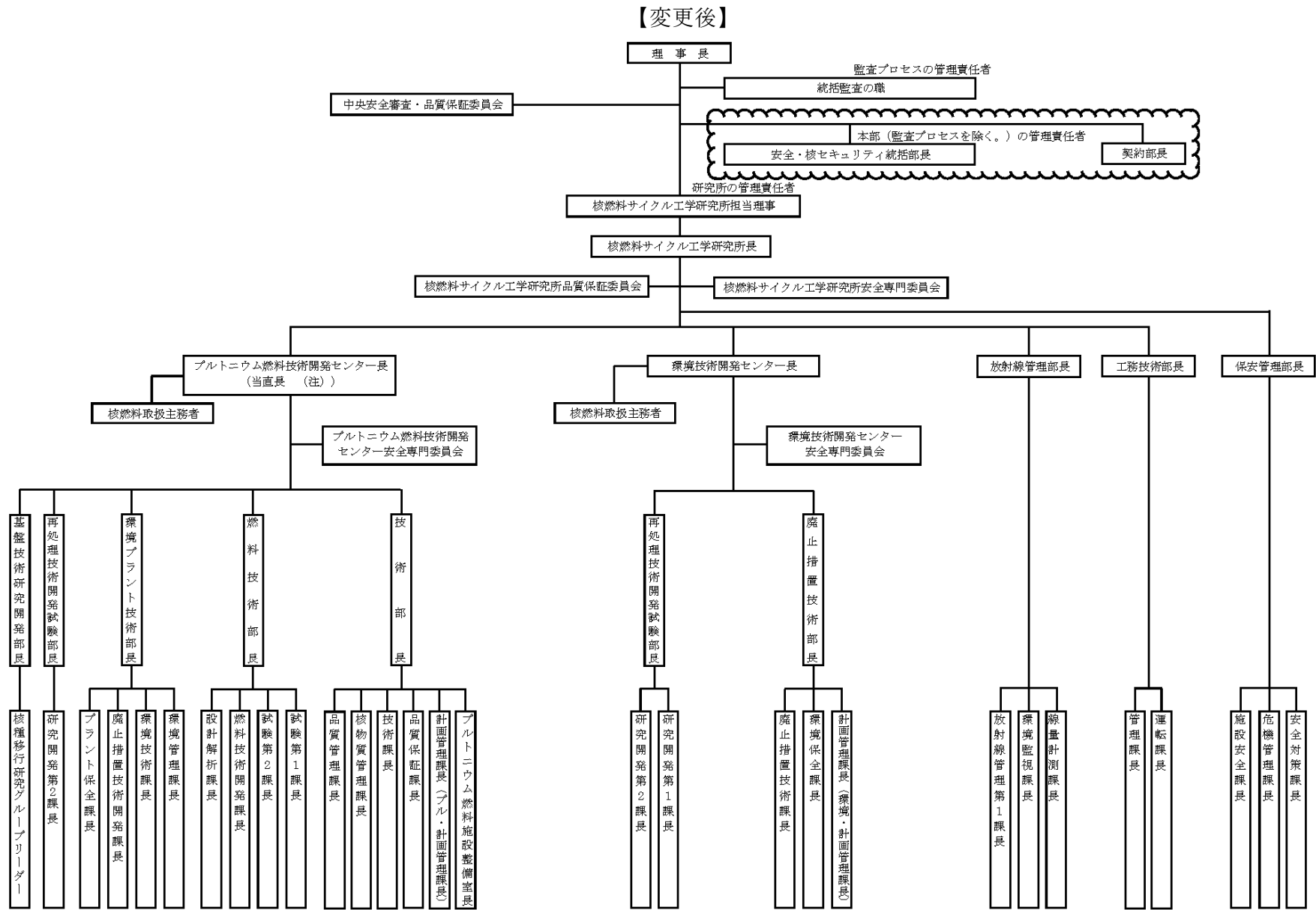
変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>なければならない。</p> <p>5. 環境・計画管理課長及び核物質管理課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、事業所外運搬規則及び<u>昭和 53 年運輸省令第 72 号</u>「核燃料物質等車両運搬規則」並びにその他関係法令に従って行わなければならない。</p> <p>6. 環境・計画管理課長又は核物質管理課長は、輸送物を運搬した場合は、その結果を統括者に報告するとともに、核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>7. 統括者は、前項の報告のうち、第 4 項に規定する輸送物に係る運搬結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>8. 所長は、第 5 項の運搬に当たり、運搬関係者及び機構外関係機関への連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。</p> <p>9. 前各項の規定にかかわらず、環境・計画管理課長又は核物質管理課長以外の者が運搬を行う場合は、環境・計画管理課長又は核物質管理課長は、運搬計画、運搬の際に講ずる措置及び運搬結果について確認し、統括者に報告するとともに、核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>10. 統括者は、前項のうち、BM 型輸送物、BU 型輸送物及び核分裂性輸送物並びに収納される六ふっ化ウランの重量が 0.1 キログラム以上となる核燃料輸送物に係る運搬計画及び運搬結果について、所長に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 8 章</b> 放射性廃棄物等の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の放出管理)</p> <p>第 38 条 統括者は、排気設備からの放射性気体廃棄物の放出によって、周辺監視区域外における空気中の放射性物質の 3 か月間の平均濃度が、線量告示第 8 条第 1 項に定める基準を超えないように<u>しなければならない。</u></p> <p>2. 放射線管理第 1 課長は、排気中の放射性物質濃度を、排気モニタにより連続的に測定又は捕集試料により測定しなければならない。</p> <p>3. 放射線管理第 1 課長は、前項の測定結果をとりまとめ、放射線管理部長に報告するとともに、当該施設の統括者及び核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>4. 放射線管理第 1 課長は、排気中の放射性物質濃度が異常に高くなったとき、又は、そのおそれがあるときは、放射線管理部長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>5. 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、当該施設の統括者にその原因の除去等、必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、当該施設の核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>6. 統括者は、前項の勧告を受けた場合は、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(放射性液体廃棄物の放出管理)</p> <p>第 39 条 統括者は、排水を周辺監視区域外に放出する場合は、線量告示第 8 条第 1 項に定める基準を超えないように<u>しなければならない。</u></p>	<p>なければならない。</p> <p>5. 環境・計画管理課長及び核物質管理課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、事業所外運搬規則及び核燃料物質等車両運搬規則<u>(昭和 53 年運輸省令第 72 号)</u>並びにその他関係法令に従って行わなければならない。</p> <p>6. 環境・計画管理課長又は核物質管理課長は、輸送物を運搬した場合は、その結果を統括者に報告するとともに、核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>7. 統括者は、前項の報告のうち、第 4 項に規定する輸送物に係る運搬結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>8. 所長は、第 5 項の運搬に当たり、運搬関係者及び機構外関係機関への連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。</p> <p>9. 前各項の規定にかかわらず、環境・計画管理課長又は核物質管理課長以外の者が運搬を行う場合は、環境・計画管理課長又は核物質管理課長は、運搬計画、運搬の際に講ずる措置及び運搬結果について確認し、統括者に報告するとともに、核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>10. 統括者は、前項のうち、BM 型輸送物、BU 型輸送物及び核分裂性輸送物並びに収納される六ふっ化ウランの重量が 0.1 キログラム以上となる核燃料輸送物に係る運搬計画及び運搬結果について、所長に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 9 章</b> 放射性廃棄物等の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の放出管理)</p> <p>第 38 条 統括者は、排気設備からの放射性気体廃棄物の放出によって、周辺監視区域外における空気中の放射性物質の 3 か月間の平均濃度が、線量告示第 8 条第 1 項に定める基準を超えないように<u>管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。</u></p> <p>2. 放射線管理第 1 課長は、排気中の放射性物質濃度を、排気モニタにより連続的に測定又は捕集試料により測定しなければならない。</p> <p>3. 放射線管理第 1 課長は、前項の測定結果をとりまとめ、放射線管理部長に報告するとともに、当該施設の統括者及び核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>4. 放射線管理第 1 課長は、排気中の放射性物質濃度が異常に高くなったとき、又は、そのおそれがあるときは、放射線管理部長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>5. 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、当該施設の統括者にその原因の除去等、必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、当該施設の核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>6. 統括者は、前項の勧告を受けた場合は、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(放射性液体廃棄物の放出管理)</p> <p>第 39 条 統括者は、排水を周辺監視区域外に放出する場合は、線量告示第 8 条第 1 項に定める基準を超えないように<u>管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限</u></p>	<p>・記載の適正化（第 4 章を追加したことに伴う章番号の繰下げ）</p> <p>・記載の適正化（ALARA 精神の明記）</p> <p>・記載の適正化（ALARA 精神の明記）</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>2. 排水管理を所掌する核燃料管理者は、排水を廃水処理設備等から放出する場合は、環境監視課長の承認を<b>得るとともに</b>、統括者の放出の許可を得なければならない。</p> <p>3. 環境監視課長は、前項の承認に当たり、排水の試料について測定を行い、線量告示第 8 条第 1 項に定める値以下であることを確認しなければならない。</p> <p>4. 環境監視課長は、前項の測定結果をとりまとめ、放射線管理部長に報告するとともに、当該施設の核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>5. 環境監視課長は、第 3 項の測定の結果、異常を認めるときは、放射線管理部長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>6. 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、当該施設の統括者にその原因の調査、原因の除去等の安全上必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、当該施設の核燃料取扱主務者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>7. 統括者は、前項の勧告を受けた場合は、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 40 条～第 40 条の 2 (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 9 章</b> 非常の場合に採るべき措置</p> <p>第 41 条～第 44 条 (省略)</p> <p>(非常事態の措置)</p> <p>第 45 条 従業員は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めた場合は、応急の措置を行うとともに、次の各号に定める通報を行わなければならない。</p> <p>(1) 環境技術開発センターの使用施設等にあつては担当課長に通報すること。</p> <p>(2) プルトニウム燃料技術開発センターの使用施設等にあつては当直長又は担当課長(核種移行研究グループリーダー及びプルトニウム燃料施設整備室長を含む。)に通報すること。</p> <p>2. 当直長又は担当課長(核種移行研究グループリーダー及びプルトニウム燃料施設整備室長を含む。)は、前項の通報を受け、その状況が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置を講ずるとともに、通報連絡責任者に通報しなければならない。</p> <p>3. 通報連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、研究所連絡責任者に通報しなければならない。</p> <p>4. 研究所連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、第 44 条に定める通報連絡系統に従い通報しなければならない。</p>	<p><u>り低くなるよう管理しなければならない。</u></p> <p>2. 排水管理を所掌する核燃料管理者は、排水を廃水処理設備等から放出する場合は、環境監視課長の承認を<b>得た後</b>、統括者の放出の許可を得なければならない。</p> <p>3. 環境監視課長は、前項の承認に当たり、排水の試料について測定を行い、線量告示第 8 条第 1 項に定める値以下であることを確認しなければならない。</p> <p>4. 環境監視課長は、前項の測定結果をとりまとめ、放射線管理部長に報告するとともに、当該施設の核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>5. 環境監視課長は、第 3 項の測定の結果、異常を認めるときは、放射線管理部長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>6. 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、当該施設の統括者にその原因の調査、原因の除去等の安全上必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、当該施設の核燃料取扱主務者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>7. 統括者は、前項の勧告を受けた場合は、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 40 条～第 40 条の 2 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 10 章</b> 非常の場合に採るべき措置</p> <p>第 41 条～第 44 条 (変更なし)</p> <p>(非常事態の措置)</p> <p>第 45 条 従業員は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めた場合は、応急の措置を行うとともに、次の各号に定める通報を行わなければならない。</p> <p>(1) 環境技術開発センターの使用施設等にあつては担当課長に通報すること。</p> <p>(2) プルトニウム燃料技術開発センターの使用施設等にあつては当直長又は担当課長(核種移行研究グループリーダー及びプルトニウム燃料施設整備室長を含む。)に通報すること。</p> <p>2. 当直長又は担当課長(核種移行研究グループリーダー及びプルトニウム燃料施設整備室長を含む。)は、前項の通報を受け、その状況が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置<b>(避難指示等を含む。)</b>を講ずるとともに、通報連絡責任者に通報しなければならない。</p> <p>3. 通報連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、研究所連絡責任者に通報しなければならない。</p> <p>4. 研究所連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、第 44 条に定める通報連絡系統に従い通報しなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(放出許可に係る承認・許可手続きの明確化)</p> <p>・記載の適正化(第 4 章を追加したことに伴う章番号の繰下げ)</p> <p>・記載の適正化(緊急事態発生時における見学者等に対する避難指示の明記)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>(非常時の組織の設置)</p> <p>第 46 条 所長は、前条第 4 項に基づく通報を受け非常事態に該当すると判断した場合は、<u>核燃料サイクル工学研究所</u>に非常時の組織を設置しなければならない。</p> <p>第 47 条 (省略)</p> <p>(防災体制の発令)</p> <p>第 48 条 所長は、第 45 条第 2 項に基づく通報を受けた場合において、原子力災害対策特別措置法に基づく事象に該当すると判断した場合は、直ちに<u>核燃料サイクル工学研究所</u>に防災体制を発令しなければならない。</p> <p>第 49 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 10 章</b> 記録及び報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第 50 条 統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、その所掌する業務に関し、第 I-12 表に定める事項について記録し、<u>保存</u>させなければならない。</p> <p>2. 担当課長（核種移行研究グループリーダー及びプルトニウム燃料施設整備室長を含む。）は、第 I-12 表に掲げる事項のうち、その所掌する事項について記録し、<u>保存</u>しなければならない。</p> <p>3. 本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者は、第 I-12 表に掲げる<u>品質保証計画書</u>を<u>保存</u>しなければならない。</p> <p>4. この規定に定める保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録については、<u>第 17 条の 2</u>に定める文書及び記録の管理の方法に基づき記録し、<u>保存</u>しなければならない。</p> <p>第 51 条 (省略)</p> <p>(報 告)</p> <p>第 52 条 所長は、次の各号の一に掲げる事項に該当する場合は、直ちに理事長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。</p> <p>(2) 使用施設等の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置</p>	<p>(非常時の組織の設置)</p> <p>第 46 条 所長は、前条第 4 項に基づく通報を受け非常事態に該当すると判断した場合は、<u>研究所</u>に非常時の組織を設置しなければならない。</p> <p>第 47 条 (変更なし)</p> <p>(防災体制の発令)</p> <p>第 48 条 所長は、第 45 条第 4 項に基づく通報を受けた場合において、原子力災害対策特別措置法に基づく事象に該当すると判断した場合は、直ちに<u>研究所</u>に防災体制を発令しなければならない。</p> <p>第 49 条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 11 章</b> 記録及び報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第 50 条 統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、その所掌する業務に関し、第 I-12 表に定める事項について記録し、<u>保管</u>させなければならない。</p> <p>2. 担当課長（核種移行研究グループリーダー及びプルトニウム燃料施設整備室長を含む。）は、第 I-12 表に掲げる事項のうち、その所掌する事項について記録し、<u>保管</u>しなければならない。</p> <p>3. 本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者は、第 I-12 表に掲げる<u>品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録</u>を<u>保管</u>しなければならない。</p> <p>4. この規定に定める保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録については、<u>第 12 条の「4.2.4 記録の管理」</u>に定める文書及び記録の管理の方法に基づき記録し、<u>保管</u>しなければならない。</p> <p>第 51 条 (変更なし)</p> <p>(報 告)</p> <p>第 52 条 所長は、次の各号の一に掲げる事項に該当する場合は、直ちに理事長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。</p> <p>(2) 使用施設等の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（「研究所」を第 1 条で定義したことによる変更）</li> <li>・記載の適正化（「研究所」を第 1 条で定義したことによる変更及び誤記修正）</li> <li>・記載の適正化（第 4 章を追加したことに伴う章番号の繰下げ）</li> <li>・使用規則第 2 条の 11 第 1 項の表中の「記録」の改正に伴う変更（品質マネジメントシステム文書に関する記録）</li> <li>・記載の適正化（変更後の第 12 条の 4.2.4 項に記録の管理を規定したことに伴う変更）</li> <li>・記載の適正化（使用規則の改正に伴う引用条項の変更）</li> </ul>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>を必要とする場合であって、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。</p> <p>(3) 使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは使用施設等における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。</p> <p>(4) 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。</p> <p>(5) 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が使用規則<b>第2条の11の9</b>第4号の濃度限度を超えたとき。</p> <p>(6) 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が使用規則<b>第2条の11の9</b>第7号の濃度限度を超えたとき。</p> <p>(7) 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。</p> <p>(8) 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。 イ) 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。 ロ) 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。 ハ) 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。</p> <p>(9) 核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。</p> <p>(10) 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。</p> <p>(11) 放射線業務従事者について使用規則<b>第2条の11の4</b>第1項第1号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。</p> <p>(12) 前各号のほか、使用施設等に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>2. 所長は、前項の報告の後、速やかに次の各号に掲げる事項を明らかにした報告書を作成し、研究所担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 事故の発生日時、場所 (2) 状況及び発生に際して採った処置 (3) 原因 (4) その後の対策及び処置 (5) その他、必要な事項</p>	<p>を必要とする場合であつて、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。</p> <p>(3) 使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは使用施設等における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。</p> <p>(4) 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。</p> <p>(5) 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が使用規則<b>第2条の11の12</b>第4号の濃度限度を超えたとき。</p> <p>(6) 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が使用規則<b>第2条の11の12</b>第7号の濃度限度を超えたとき。</p> <p>(7) 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。</p> <p>(8) 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。 イ) 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。 ロ) 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。 ハ) 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。</p> <p>(9) 核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。</p> <p>(10) 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。</p> <p>(11) 放射線業務従事者について使用規則<b>第2条の11の5</b>第1項第1号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。</p> <p>(12) 前各号のほか、使用施設等に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>2. 所長は、前項の報告の後、速やかに次の各号に掲げる事項を明らかにした報告書を作成し、研究所担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 事故の発生日時、場所 (2) 状況及び発生に際して採った処置 (3) 原因 (4) その後の対策及び処置 (5) その他、必要な事項</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>第 I-1 区 使用施設等の保安に関する組織</p> <p>(注) 斜字及び斜線の置換えに係る変更を斜字とする。</p>	<p>第 I-1 区 使用施設等の保安に関する組織</p>	<p>・第 4 条に契約部長を追加したことに伴う変更</p>



第 I - 1 図 使用施設等の保安に関する組織

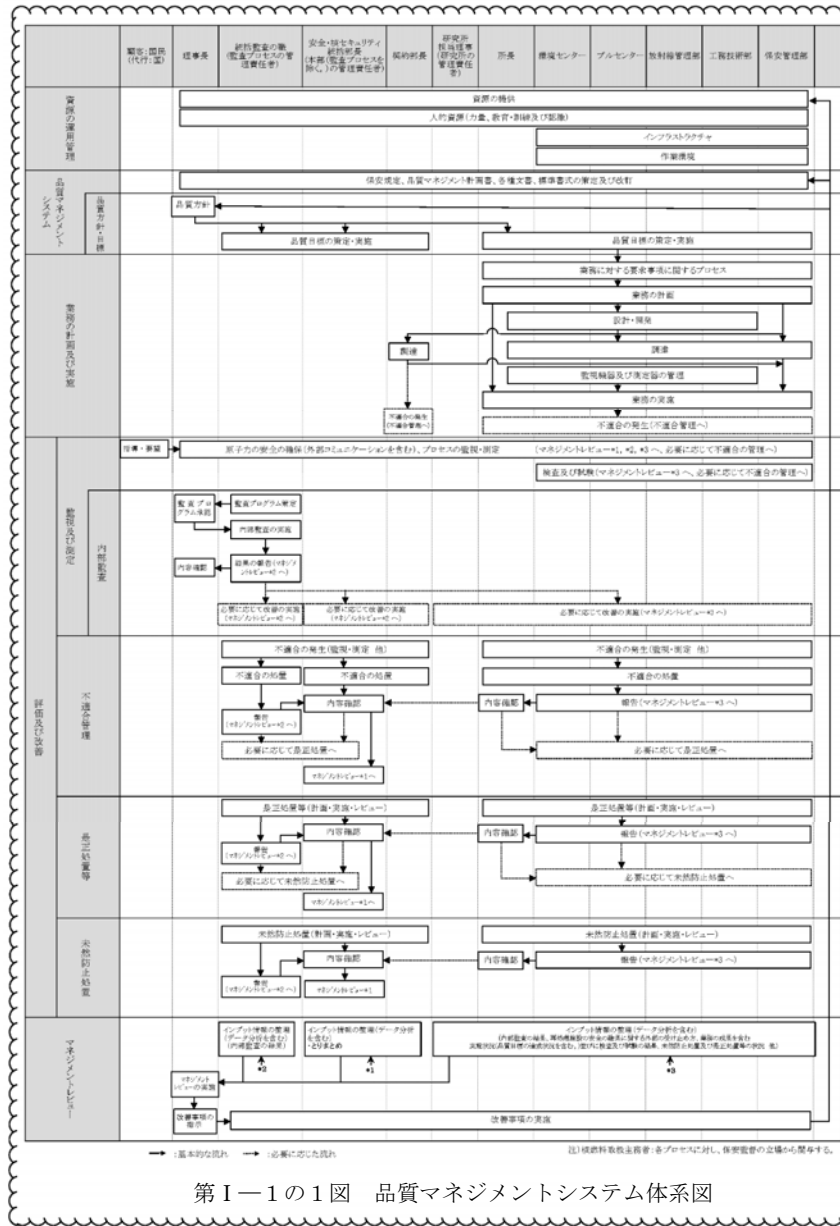
変更前

変更後

変更理由

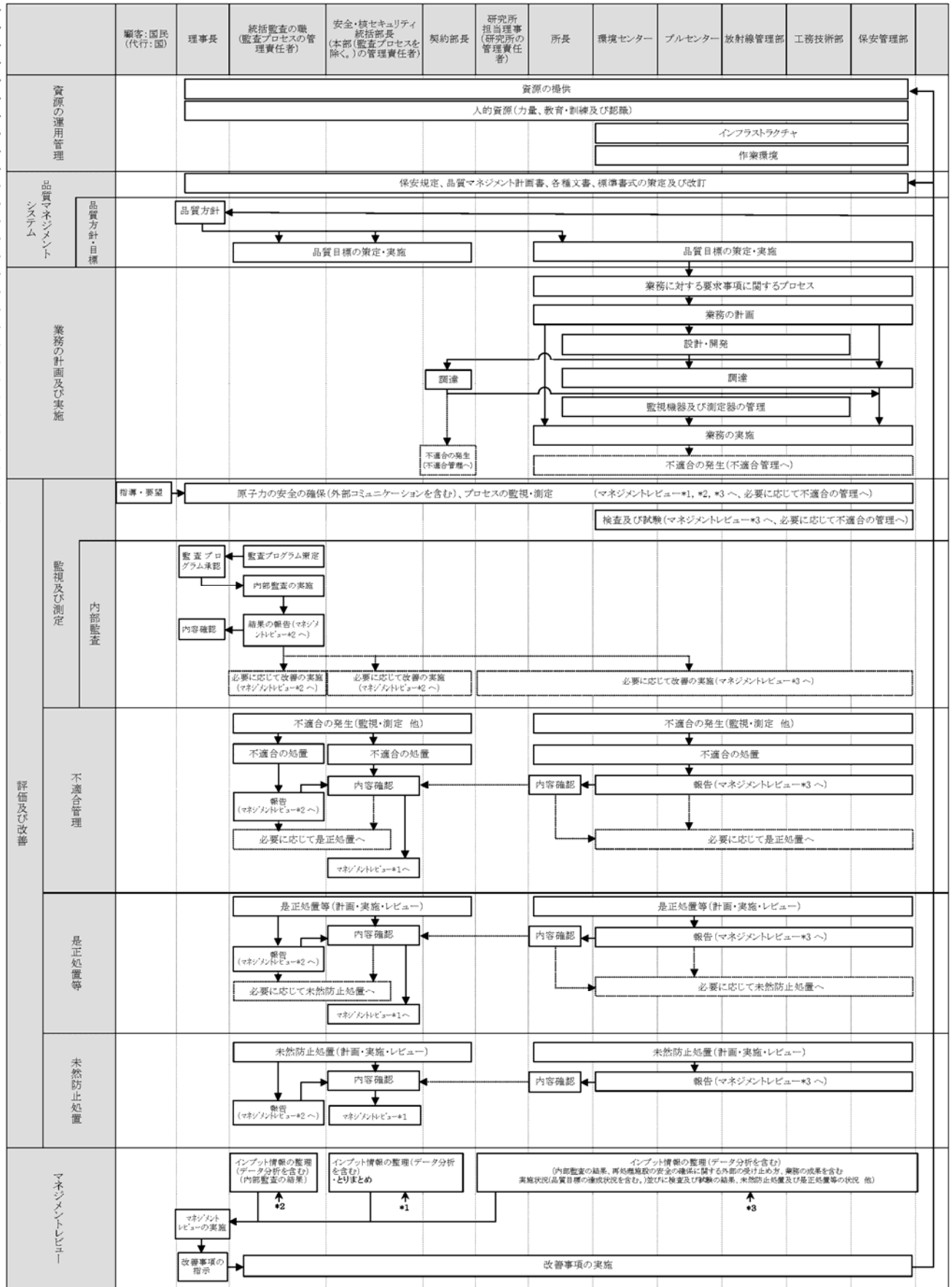
(記載なし)

・変更後の第 12 条として品質マネジメント計画を規定したことに伴う品質マネジメントシステム体系図の追加



第 I-1 の 1 図 品質マネジメントシステム体系図

【変更後】

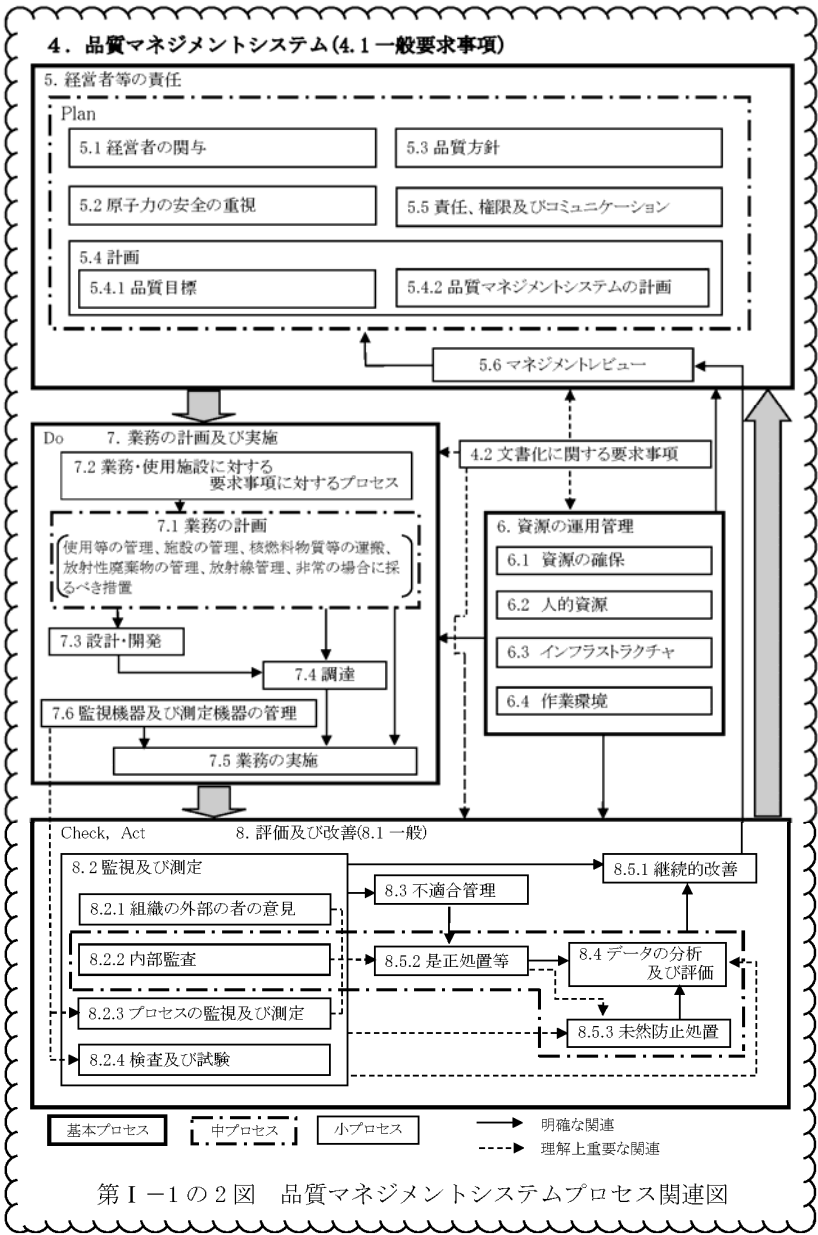


→ : 基本的な流れ    → : 必要に応じた流れ

注)核燃料取扱主務者:各プロセスに対し、保安監査の立場から関与する。

第I-1の1図 品質マネジメントシステム体系図



変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>(記載なし)</p>	 <p><b>4. 品質マネジメントシステム(4.1 一般要求事項)</b></p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>Plan</p> <p>5.1 経営者の関与      5.3 品質方針</p> <p>5.2 原子力の安全の重視      5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標      5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>Do 7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.2 業務・使用施設に対する要求事項に対するプロセス</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(使用等の管理、施設の管理、核燃料物質等の運搬、放射線廃棄物の管理、放射線管理、非常の場合に採るべき措置)</p> <p>7.3 設計・開発      7.4 調達</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>Check, Act 8. 評価及び改善(8.1 一般)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見      8.3 不適合管理</p> <p>8.2.2 内部監査      8.5.2 是正処置等</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定      8.4 データの分析及び評価</p> <p>8.2.4 検査及び試験      8.5.3 未然防止処置</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>基本プロセス      中プロセス      小プロセス</p> <p>→ 明確な関連 --- 理解上重要な関連</p> <p>第 I - 1 の 2 図 品質マネジメントシステムプロセス関連図</p>	<p>・変更後の第 12 条として品質マネジメント計画を規定したことに伴う品質マネジメントシステムプロセス関連図の追加</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>(記載なし)</p>	<div data-bbox="1010 308 1798 991" data-label="Diagram"> <p>第 I-1 の 3 図 品質マネジメントシステム文書体系</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の第 12 条として品質マネジメント計画を規定したことに伴う品質マネジメントシステム文書体系の追加</li> </ul>
<p>第 I-2-(1)図～第 I-3 図 (省略)</p>	<p>第 I-2-(1)図～第 I-3 図 (変更なし)</p>	

変 更 前

変 更 後

変更理由

第 I - 1 - (1) 表 組織と保安上の業務及び品質保証活動との関連

組織	保安上の業務及び品質保証活動	使用等の管理	施設の管理	核燃料物質等の運搬	放射線管理	放射性廃棄物の管理	非常の場合に採るべき措置	検査及び試験	内部監査	不適合を是正しに及ぼすための措置	マネジメントレビュー	文書及び記録
理事長		-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○
統括監査の職		-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○
管理責任者	監査プロセスの管理責任者(統括監査の職)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者(安全・核セキュリティ統括部長)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	研究所の管理責任者(研究所担当理事)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	安全・核セキュリティ統括部長	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	所長	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	○
	環境技術開発センター長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○
	廃止措置技術部長	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	環境・計画管理課長	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	○
	環境保全課長	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	廃止措置技術課長	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	再処理技術開発試験部長	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	研究開発第 1 課長	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	研究開発第 2 課長	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	アルトニウム燃料技術開発センター長	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○
	当直長	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	○
	技術部長	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	アルトニウム燃料施設整備室長	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	ブル・計画管理課長	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○
	品質保証課長	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○
	技術課長	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○
	核物質管理課長	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	品質管理課長	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	燃料技術部長	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	試験第 1 課長	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	試験第 2 課長	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	燃料技術開発課長	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	設計解析課長	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○
	環境プラント技術部長	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	環境管理課長	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	環境技術課長	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	廃止措置技術開発課長	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	プラント保全課長	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	基盤技術研究開発部長	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	核種移行研究グループリーダー	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	放射線管理部長	-	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○
	線量計測課長	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	○
	環境監視課長	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○
	放射線管理第 1 課長	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
	保安管理部長	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○
	安全対策課長	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○
	危機管理課長	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	○
	施設安全課長	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○
	工務技術部長	-	○	-	○	-	○	○	-	○	-	○
	運転課長	-	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○
	管理課長	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○

(削る)

・記載の適正化(変更後の第 12 条として品質マネジメント計画を規定したことに伴う削除)

変更前

変更後

変更理由

## 第 I - 1 - (2) 表 品質保証に係る教育

対象者 項目	従業員のうち、 機構と雇用関 係にある者及 び年間契約に 基づく者	管理責任者	内部監査員	頻度
品質保証計画書	0.5時間以上 <sup>注1</sup>	二	0.5時間以上 <sup>注2</sup>	策定及び改定 の都度 <sup>注3</sup>
品質保証活動に必要な 文書及び記録（書式）	0.5時間以上 <sup>注1</sup>	二	0.5時間以上 <sup>注2</sup>	策定及び改定 の都度 <sup>注3</sup>
品質保証に関する知識	二	5時間以上 <sup>注4</sup>	二	就任時 <sup>注6</sup>
内部監査の実施方法	二	7時間以上 <sup>注4</sup>	7時間以上 <sup>注5</sup>	就任時又は指 名時 <sup>注6</sup>

注1 内部監査員として教育を受けた場合は、免除する。

注2 機構と雇用関係にある者として教育を受けた場合は、免除する。

注3 改定の都度行う教育は、当該改定箇所に係る業務を行う者を対象とする。

また、部分改定の場合は、本表に規定する教育時間にかかわらず、文書の回覧等で周知することができる。

注4 就任前に内部監査員相当以上の教育を受けた場合は、免除する。

注5 指名前に内部監査員相当以上の教育を受けた場合は、免除する。

注6 就任時又は指名時に教育ができない場合は、速やかに実施する。

(削る)

- ・記載の適正化（変更後の第 I - 1 - (1) 表に統合）
- ・記載の適正化（管理責任者及び内部監査員の教育については、品質管理基準規則の要求事項ではないことから削除）

変更前

変更後

変更理由

## 第 I - 1 - (3) 表 保安教育

項目	対象者	使用等の業務に従事する従業員	付帯設備の運転保守に従事する従業員	放射線管理に従事する従業員	その他の従業員	頻度
<b>保安規定及び関係法令</b>						
核燃料物質使用変更許可申請書		○	○	○	○	1回/年及び改正の <u>つど</u> <sup>注2</sup>
使用施設等の構造、性能及び操作	基本的事項	○	○	○	○	1回/年
	施設及び設備に係る事項 (付帯設備及び放射線管理設備を除く)	○	-	-	-	1回/年
	付帯設備に係る事項	-	○	-	-	1回/年
	放射線管理設備に係る事項	-	-	○	-	1回/年
放射線管理		○	○	○	-	1回/年
核燃料物質等の取扱い		○	-	○	-	1回/年
臨界安全設計・臨界管理 <sup>注1</sup>		○	-	○	-	1回/年
非常時の措置		○	○	○	○	1回/年
安全上重要な技術上の注意事項、過去の事故事例等		○	○	○	-	1回/年
(記載なし)						
時間数		<u>7時間以上</u>	<u>5時間以上</u>	<u>7時間以上</u>	<u>2時間以上</u>	-

凡例 ○：対象 -：対象外

注1 臨界管理を要しない施設を除く。

注2 改正のつど行う教育は、当該改正箇所に係る業務を行う従業員を対象とする。

## 第 I - 1 - (1) 表 保安教育実施方針

項目	対象者	使用等の業務に従事する従業員	付帯設備の運転保守に従事する従業員	放射線管理に従事する従業員	その他の従業員	頻度
<b>関係法令及び保安規定の遵守</b>						
核燃料物質使用変更許可申請書		○	○	○	○	1回/年及び改正の <u>都度</u> <sup>注2</sup>
使用施設等の構造、性能及び操作	基本的事項	○	○	○	○	1回/年
	施設及び設備に係る事項 (付帯設備及び放射線管理設備を除く)	○	-	-	-	1回/年
	付帯設備に係る事項	-	○	-	-	1回/年
	放射線管理設備に係る事項	-	-	○	-	1回/年
放射線管理		○	○	○	-	1回/年
核燃料物質等の取扱い		○	-	○	-	1回/年
臨界安全設計・臨界管理 <sup>注1</sup>		○	-	○	-	1回/年
非常時の措置		○	○	○	○	1回/年
安全上重要な技術上の注意事項、過去の事故事例等		○	○	○	-	1回/年
<b>品質マネジメントに関する事項</b>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>1回/年及び改正の都度</u> <sup>注2</sup>
時間数		<u>8時間以上</u>	<u>6時間以上</u>	<u>8時間以上</u>	<u>3時間以上</u>	-

凡例 ○：対象 -：対象外

注1 臨界管理を要しない施設を除く。

注2 改正の都度行う教育は、当該改正箇所に係る業務を行う従業員を対象とする。

- ・記載の適正化（「保安教育実施方針」の規定への対応）
- ・記載の適正化（第 I - 1 - (1) 表及び第 I - 1 - (2) 表を削除したことに伴う表番号の繰上げ）
- ・使用規則第 2 条の 12 第 1 項第 4 号ロ項の反映（教育項目の変更）
- ・記載の適正化（変更前の第 I - 1 - (2) 表に規定した品質マネジメントに係る教育を統合）
- ・記載の適正化（誤記修正）

変更前

変更後

変更理由

**第 I - 1 - (4) 表** 緊急作業に従事する要員に係る保安教育及び保安訓練**第 I - 1 - (2) 表** 緊急作業に従事する要員に係る保安教育及び保安訓練  
(表番号のみ変更：本文変更なし)

第 I - 2 表～第 I - 7 表 (省略)

第 I - 2 表～第 I - 7 表 (変更なし)

## 第 I - 8 - (1) 表 放射線管理用機器 (B 棟)

## 第 I - 8 - (1) 表 放射線管理用機器 (B 棟)

施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器 台数	測定項目	
B 棟	定モ 置 ニ タ 式 類	排気モニタ	$\alpha$	1	排気中の放射性物質 の採取・測定	
	手モ 足ニ 等タ の類	$\beta$ 線用退出モニタ	$\beta \cdot \gamma$	1以上	表面密度測定	
		$\alpha$ 線用退出モニタ	$\alpha$	1以上		
	サメ ー ー ベ イ 類	サ ー ベ イ メ ー タ	$\alpha$ 線用サーベイメータ	$\alpha$	3以上	表面密度測定
			$\beta$ 線用サーベイメータ	$\beta \cdot \gamma$	1以上	表面密度測定
			$\gamma$ 線用サーベイメータ	$\beta \cdot \gamma$	1以上	線量率測定

施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器 台数	用途	
B 棟	定モ 置 ニ タ 式 類	排気モニタ	$\alpha$	1	排気中の放射性物質 の採取・測定	
	手モ 足ニ 等タ の類	$\beta$ 線用退出モニタ	$\beta \cdot \gamma$	1以上	表面密度測定	
		$\alpha$ 線用退出モニタ	$\alpha$	1以上		
	サメ ー ー ベ イ 類	サ ー ベ イ メ ー タ	$\alpha$ 線用サーベイメータ	$\alpha$	3以上	表面密度測定
			$\beta$ 線用サーベイメータ	$\beta \cdot \gamma$	1以上	表面密度測定
			$\gamma$ 線用サーベイメータ	$\beta \cdot \gamma$	1以上	線量率測定

- ・記載の適正化 (第 I - 1 - (1) 表及び第 I - 1 - (2) 表を削除したことに伴う表番号の繰上げ)

- ・記載の適正化 (放射線管理用機器の用途の明記)

変 更 前						変 更 後						変更理由
第 I - 8 - (2) 表 放射線管理用機器 (CPF)						第 I - 8 - (2) 表 放射線管理用機器 (CPF)						・記載の適正化 (放射線管理用機器の用途の明記)
施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器台数	測定項目	施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器台数	用途	
高レベル放射性物質研究施設 (CPF)	定置式モニタ類	γ線用エリアモニタ	γ	19以上	線量率測定	高レベル放射性物質研究施設 (CPF)	定置式モニタ類	γ線用エリアモニタ	γ	19以上	線量率測定	
		中性子線用エリアモニタ	n	2以上				中性子線用エリアモニタ	n	2以上		
		α線用空気モニタ	α	5以上	室内空气中の放射性物質の採取・測定			α線用空気モニタ	α	5以上	室内空气中の放射性物質の採取・測定	
		β線用空気モニタ	β・γ	11以上				β線用空気モニタ	β・γ	11以上		
		排気モニタ	α、β、γ、I、Kr	1	排気中の放射性物質の採取・測定			排気モニタ	α、β、γ、I、Kr	1	排気中の放射性物質の採取・測定	
		臨界警報装置	γ	1	臨界事故の監視用			臨界警報装置	γ	1	臨界事故の監視用	
	手足等のモニタ類	α線用退出モニタ	α	2以上	表面密度測定	手足等のモニタ類	α線用退出モニタ	α	2以上	表面密度測定		
		β線用退出モニタ	β・γ	2以上			β線用退出モニタ	β・γ	2以上			
	サーベイメータ類	α線用サーベイメータ	α	25以上	表面密度測定	サーベイメータ類	α線用サーベイメータ	α	25以上	表面密度測定		
		β線用サーベイメータ	β・γ	7以上	線量率測定、表面密度測定		β線用サーベイメータ	β・γ	7以上	線量率測定、表面密度測定		
		γ線用サーベイメータ	β・γ	15以上	線量率測定		γ線用サーベイメータ	β・γ	15以上	線量率測定		
		中性子線用サーベイメータ	n	3以上			中性子線用サーベイメータ	n	3以上			
		遠隔γ線用サーベイメータ	γ	3以上			遠隔γ線用サーベイメータ	γ	3以上			
	放射能測定器類	α線用放射能測定装置	α	2以上	各種試料の放射能測定	放射能測定器類	α線用放射能測定装置	α	2以上	各種試料の放射能測定		
		β線用放射能測定装置	β・γ	2以上			β線用放射能測定装置	β・γ	2以上			
		γ線用核種分析装置	γ	1以上			γ線用核種分析装置	γ	1以上			
	移動式モニタ類	可搬型α線用空気モニタ	α	1以上	室内空气中の放射性物質の採取・測定	移動式モニタ類	可搬型α線用空気モニタ	α	1以上	室内空气中の放射性物質の採取・測定		
		可搬型β線用空気モニタ	β・γ	1以上			可搬型β線用空気モニタ	β・γ	1以上			
		可搬型空気サンプラ		3以上	室内空气中の放射性物質の採取		可搬型空気サンプラ		3以上	室内空气中の放射性物質の採取		

変 更 前						変 更 後						変更理由
第 I - 8 - (3) 表 放射線管理用機器 (J 棟)						第 I - 8 - (3) 表 放射線管理用機器 (J 棟)						・記載の適正化(放射線管理用機器の用途の明記)
施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器台数	測定項目	施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器台数	用途	
J 棟	定置モニタ式類	排気モニタ	$\alpha$	1	排気中の放射性物質の採取・測定	J 棟	定置モニタ式類	排気モニタ	$\alpha$	1	排気中の放射性物質の採取・測定	
	手足等のモニタ類	$\beta$ 線用退出モニタ	$\beta \cdot \gamma$	2以上	表面密度測定		手足等のモニタ類	$\beta$ 線用退出モニタ	$\beta \cdot \gamma$	2以上	表面密度測定	
	サーベイメータ類	$\alpha$ 線用サーベイメータ	$\alpha$	4以上	表面密度測定		サーベイメータ類	$\alpha$ 線用サーベイメータ	$\alpha$	4以上	表面密度測定	
		$\beta$ 線用サーベイメータ	$\beta \cdot \gamma$	3以上				$\beta$ 線用サーベイメータ	$\beta \cdot \gamma$	3以上		
		$\gamma$ 線用サーベイメータ	$\beta \cdot \gamma$	1以上	線量率測定			$\gamma$ 線用サーベイメータ	$\beta \cdot \gamma$	1以上	線量率測定	
	放射能測定器類	$\alpha$ 線用放射能測定装置	$\alpha$	1以上	各種試料の放射能測定		放射能測定器類	$\alpha$ 線用放射能測定装置	$\alpha$	1以上	各種試料の放射能測定	
		$\beta$ 線用放射能測定装置	$\beta \cdot \gamma$	1以上				$\beta$ 線用放射能測定装置	$\beta \cdot \gamma$	1以上		



変 更 前

変 更 後

変更理由

第 I - 8 - (4) 表 放射線管理用機器 (東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫)

施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器 台 数	測 定 項 目
東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫	定 モニタ 式 類	排気モニタ	$\alpha$	1	排気中の放射性物質 の採取・測定
	手 足 等 の 類	$\beta$ 線用退出モニタ	$\beta \cdot \gamma$	1 以上	表面密度測定
	サ ー ベ イ メ ー タ 類	$\alpha$ 線用サーベイメータ	$\alpha$	1 以上	表面密度測定
		$\beta$ 線用サーベイメータ	$\beta \cdot \gamma$	1 以上	
		$\gamma$ 線用サーベイメータ	$\beta \cdot \gamma$	1 以上	線量率測定

第 I - 8 - (4) 表 放射線管理用機器 (東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫)

施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器 台 数	用 途
東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫	定 モニタ 式 類	排気モニタ	$\alpha$	1	排気中の放射性物質 の採取・測定
	手 足 等 の 類	$\beta$ 線用退出モニタ	$\beta \cdot \gamma$	1 以上	表面密度測定
	サ ー ベ イ メ ー タ 類	$\alpha$ 線用サーベイメータ	$\alpha$	1 以上	表面密度測定
		$\beta$ 線用サーベイメータ	$\beta \cdot \gamma$	1 以上	
		$\gamma$ 線用サーベイメータ	$\beta \cdot \gamma$	1 以上	線量率測定

・記載の適正化 (放射線管理用機器の用途の明記)

変更前

変更後

変更理由

第 I - 8 - (5) 表 放射線管理用機器 (ウラン廃棄物廃棄施設 その 1)

第 I - 8 - (5) 表 放射線管理用機器 (ウラン廃棄物廃棄施設 その 1)

・記載の適正化 (放射線管理用機器の用途の明記)

施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器台数	測定項目	
ウラン廃棄物廃棄施設	ウラン系廃棄物貯蔵施設	サーベイメータ類	α線用サーベイメータ	α	1以上	表面密度測定
		サーベイメータ類	β線用サーベイメータ	β・γ	1以上	
	第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	定置式モニター類	α線用空気モニタ	α	1	室内空気中の放射性物質の採取・測定
			排気モニタ	α	1	排気中の放射性物質の採取・測定
		手足等のモニター類	β線用退出モニタ	β・γ	1以上	表面密度測定
		サーベイメータ類	α線用サーベイメータ	α	1以上	表面密度測定
			β線用サーベイメータ	β・γ	1以上	
			γ線用サーベイメータ	β・γ	1以上	線量率測定
	放射能測定器類	α線用放射能測定装置	α	1以上	各種試料の放射能測定	
		β線用放射能測定装置	β・γ	1以上		
	焼却施設	定置式サンプリング	排気サンプリング	/	1	排気中の放射性物質の採取
		手足等のモニター類	β線用退出モニタ	β・γ	1以上	表面密度測定
		サーベイメータ類	α線用サーベイメータ	α	1以上	表面密度測定
	β線用サーベイメータ		β・γ	1以上		

施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器台数	用途	
ウラン廃棄物廃棄施設	ウラン系廃棄物貯蔵施設	サーベイメータ類	α線用サーベイメータ	α	1以上	表面密度測定
		サーベイメータ類	β線用サーベイメータ	β・γ	1以上	
	第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	定置式モニター類	α線用空気モニタ	α	1	室内空気中の放射性物質の採取・測定
			排気モニタ	α	1	排気中の放射性物質の採取・測定
		手足等のモニター類	β線用退出モニタ	β・γ	1以上	表面密度測定
		サーベイメータ類	α線用サーベイメータ	α	1以上	表面密度測定
			β線用サーベイメータ	β・γ	1以上	
			γ線用サーベイメータ	β・γ	1以上	線量率測定
	放射能測定器類	α線用放射能測定装置	α	1以上	各種試料の放射能測定	
		β線用放射能測定装置	β・γ	1以上		
	焼却施設	定置式サンプリング	排気サンプリング	/	1	排気中の放射性物質の採取
		手足等のモニター類	β線用退出モニタ	β・γ	1以上	表面密度測定
		サーベイメータ類	α線用サーベイメータ	α	1以上	表面密度測定
	β線用サーベイメータ		β・γ	1以上		

変 更 前						変 更 後						変更理由	
第 I - 8 - (5) 表 放射線管理用機器 (ウラン廃棄物廃棄施設 その 2)						第 I - 8 - (5) 表 放射線管理用機器 (ウラン廃棄物廃棄施設 その 2)						・記載の適正化 (放射線管理用機器の用途の明記)	
施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器台数	<u>測定項目</u>	施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器台数	<u>用途</u>		
ウ ラ ン 廃 棄 物 廃 棄 施 設	廃 油 保 管 庫	サ ー ベ イ メ ー タ 類	α線用サーベイメータ	α	1以上	表面密度測定	ウ ラ ン 廃 棄 物 廃 棄 施 設	サ ー ベ イ メ ー タ 類	α線用サーベイメータ	α	1以上		表面密度測定
		β線用サーベイメータ	β・γ	1以上	β線用サーベイメータ				β・γ	1以上			
廃 棄 物 廃 棄 施 設	水 処 理 室	定 置 式 類	排気サンプラ	/	1	排気中の放射性物質の採取	水 処 理 室	定 置 式 類	排気サンプラ	/	1	排気中の放射性物質の採取	
		手 足 等 の 類	β線用退出モニタ	β・γ	1以上	表面密度測定			手 足 等 の 類	β線用退出モニタ	β・γ	1以上	表面密度測定
サ ー ベ イ メ ー タ 類	サ ー ベ イ メ ー タ 類	α線用サーベイメータ	α	1以上	表面密度測定	サ ー ベ イ メ ー タ 類	サ ー ベ イ メ ー タ 類	α線用サーベイメータ	α	1以上	表面密度測定		
		β線用サーベイメータ	β・γ	1以上				β線用サーベイメータ	β・γ	1以上			
第 I - 8 - (5) 表 放射線管理用機器 (ウラン廃棄物廃棄施設 その 3)						第 I - 8 - (5) 表 放射線管理用機器 (ウラン廃棄物廃棄施設 その 3)						・記載の適正化 (放射線管理用機器の用途の明記) ・記載の適正化 (「分類」に係る他の表との整合)	
施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器台数	<u>測定項目</u>	施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器台数	<u>用途</u>		
ウ ラ ン 廃 棄 物 廃 棄 施 設	M	サ ー ベ イ メ ー タ 類	α線用サーベイメータ	α	2以上	表面密度測定	ウ ラ ン 廃 棄 物 廃 棄 施 設	定 置 式 類	排気モニタ	α	1		排気中の放射性物質の採取・測定
			β線用サーベイメータ	β・γ	2以上				β線用退出モニタ	β・γ	1以上		表面密度測定
			γ線用サーベイメータ	β・γ	1以上							線量率測定	
棟	定 置 式 類	排気モニタ	α	1	排気中の放射性物質の採取・測定	棟	手 足 等 の 類	α線用サーベイメータ	α	2以上	表面密度測定		
		β線用退出モニタ	β・γ	1以上	表面密度測定			β線用サーベイメータ	β・γ	2以上			
手 足 等 の 類	手 足 等 の 類	β線用退出モニタ	β・γ	1以上	表面密度測定	手 足 等 の 類	サ ー ベ イ メ ー タ 類	β線用サーベイメータ	β・γ	2以上	線量率測定		
		γ線用サーベイメータ	β・γ	1以上	線量率測定			γ線用サーベイメータ	β・γ	1以上			

変 更 前						変 更 後						変更理由
第 I - 8 - (6) 表 放射線管理用機器 (プルトニウム燃料第一開発室)						第 I - 8 - (6) 表 放射線管理用機器 (プルトニウム燃料第一開発室)						・記載の適正化 (放射線管理用機器の用途の明記)
施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器台数	測定項目	施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器台数	用途	
プルトニウム燃料第一開発室	プルトニウム類	α線用空気モニタ	α	13以上	室内空气中の放射性物質の採取・測定	プルトニウム類	定置式モニタ類	α線用空気モニタ	α	13以上	室内空气中の放射性物質の採取・測定	
		排気モニタ	α	1	排気中の放射性物質の採取・測定			排気モニタ	α	1	排気中の放射性物質の採取・測定	
		γ線用エリアモニタ	γ	1以上	線量率測定			γ線用エリアモニタ	γ	1以上	線量率測定	
		中性子線用エリアモニタ	n	1以上				中性子線用エリアモニタ	n	1以上		
		臨界警報装置	γ	2	臨界事故の監視用			臨界警報装置	γ	2	臨界事故の監視用	
	手足等のモニタ類	α線用退出モニタ	α	3以上	表面密度測定	手足等のモニタ類	α線用退出モニタ	α	3以上	表面密度測定		
	サーベイメータ類	α線用サーベイメータ	α	42以上	表面密度測定	サーベイメータ類	α線用サーベイメータ	α	42以上	表面密度測定		
		β線用サーベイメータ	β・γ	2以上	線量率測定 表面密度測定		β線用サーベイメータ	β・γ	2以上	線量率測定 表面密度測定		
		γ線用サーベイメータ	β・γ	3以上	線量率測定		γ線用サーベイメータ	β・γ	3以上	線量率測定		
		中性子線用サーベイメータ	n	1以上			中性子線用サーベイメータ	n	1以上			
	放射能測定器類	α線用放射能測定装置	α	4以上	各種試料の放射能測定	放射能測定器類	α線用放射能測定装置	α	4以上	各種試料の放射能測定		
		α線用核種分析装置	α	1以上			α線用核種分析装置	α	1以上			
	ウラン第一開発室	定置式モニタ類	排気モニタ	α	1	排気中の放射性物質の採取・測定	定置式モニタ類	排気モニタ	α	1	排気中の放射性物質の採取・測定	
		手足等のモニタ類	α線用退出モニタ	α	1以上	表面密度測定	α線用退出モニタ	α	1以上	表面密度測定		
			β線用退出モニタ	β・γ	1以上		β線用退出モニタ	β・γ	1以上			
		サーベイメータ類	α線用サーベイメータ	α	1以上	表面密度測定	サーベイメータ類	α線用サーベイメータ	α	1以上	表面密度測定	
			β線用サーベイメータ	β・γ	1以上	線量率測定 表面密度測定		β線用サーベイメータ	β・γ	1以上	線量率測定 表面密度測定	
			γ線用サーベイメータ	β・γ	1以上	線量率測定		γ線用サーベイメータ	β・γ	1以上	線量率測定	
		放射能測定器類	α線用放射能測定装置	α	1以上	各種試料の放射能測定	放射能測定器類	α線用放射能測定装置	α	1以上	各種試料の放射能測定	
			β線用放射能測定装置	β・γ	1以上			β線用放射能測定装置	β・γ	1以上		

変 更 前						変 更 後						変更理由
第 I - 8 - (7) 表 放射線管理用機器 (プルトニウム燃料第二、第三開発室)						第 I - 8 - (7) 表 放射線管理用機器 (プルトニウム燃料第二、第三開発室)						・記載の適正化 (放射線管理用機器の用途の明記)
施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器 台数	測定項目	施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器 台数	用途	
プルトニウム燃料第二開発室	定置式モニタ類	α線用空気モニタ	α	15以上	室内空気中の放射性物質の採取・測定	プルトニウム燃料第二開発室	定置式モニタ類	α線用空気モニタ	α	15以上	室内空気中の放射性物質の採取・測定	
		排気モニタ	α	2	排気中の放射性物質の採取・測定			排気モニタ	α	2	排気中の放射性物質の採取・測定	
		γ線用エリアモニタ	γ	1以上	線量率測定			γ線用エリアモニタ	γ	1以上	線量率測定	
		中性子線用エリアモニタ	n	1以上				中性子線用エリアモニタ	n	1以上		
		臨界警報装置	γ	6	臨界事故の監視用			臨界警報装置	γ	6	臨界事故の監視用	
	手足等 の類	α線用退出モニタ	α	14以上	表面密度測定	手足等 の類	α線用退出モニタ	α	14以上	表面密度測定		
	サマー ペタ イ類	α線用サーベイメータ	α	70以上	表面密度測定	サマー ペタ イ類	α線用サーベイメータ	α	70以上	表面密度測定		
		β線用サーベイメータ	β・γ	2以上	線量率測定 表面密度測定		β線用サーベイメータ	β・γ	2以上	線量率測定 表面密度測定		
		γ線用サーベイメータ	β・γ	8以上	線量率測定		γ線用サーベイメータ	β・γ	8以上	線量率測定		
		中性子線用サーベイメータ	n	1以上			中性子線用サーベイメータ	n	1以上			
	放測定器 能類	α線用放射能測定装置	α	1以上	各種試料の放射能測定	放測定器 能類	α線用放射能測定装置	α	1以上	各種試料の放射能測定		
		α線用核種分析装置	α	1以上			α線用核種分析装置	α	1以上			
	プルトニウム燃料第三開発室	定置式モニタ類	α線用空気モニタ	α	22以上	室内空気中の放射性物質の採取・測定	プルトニウム燃料第三開発室	定置式モニタ類	α線用空気モニタ	α	22以上	室内空気中の放射性物質の採取・測定
			排気モニタ	α	1	排気中の放射性物質の採取・測定			排気モニタ	α	1	排気中の放射性物質の採取・測定
			γ線用エリアモニタ	γ	16以上	線量率測定			γ線用エリアモニタ	γ	16以上	線量率測定
中性子線用エリアモニタ			n	15以上	中性子線用エリアモニタ				n	15以上		
臨界警報装置			γ	14	臨界事故の監視用	臨界警報装置			γ	14	臨界事故の監視用	
手足等 の類		α線用退出モニタ	α	22以上	表面密度測定	手足等 の類	α線用退出モニタ	α	22以上	表面密度測定		
サマー ペタ イ類		α線用サーベイメータ	α	50以上	表面密度測定	サマー ペタ イ類	α線用サーベイメータ	α	50以上	表面密度測定		
		β線用サーベイメータ	β・γ	2以上	線量率測定 表面密度測定		β線用サーベイメータ	β・γ	2以上	線量率測定 表面密度測定		
		γ線用サーベイメータ	β・γ	13以上	線量率測定		γ線用サーベイメータ	β・γ	13以上	線量率測定		
		中性子線用サーベイメータ	n	1以上			中性子線用サーベイメータ	n	1以上			
放測定器 能類		α線用放射能測定装置	α	4以上	各種試料の放射能測定	放測定器 能類	α線用放射能測定装置	α	4以上	各種試料の放射能測定		
		α線用核種分析装置	α	1以上			α線用核種分析装置	α	1以上			

変 更 前						変 更 後						変更理由
第 I - 8 - (8) 表 放射線管理用機器 (プルトニウム廃棄物処理開発施設 その 1)						第 I - 8 - (8) 表 放射線管理用機器 (プルトニウム廃棄物処理開発施設 その 1)						・記載の適正化 (放射線管理用機器の用途の明記)
施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器台数	測定項目	施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器台数	用途	
プルトニウム廃棄物処理開発施設	定置式類	α線用空気モニタ	α	16以上	室内空气中の放射性物質の採取・測定	プルトニウム廃棄物処理開発施設	定置式類	α線用空気モニタ	α	16以上	室内空气中の放射性物質の採取・測定	
		排気モニタ	α	1	排気中の放射性物質の採取・測定			排気モニタ	α	1	排気中の放射性物質の採取・測定	
	手足等類	α線用退出モニタ	α	12以上	表面密度測定	プルトニウム廃棄物処理開発施設	手足等類	α線用退出モニタ	α	12以上	表面密度測定	
	サーベイ類	α線用サーベイメータ	α	38以上	表面密度測定			サーベイ類	α線用サーベイメータ	α	38以上	表面密度測定
		β線用サーベイメータ	β・γ	2以上	線量率測定 表面密度測定				β線用サーベイメータ	β・γ	2以上	線量率測定 表面密度測定
		γ線用サーベイメータ	β・γ	6以上	線量率測定				γ線用サーベイメータ	β・γ	6以上	線量率測定
		中性子線用サーベイメータ	n	1以上					中性子線用サーベイメータ	n	1以上	
	放射器能類	α線用放射能測定装置	α	4以上	各種試料の放射能測定			放射器能類	α線用放射能測定装置	α	4以上	各種試料の放射能測定
		α線用核種分析装置	α	1以上		α線用核種分析装置	α		1以上			

変 更 前						変 更 後						変更理由		
第 I - 8 - (8) 表 放射線管理用機器 (プルトニウム廃棄物処理開発施設 その 2)						第 I - 8 - (8) 表 放射線管理用機器 (プルトニウム廃棄物処理開発施設 その 2)						・記載の適正化 (放射線管理用機器の用途の明記)		
施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器台数	測定項目	施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器台数	用途			
プルトニウム廃棄物貯蔵施設	定置式類	排気モニタ	$\alpha$	1	排気中の放射性物質の採取・測定	プルトニウム廃棄物貯蔵施設	定置式類	排気モニタ	$\alpha$	1	排気中の放射性物質の採取・測定			
	手足等の類	$\alpha$ 線用退出モニタ	$\alpha$	1以上	表面密度測定		手足等の類	$\alpha$ 線用退出モニタ	$\alpha$	1以上	表面密度測定			
	サーベイ類	$\alpha$ 線用サーベイメータ	$\alpha$	3以上	表面密度測定		サーベイ類	$\alpha$ 線用サーベイメータ	$\alpha$	3以上	表面密度測定			
		$\gamma$ 線用サーベイメータ	$\beta \cdot \gamma$	1以上	線量率測定			$\gamma$ 線用サーベイメータ	$\beta \cdot \gamma$	1以上	線量率測定			
	放射能類	$\alpha$ 線用放射能測定装置	$\alpha$	1以上	各種試料の放射能測定		放射能類	$\alpha$ 線用放射能測定装置	$\alpha$	1以上	各種試料の放射能測定			
	第二プルトニウム廃棄物処理開発施設	定置式類	排気モニタ	$\alpha$	1		排気中の放射性物質の採取・測定	第二プルトニウム廃棄物処理開発施設	定置式類	排気モニタ	$\alpha$		1	排気中の放射性物質の採取・測定
		手足等の類	$\alpha$ 線用退出モニタ	$\alpha$	1以上		表面密度測定		手足等の類	$\alpha$ 線用退出モニタ	$\alpha$		1以上	表面密度測定
		サーベイ類	$\alpha$ 線用サーベイメータ	$\alpha$	3以上		表面密度測定		サーベイ類	$\alpha$ 線用サーベイメータ	$\alpha$		3以上	表面密度測定
			$\gamma$ 線用サーベイメータ	$\beta \cdot \gamma$	1以上		線量率測定			$\gamma$ 線用サーベイメータ	$\beta \cdot \gamma$		1以上	線量率測定
			中性子線用サーベイメータ	n	1以上					中性子線用サーベイメータ	n		1以上	
放射能類	$\alpha$ 線用放射能測定装置	$\alpha$	1以上	各種試料の放射能測定	放射能類	$\alpha$ 線用放射能測定装置	$\alpha$	1以上	各種試料の放射能測定					
第 I - 9 表~第 I - 11 表 (省略)						第 I - 9 表~第 I - 11 表 (変更なし)								

変 更 前					変 更 後					変 更 理 由
第I-12表 記 録					第I-12表 記 録					
記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保管責任者	保管期間	
1. 施設検査の記録 原子炉等規制法第55条の2第1項の規定による検査の結果 (※第I編第13条の2の検査及び試験に係る規定が関連する。)	検査の都度	核燃料管理者、施設運転管理者、線量計測課長、放射線管理第1課長及び運転課長	核燃料管理者、施設運転管理者、線量計測課長、放射線管理第1課長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	1. 使用施設等の施設管理に係る記録 イ. 使用前確認の結果 (第II編第21条の2、第III編第20条の2)	確認の都度	核燃料管理者、施設運転管理者、線量計測課長、放射線管理第1課長及び運転課長	核燃料管理者、施設運転管理者、線量計測課長、放射線管理第1課長及び運転課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	・使用規則第2条の11第1項の表中の「記録」の改正に伴う変更 ・記載の適正化(変更後の第12条の4.2.4項に記載の管理を規定したことに伴う変更) ・記載の適正化(脚注の追加に伴う脚注番号の繰下げ)
					ロ. 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 (第I編第12条の5、第12条の7)	施設管理の実施の都度	核燃料管理者、施設運転管理者、線量計測課長、放射線管理第1課長及び運転課長	核燃料管理者、施設運転管理者、線量計測課長、放射線管理第1課長及び運転課長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	
					ハ. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (第I編第12条の2、第12条の3、第12条の6)	評価の都度	環境・計画管理課長、品質保証課長、線量計測課長、施設安全課長及び管理課長	環境・計画管理課長、品質保証課長、線量計測課長、施設安全課長及び管理課長	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
2. 放射線管理記録 イ. 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量率 (第I編第30条)	毎日作業中1回	放射線管理第1課長	放射線管理第1課長	5年間	2. 放射線管理記録 イ. 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量率 (第I編第30条)	毎日作業中1回	放射線管理第1課長	放射線管理第1課長	5年間	
					ロ. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度 (第I編第38条、第39条)	排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)	放射線管理第1課長及び環境監視課長	放射線管理第1課長及び環境監視課長	5年間	
ハ. 管理区域及び周辺監視区域	毎週1回	放射線管理	放射線管理		ハ. 管理区域及び周辺監視区域	毎週1回	放射線管理	放射線管理	5年間	



変 更 前					変 更 後					変 更 理 由
における線量率(イ.に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空气中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度及び飲水の放射性物質の濃度 (第 I 編第30条)		第 1 課長及び環境監視課長	第 1 課長及び環境監視課長	5 年間	における線量率(イ.に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空气中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度及び飲水の放射性物質の濃度 (第 I 編第30条)		第 1 課長及び環境監視課長	第 1 課長及び環境監視課長		
ニ. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (第 I 編第33条)	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	線量計測課長	線量計測課長	使用規則第2条の11第5項に定める期間	ニ. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (第 I 編第33条)	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	線量計測課長	線量計測課長	使用規則第2条の11第5項に定める期間	
ホ. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 (第 I 編第33条)	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る。)	線量計測課長	線量計測課長	使用規則第2条の11第5項に定める期間	ホ. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 (第 I 編第33条)	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る。)	線量計測課長	線量計測課長	使用規則第2条の11第5項に定める期間	
ヘ. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (第 I 編第29条)	その都度	線量計測課長	線量計測課長	使用規則第2条の11第5項に定める期間	ヘ. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (第 I 編第29条)	その都度	線量計測課長	線量計測課長	使用規則第2条の11第5項に定める期間	
ト. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	線量計測課長	線量計測課長	使用規則第2条の11第5項に定める期間	ト. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	線量計測課長	線量計測課長	使用規則第2条の11第5項に定める期間	

変 更 前					変 更 後					変更理由
(第 I 編第25条、第33条)					(第 I 編第25条、第33条)					
チ. 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 (第 I 編第37条)	運搬の都度	核燃料管理者	核燃料管理者	1年間	チ. 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 (第 I 編第37条)	運搬の都度	核燃料管理者	核燃料管理者	1年間	
リ. 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 (第 I 編第 40 条の 2、第 II 編第 27 条、第 28 条、第 31 条、第 33 条～第 35 条、第 38 条、第 III 編第 27 条の 2)	廃棄の都度	核燃料管理者	核燃料管理者	使用規則第 2 条の 11 第 7 項に定める期間	リ. 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 (第 I 編第 40 条の 2、第 II 編第 27 条、第 28 条、第 31 条、第 33 条～第 35 条、第 38 条、第 III 編第 27 条の 2)	廃棄の都度	核燃料管理者	核燃料管理者	使用規則第 2 条の 11 第 7 項に定める期間	
ヌ. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合には、その方法 (第 I 編第40条の2、第II編第25条、第26条、第33条～第39条、第III編第27条の2)	封入又は固化の都度	使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長	使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長	使用規則第 2 条の 11 第 7 項に定める期間	ヌ. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合には、その方法 (第 I 編第40条の2、第II編第25条、第26条、第33条～第39条、第III編第27条の2)	封入又は固化の都度	使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長	使用施設内各課長及び放射線管理部内各課長	使用規則第 2 条の 11 第 7 項に定める期間	
<b>3. 保守記録</b>					<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
イ. 使用施設等の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名 (第 II 編第13条、第 III 編第10条)	毎日 1 回	施設運転管理者	施設運転管理者	1年間						
ロ. 使用施設等の修理の状況及びその担当者の氏名 (第 I 編第 13 条の 2、第 I 編第 34 条、第 II 編第 17 条～第 19 条、第 21 条、第 III 編第 15 条～第 17 条、第 20 条)	修理の都度	核燃料管理者、施設運転管理者、線量計測課長、放射線管理第 1 課長及び運転課長	核燃料管理者、施設運転管理者、線量計測課長、放射線管理第 1 課長及び運転課長	1年間						
ハ. 使用施設等の定期的な自主	検査の都度	核燃料管理	核燃料管理	同一事項に						

変 更 前					変 更 後					変 更 理 由
<p>検査の結果 (第 I 編第 13 条の 2、第 I 編第 34 条、第 II 編第 20 条、第 III 編第 19 条)</p>		<p>者、施設運 転管理者、 線量計測課 長及び運転 課長</p>	<p>者、施設運 転管理者、 線量計測課 長及び運転 課長</p>	<p>関する次の 検査のとき までの期間</p>						
(記載なし)					<p>3. 操作記録</p> <p>イ. 使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時<sup>*1</sup></p> <p>ロ. 使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻<sup>*1</sup></p> <p>ハ. 警報装置から発せられた警報の内容<sup>*2*</sup><sup>3</sup> (第 I 編第 34 条、第 II 編第 17 条、第 40 条、第 III 編第 15 条、第 29 条)</p> <p>ニ. 使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻<sup>*1</sup></p>	<p>使用の都度(連続式にあっては、連続して)</p> <p>開始及び停止の都度</p> <p>その都度</p> <p>操作の開始及び交代の都度</p>	<p>核燃料管理者</p> <p>核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理第 1 課長及び運転課長</p> <p>核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理第 1 課長及び運転課長</p> <p>核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理第 1 課長及び運転課長</p>	<p>核燃料管理者</p> <p>核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理第 1 課長及び運転課長</p> <p>核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理第 1 課長及び運転課長</p> <p>核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理第 1 課長及び運転課長</p>	<p>1 年間</p> <p>1 年間</p> <p>1 年間</p> <p>1 年間</p>	
<p>4. 使用施設等の事故記録</p> <p>イ. 事故発生及び復旧の時 (第 I 編第 52 条)</p> <p>ロ. 事故の状況及び事故に際して採った措置 (第 I 編第 52 条)</p> <p>ハ. 事故の原因 (第 I 編第 52 条)</p>	<p>その都度</p> <p>その都度</p> <p>その都度</p>	<p>安全対策課長</p> <p>安全対策課長</p> <p>安全対策課長</p>	<p>安全対策課長</p> <p>安全対策課長</p> <p>安全対策課長</p>	<p>使用規則第 2 条の 11 第 7 項に定める期間</p> <p>使用規則第 2 条の 11 第 7 項に定める期間</p> <p>使用規則第 2 条の 11 第 7 項に定める期間</p>	<p>4. 使用施設等の事故記録</p> <p>イ. 事故発生及び復旧の日時 (第 I 編第 52 条)</p> <p>ロ. 事故の状況及び事故に際して採った措置 (第 I 編第 52 条)</p> <p>ハ. 事故の原因 (第 I 編第 52 条)</p>	<p>その都度</p> <p>その都度</p> <p>その都度</p>	<p>安全対策課長</p> <p>安全対策課長</p> <p>安全対策課長</p>	<p>安全対策課長</p> <p>安全対策課長</p> <p>安全対策課長</p>	<p>使用規則第 2 条の 11 第 7 項に定める期間</p> <p>使用規則第 2 条の 11 第 7 項に定める期間</p> <p>使用規則第 2 条の 11 第 7 項に定める期間</p>	

変 更 前					変 更 後					変更理由
ニ. 事故後の処置 (第 I 編第 52 条)	その都度	安全対策課長	安全対策課長	使用規則第 2 条の 11 第 7 項に定める期間	ニ. 事故後の処置 (第 I 編第 52 条)	その都度	安全対策課長	安全対策課長	使用規則第 2 条の 11 第 7 項に定める期間	
5. 保安教育の記録 イ. 保安教育の実施計画 (第 I 編第 18 条)	策定の都度	使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長	環境・計画管理課長、品質保証課長、線量計測課長、安全対策課長及び管理課長	3 年間	5. 保安教育の記録 イ. 保安教育の実施計画 (第 I 編第 18 条)	策定の都度	使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長	環境・計画管理課長、品質保証課長、線量計測課長、安全対策課長及び管理課長	3 年間	
ロ. 保安教育の実施日時及び項目 (第 I 編第 18 条)	実施の都度	使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長	環境・計画管理課長、品質保証課長、線量計測課長、安全対策課長及び管理課長	3 年間	ロ. 保安教育の実施日時及び項目 (第 I 編第 18 条)	実施の都度	使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長	環境・計画管理課長、品質保証課長、線量計測課長、安全対策課長及び管理課長	3 年間	
ハ. 保安教育を受けた者の氏名 (第 I 編第 18 条)	実施の都度	使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長	環境・計画管理課長、品質保証課長、線量計測課長、安全対策課長及び管理課長	3 年間	ハ. 保安教育を受けた者の氏名 (第 I 編第 18 条)	実施の都度	使用施設内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長	環境・計画管理課長、品質保証課長、線量計測課長、安全対策課長及び管理課長	3 年間	
6. 品質保証計画 イ. 品質保証計画書 (第 I 編第 12 条)	策定及び改定の都度	本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者	本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者	次の改定の後 3 年間	6. 品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (第 I 編第 12 条の「4.2.1 一般」)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者	本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者	当該文書又は記録の作成又は変更後 3 年が経過するまでの期間	
7. 警報の記録 <sup>*1、*2</sup> (第 I 編第 34 条、第 II 編第 17 条、第 20 条、第 40 条、第 III 編第 15 条、第 19 条、第 29 条)	その都度	核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理	核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理	1 年間		(削る)				

変 更 前				変 更 後		変 更 理 由
		第 1 課長及 び運転課長	第 1 課長及 び運転課長			
<p>※1：核燃料物質使用許可申請書に記載する警報についても記録を行う。</p> <p>※2：検査、点検、保守、工事、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で異常ではないことが明らかなものを除く。</p>				<p>※1：<u>安全上重要な施設（使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則第1条第2項第4号に規定するもの）に係るものに限る。</u></p> <p>※2：核燃料物質使用許可申請書に記載する警報についても記録を行う。</p> <p>※3：検査、点検、保守、工事、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で異常ではないことが明らかなものを除く。</p>		

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">第Ⅱ編 環境技術開発センターの管理</p> <p style="text-align: center;">第1章 通 則</p> <p>第1条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(記載なし)</p> <p>(臨界管理)</p> <p>第2条 環境技術開発センター長は、核燃料物質等の使用等に当たっては、いかなる場合においても臨界に達しないよう核燃料管理者に管理させなければならない。</p> <p>2. 核燃料管理者は、核燃料物質等の使用等を行う場合は、第Ⅱ-1-(1)-イ及び第Ⅱ-1-(2)表に基づき管理しなければならない。</p> <p>3. 環境技術開発センター長は、CPFにおいては臨界警報装置が正常に機能しているときでなければ、核燃料物質の移動及び核燃料物質を取り扱う作業を行わせてはならない。ただし、第Ⅰ編第34条第3項及び第5項並びに本編第17条第4項の規定に基づく臨界警報装置の交換、修理等<b>に際して、施設検査に合格するまでの間に</b>、保障措置検査及び保障措置検査に必要となる計量管理のために核燃料物質を使用する場合又は環境技術開発センター長が第Ⅰ編第41条に定める非常事態又は第Ⅰ編第52条第4号から第9号に相当する事象の発生若しくは拡大の防止上特に必要があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>4. 環境技術開発センター長は、前項ただし書の規定により、臨界管理ユニット間での核燃料物質の移動、若しくは核燃料物質を取り扱っての設備・装置の運転を行う場合は、核燃料管理者に対して入室制限等の保安措置を必要に応じて講じさせなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(記載なし)</p> <p style="text-align: center;">第2章 使用等の管理</p> <p>第3条～第5条 (省略)</p> <p>(機器の操作)</p> <p>第6条 核燃料物質等の使用等を行う者は、使用等に当たっては、事前に機器装置等の目的、機能及び操作手順を理解して操作しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅱ編 環境技術開発センターの管理</p> <p style="text-align: center;">第1章 通 則</p> <p>第1条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">(要員の確保)</p> <p><b><u>第1条の2 核燃料管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、所掌する核燃料物質等の使用等に関し、必要な要員を確保し配置しなければならない。</u></b></p> <p>(臨界管理)</p> <p>第2条 環境技術開発センター長は、核燃料物質等の使用等に当たっては、いかなる場合においても臨界に達しないよう核燃料管理者に管理させなければならない。</p> <p>2. 核燃料管理者は、核燃料物質等の使用等を行う場合は、第Ⅱ-1-(1)-イ及び第Ⅱ-1-(2)表に基づき管理しなければならない。</p> <p>3. 環境技術開発センター長は、CPFにおいては臨界警報装置が正常に機能しているときでなければ、核燃料物質の移動及び核燃料物質を取り扱う作業を行わせてはならない。ただし、第Ⅰ編第34条第3項及び第5項の規定に基づく臨界警報装置の交換、修理等<b>の期間中に</b>、保障措置検査及び保障措置検査に必要となる計量管理のために核燃料物質を使用する場合又は環境技術開発センター長が第Ⅰ編第41条に定める非常事態又は第Ⅰ編第52条第4号から第9号に相当する事象の発生若しくは拡大の防止上特に必要があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p><b><u>5. 環境技術開発センター長は、CPFの臨界警報装置又は無停電電源装置(臨界警報装置に給電するものに限る。)について、施設管理実施計画に定める点検、検査に際しては、核燃料物質の移動及び核燃料物質を取り扱う作業を行わせてはならない。</u></b></p> <p style="text-align: center;">第2章 使用等の管理</p> <p>第3条～第5条 (変更なし)</p> <p>(機器の操作)</p> <p>第6条 核燃料物質等の使用等を行う者は、使用等に当たっては、事前に機器装置等の目的、機能及び操作手順を理解して操作しなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(要員の確保に係る規定の追加)</p> <p>・原子炉等規制法第55条の2の改正に伴う変更(検査制度の変更)</p> <p>・記載の適正化(第20条第4項に規定していた臨界管理に係る制限を第5項として規定)</p> <p>・記載の適正化(引継に係る規定の追加)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>2. 核燃料物質等の使用等を行う者は、機器装置等の操作に当たっては、その状態を正しく把握しなければならない。</p> <p>(記載なし)</p> <p>第7条～第10条 (省略)</p> <p>第3章 施設の管理</p> <p>第11条～第12条 (省略)</p> <p>(巡視及び点検)</p> <p>第13条 施設運転管理者は、所掌する給排気設備について<u>原則として毎日1回以上巡視及び点検を</u>しなければならない。</p> <p>(セル、グローブボックス等の点検)</p> <p>第14条 <u>B棟及びCPFの核燃料管理者は、フード(使用を終了し維持管理中の設備を含む。)、セル、グローブボックス及び物品搬入設備の作業を行う場合は、当日の作業開始前に、当該設備の風速又は負圧を点検しなければならない。</u></p> <p><u>2. 研究開発第1課長は、CPFのグローブボックス及び物品搬入設備の作業を行う場合は、当日の作業開始前に当該設備のグローブの状態を点検しなければならない。</u></p> <p><u>3. J棟及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設のフードを所掌する核燃料管理者及びM棟のパネルボックスを所掌する核燃料管理者は、フード又はパネルボックスの作業を行う場合は、当日の作業開始前に当該フード又はパネルボックスの開口部の風速を点検しなければならない。</u></p> <p>(セル、グローブボックス等の管理)</p> <p>第15条 <u>B棟及びCPFの核燃料管理者は、フード(使用を終了し維持管理中の設備を含む。)、セルに付随する設備、グローブボックス及び物品搬入設備を年1回以上点検しなければならない。</u></p> <p><u>2. J棟及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設のフードを所掌する核燃料管理者及びM棟のパネルボックスを所掌する核燃料管理者は、フード又はパネルボックスを年1回以上点検しなければならない。</u></p>	<p>2. 核燃料物質等の使用等を行う者は、機器装置等の操作に当たっては、その状態を正しく把握しなければならない。</p> <p><u>3. 核燃料管理者(環境・計画管理課長を除く。)、施設運転管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、引継ぎを必要とする業務については、あらかじめその内容を明確にしておかなければならない。</u></p> <p>第7条～第10条 (変更なし)</p> <p>第3章 施設の管理</p> <p>第11条～第12条 (変更なし)</p> <p>(給排気設備の巡視及び点検)</p> <p>第13条 施設運転管理者は、所掌する給排気設備について<u>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより巡視及び点検を</u>しなければならない。</p> <p>(セル、グローブボックス等の点検)</p> <p>第14条 核燃料管理者は、<u>所掌するセル(付随する設備を含む。)、グローブボックス、物品搬入設備、フード及びパネルボックスについて、施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより点検しなければならない。なお、使用を終了し維持管理中の設備についても同様とする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(セル、グローブボックス等の管理)</p> <p>第15条</p> <p>(削る)</p>	<p>・第Ⅰ編第12条の4(施設管理実施計画の策定)及び第12条の5(保全活動の実施)を規定したことに伴う変更</p> <p>・記載の適正化(対象設備の明確化)</p> <p>・第Ⅰ編第12条の4(施設管理実施計画の策定)及び第12条の5(保全活動の実施)を規定したことに伴う変更</p> <p>・第Ⅰ編第12条の4(施設管理実施計画の策定)及び第12条の5(保全活動の実施)を規定したことに伴う第14条への移動)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>3. B棟、CPF、J棟、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設及びM棟の核燃料管理者は、前条、<b>第1項及び第2項</b>の点検の結果、風速又は負圧が管理できなくなるおそれがある場合は、グローブ又はフィルタの交換等、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第15条の2 (省略)</p> <p>(使用を終了し維持管理中の設備等の管理)</p> <p>第15条の3 核燃料管理者は、使用を終了し維持管理中の設備（B棟第一排水受槽）及び使用を終了し閉止措置を行った配管の閉止箇所を<b>年1回以上</b>点検しなければならない。</p> <p>第15条の4 (省略)</p> <p>(給排気設備の管理)</p> <p>第16条 施設運転管理者は、B棟及びCPFのセル、グローブボックス等の負圧等並びに第2ウラン系廃棄物貯蔵施設のフード、M棟のパネルボックスの開口部の風速を保持できるように給排気設備を管理しなければならない。</p> <p>2. 研究開発第1課長は、CPFの管理区域の負圧をグリーン区域、アンバー区域、レッド区域の順に深く保持できるように給排気設備を管理しなければならない。</p> <p>3. 施設運転管理者は、B棟、J棟、第2ウラン貯蔵庫、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設、廃水処理室及びM棟について、管理区域の負圧を保持できるように給排気設備を管理しなければならない。</p> <p>4. 施設運転管理者は、第1項から第3項に掲げる負圧等を保持できなくなった場合は、放射線防護上の措置に関して放射線管理第1課長と協議し、高性能エアフィルタ等の交換、ダンパーの調整等の必要な措置を講じなければならない。ただし、第5項に基づいて給排気設備を停止する場合を除く。</p> <p>5. 施設運転管理者は、第1項から第3項に掲げる給排気設備の停止を行う場合は、放射線管理第1課長と協議するとともに、環境技術開発センター長の承認を得なければならない。ただし、セル及びグローブボックスは常時負圧に管理する。</p> <p>6. 環境技術開発センター長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の同意を得なければならない。</p> <p>7. 核燃料管理者は、第5項による給排気設備の停止中は、核燃料物質を取り扱った作業を行ってはならない。</p> <p>(警報設備の管理)</p> <p>第17条 研究開発第1課長は、CPFのセル内の温度上昇警報装置及び負圧警報装置並び</p>	<p>核燃料管理者は、前条の点検の結果、風速又は負圧が管理できなくなるおそれがある場合は、グローブ又はフィルタの交換等、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第15条の2 (変更なし)</p> <p>(使用を終了し維持管理中の設備等の管理)</p> <p>第15条の3 核燃料管理者は、使用を終了し維持管理中の設備（B棟第一排水受槽）及び使用を終了し閉止措置を行った配管の閉止箇所について、<b>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより</b>点検しなければならない。</p> <p>第15条の4 (変更なし)</p> <p>(給排気設備の管理)</p> <p>第16条 施設運転管理者は、B棟及びCPFのセル、グローブボックス等の負圧等並びに第2ウラン系廃棄物貯蔵施設のフード、M棟のパネルボックスの開口部の風速を保持できるように<b>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより</b>給排気設備を管理しなければならない。</p> <p>2. 研究開発第1課長は、CPFの管理区域の負圧をグリーン区域、アンバー区域、レッド区域の順に深く保持できるように<b>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより</b>給排気設備を管理しなければならない。</p> <p>3. 施設運転管理者は、B棟、J棟、第2ウラン貯蔵庫、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設、廃水処理室及びM棟について、管理区域の負圧を保持できるように<b>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより</b>給排気設備を管理しなければならない。</p> <p>4. 施設運転管理者は、第1項から第3項に掲げる負圧等を保持できなくなった場合は、放射線防護上の措置に関して放射線管理第1課長と協議し、高性能エアフィルタ等の交換、ダンパーの調整等の必要な措置を講じなければならない。ただし、第5項に基づいて給排気設備を停止する場合を除く。</p> <p>5. 施設運転管理者は、第1項から第3項に掲げる給排気設備の停止を行う場合は、放射線管理第1課長と協議するとともに、環境技術開発センター長の承認を得なければならない。ただし、セル及びグローブボックスは常時負圧に管理する。</p> <p>6. 環境技術開発センター長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の同意を得なければならない。</p> <p>7. 核燃料管理者は、第5項による給排気設備の停止中は、核燃料物質を取り扱った作業を行ってはならない。</p> <p>(警報設備の管理)</p> <p>第17条 研究開発第1課長は、CPFのセル内の温度上昇警報装置及び負圧警報装置並び</p>	<p>・第Ⅰ編第12条の4（施設管理実施計画の策定）及び第12条の5（保全活動の実施）を規定したことに伴う変更</p> <p>・第Ⅰ編第12条の4（施設管理実施計画の策定）及び第12条の5（保全活動の実施）を規定したことに伴う変更</p> <p>・第Ⅰ編第12条の4（施設管理実施計画の策定）及び第12条の5（保全活動の実施）を規定したことに伴う変更</p>



変更前	変更後	変更理由
<p>にグローブボックス内の温度上昇警報装置、負圧警報装置及び酸素濃度警報装置を正常に機能するよう管理しなければならない。</p> <p><b>2. 放射線管理第1課長は、CPFの臨界警報装置を正常に機能するよう管理しなければならない。</b></p> <p><b>3. 研究開発第1課長は、第1項の警報設備の機能が維持できない状態になった場合は、直ちに原因を調査し、交換、修理等の必要な措置を講じなければならない。</b></p> <p><b>4. 放射線管理第1課長は、第2項の臨界警報装置の機能が維持できない状態になった場合は、環境技術開発センター長に通報するとともに、直ちに原因を調査し、交換、修理等の必要な措置を講じなければならない。</b></p> <p><b>5. 研究開発第1課長は、第1項の警報設備の更新に際しては、同等の性能及び機能を有する設備を設置し、警報設備の機能を代替させ、施設検査に合格するまでの間、正常に維持するよう管理しなければならない。また、第3項による交換、修理等に際しては、同等の性能又は機能を有する機器等を設置し、警報設備の機能を代替させ、施設検査に合格するまでの間、正常に維持するよう管理しなければならない。</b></p> <p>なお、研究開発第1課長は、施設検査に合格するまでの間に、保障措置検査及び保障措置検査に必要な計量管理のために核燃料物質を使用する場合は、セル及びグローブボックスの監視員を配置する等の保安措置を講ずるとともに、環境技術開発センター長の承認を得なければならない。また、環境技術開発センター長は、第I編第41条に定める非常事態又は第I編第52条第4号から第9号に相当する事象の発生若しくは拡大の防止上特に必要があると認めた場合は、防護具着用等の保安措置を講じた上で、研究開発第1課長に対して核燃料物質を使用させることができる。</p> <p><b>6. 放射線管理第1課長は、第4項による交換、修理等に際しては、同等の性能又は機能を有する機器等を設置し、臨界警報装置の機能を代替させ、施設検査に合格するまでの間、正常に維持するよう管理しなければならない。</b></p> <p>第18条 (省略)</p> <p>(非常用電源)</p> <p>第19条 研究開発第1課長は、無停電電源装置がその機能を維持するよう管理しなければならない。また、運転課長は、非常用発電装置がその機能を維持するよう管理しなければならない。</p> <p>2. 研究開発第1課長は、無停電電源装置による電力の供給ができない若しくは供給ができないおそれがある場合は、直ちに環境技術開発センター長に報告するとともに、修理等の必要な措置を講じなければならない。また、運転課長は、非常用発電装置による電力の供給ができない若しくは供給ができないおそれがある場合は、直ちに環境技術開発センター長に報告するとともに、修理等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3. 環境技術開発センター長は、前項の報告を受けた場合は、核燃料物質の使用停止等、保安のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>にグローブボックス内の温度上昇警報装置、負圧警報装置及び酸素濃度警報装置を、<b>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより</b>正常に機能するよう管理しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>2. 研究開発第1課長は、第1項の警報設備の機能が維持できない状態になった場合は、直ちに原因を調査し、交換、修理等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>3. 研究開発第1課長は、第1項の警報設備の更新に際しては、同等の性能及び機能を有する設備を設置し、警報設備の機能を代替させ、<b>警報設備の機能を代替している期間中、正常に機能するよう管理しなければならない。また、前項による交換、修理等に際しては、必要に応じて</b>同等の性能又は機能を有する機器等を設置し、警報設備の機能を代替させ、<b>警報設備の機能を代替している期間中、正常に機能するよう管理しなければならない。</b></p> <p>なお、研究開発第1課長は、<b>警報設備の機能を代替している期間中</b>に、保障措置検査及び保障措置検査に必要な計量管理のために核燃料物質を使用する場合は、セル及びグローブボックスの監視員を配置する等の保安措置を講ずるとともに、環境技術開発センター長の承認を得なければならない。また、環境技術開発センター長は、第I編第41条に定める非常事態又は第I編第52条第4号から第9号に相当する事象の発生若しくは拡大の防止上特に必要があると認めた場合は、防護具着用等の保安措置を講じた上で、研究開発第1課長に対して核燃料物質を使用させることができる。</p> <p>(削る)</p> <p>第18条 (変更なし)</p> <p>(非常用電源)</p> <p>第19条 研究開発第1課長は、無停電電源装置がその機能を維持するよう<b>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより</b>管理しなければならない。また、運転課長は、非常用発電装置がその機能を維持するよう<b>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより</b>管理しなければならない。</p> <p>2. 研究開発第1課長は、無停電電源装置による電力の供給ができない若しくは供給ができないおそれがある場合は、直ちに環境技術開発センター長に報告するとともに、修理等の必要な措置を講じなければならない。また、運転課長は、非常用発電装置による電力の供給ができない若しくは供給ができないおそれがある場合は、直ちに環境技術開発センター長に報告するとともに、修理等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3. 環境技術開発センター長は、前項の報告を受けた場合は、核燃料物質の使用停止等、保安のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>理実施計画の策定)及び第12条の5(保全活動の実施)を規定したことに伴う変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化(臨界警報装置に係る管理を第I編第34条(放射線管理用機器の管理)第2項に含めて規定)</li> <li>記載の適正化(臨界警報装置の機能が維持できなくなった場合の措置を第I編第34条(放射線管理用機器の管理)第2項に含めて規定)</li> <li>原子炉等規制法第55条の2の改正に伴う変更(検査制度の変更)</li> <li>記載の適正化(臨界警報装置の更新、修理等に伴う措置を第I編第34条(放射線管理用機器の管理)第7項に含めて規定)</li> </ul> <p>・第I編第12条の4(施設管理実施計画の策定)及び第12条の5(保全活動の実施)を規定したことに伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p><u>(施設の定期的な自主検査)</u>  第20条 <u>環境技術開発センター長は、核燃料管理者及び施設運転管理者に、第Ⅱ-4表に掲げる設備のうちその所掌する設備について施設の定期的な自主検査を毎年1回以上行わせ、その結果を記録させなければならない。また、施設の定期的な自主検査の結果を核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</u>  2. <u>工務技術部長は、運転課長に、第Ⅱ-4-(2)表に掲げる設備のうちその所掌する設備について施設の定期的な自主検査を毎年1回以上行わせ、その結果を記録させるとともに、環境技術開発センター長に報告しなければならない。また、施設の定期的な自主検査の結果を核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</u>  3. <u>放射線管理部長は、線量計測課長に、第Ⅱ-4-(2)表に掲げる設備のうち臨界警報装置について施設の定期的な自主検査を毎年1回以上行わせ、その結果を記録させるとともに、環境技術開発センター長に報告しなければならない。また、施設の定期的な自主検査の結果を核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</u>  4. <u>環境技術開発センター長は、CPFの臨界警報装置又は無停電電源装置(臨界警報装置に給電するもの)の施設の定期的な自主検査に際しては、核燃料物質の移動及び核燃料物質を取り扱う作業を行わせてはならない。</u></p> <p>(保 守)  第21条 <u>核燃料管理者、施設運転管理者、<b>運転課長又は線量計測課長</b>は、<b>前条に定める施設の定期的な自主検査</b>の結果、機器の故障等を認めた場合は、速やかに正常な状態に復旧させなければならない。</u>  2. <u>核燃料管理者、施設運転管理者、<b>運転課長又は線量計測課長</b>は、前項の保守作業又は工事を行う場合であって、施設の運転及び保安に影響を与えるおそれのある場合は、環境技術開発センター長の承認を得なければならない。</u>  3. <u>環境技術開発センター長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の同意を得なければならない。</u>  4. <u><b>前3項の規定にかかわらず、使用施設内各課長</b>、放射線管理部内各課長及び運転課長は、所掌する施設・設備について、主要機器の変更に係る修理、改造等を行う場合は、あらかじめ許認可申請手続の必要性を確認しなければならない。</u></p> <p>(記載なし)</p>	<p>第20条 <u>削 除</u></p> <p>(保 守)  第21条 <u>核燃料管理者、施設運転管理者、<b>放射線管理部内各課長及び運転課長</b>は、<b>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定める巡視、点検又は検査</b>の結果、機器の故障等を認めた場合は、速やかに正常な状態に復旧させなければならない。</u>  2. <u>核燃料管理者、施設運転管理者、<b>放射線管理部内各課長及び運転課長</b>は、前項の保守作業又は工事を行う場合であって、<b>施設全体</b>の運転及び保安に影響を与えるおそれのある場合は、環境技術開発センター長の承認を得なければならない。</u>  3. <u>環境技術開発センター長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の同意を得なければならない。</u>  4. <u><b>核燃料管理者、施設運転管理者</b>、放射線管理部内各課長及び運転課長は、所掌する施設・設備について、主要機器の変更に係る修理、改造等を行う場合は、あらかじめ許認可申請手続の必要性を確認しなければならない。</u></p> <p><u>(使用前検査)</u>  第21条の2 <u>独立検査組織は、使用前検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前検査計画書及び使用前検査要領書を策定しなければならない。</u>  (1) <u>使用前検査計画書</u>  イ) <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u>  ロ) <u>検査の内容</u>  ハ) <u>予定期間</u>  (2) <u>使用前検査要領書</u>  イ) <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u>  ロ) <u>検査の項目及び検査場所</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用規則第2条の11の7の反映(「施設管理」の導入に伴い、第Ⅰ編第4章として「施設管理」を規定したことによる削除)</li> <li>・記載の適正化(臨界管理に係る制限を変更後の第2条(臨界管理)第5項に移動)</li> <li>・第Ⅰ編第12条の4(施設管理実施計画の策定)及び第12条の5(保全活動の実施)を規定したことに伴う変更</li> <li>・原子炉等規制法第55条の2の改正に伴う変更(検査制度の変更)</li> </ul>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第4章 放射性廃棄物の管理</p> <p>第22条～第39条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 異常時の措置</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第40条 従業員は、使用施設等の安全又は第18条第1項に定めるユーティリティの供給に影響を及ぼすおそれが生じた場合、若しくは火災警報、<b>第20条第1項及び第2項に定める警報装置</b>並びに第Ⅰ編第34条第1項に定める放射線管理用機器のうち排気モニタ、<b>アルファ線用空気モニタ等</b>の警報設備が作動した場合は、直ちに当該施設の核燃料管理者、施設運転管理者、運転課長又は放射線管理第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2. 核燃料管理者、施設運転管理者、運転課長又は放射線管理第1課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに原因を調査し、保安上必要な措置を講ずるとともに、必要と認められた場合は担当部長に通報しなければならない。</p> <p>3. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、必要な措置を講ずるとともに、環境技術開発センター長に通報し、核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p>	<p>ハ) 検査前条件 ニ) 検査の確認方法及び検査手順 ホ) 検査の判定基準</p> <p>2. 核燃料管理者（環境・計画管理課長を除く。）、施設運転管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、独立検査組織の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3. 独立検査組織は、第1項の使用前検査計画書及び使用前検査要領書を策定した場合は、核燃料取扱主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、第1項第1号ハ) の予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>4. 独立検査組織は、使用前検査計画書及び使用前検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を得なければならない。</p> <p>5. 独立検査組織は、第3項の同意及び前項の確認を得たときは、所掌する核燃料管理者（環境・計画管理課長を除く。）、施設運転管理者、放射線管理部内各課長又は運転課長に通知しなければならない。</p> <p>6. 核燃料管理者（環境・計画管理課長を除く。）、施設運転管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、前項の通知を受けた場合は、それぞれ統括者、放射線管理部長及び工務技術部長に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 放射性廃棄物の管理</p> <p>第22条～第39条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第5章 異常時の措置</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第40条 従業員は、使用施設等の安全又は第18条第1項に定めるユーティリティの供給に影響を及ぼすおそれが生じた場合、若しくは火災警報、<b>第Ⅱ-4表に示す警報装置</b>並びに第Ⅰ編第34条第1項に定める放射線管理用機器のうち排気モニタ、<b>α線用空気モニタ及びβ線用空気モニタ</b>の警報設備が作動した場合は、直ちに当該施設の核燃料管理者、施設運転管理者、運転課長又は放射線管理第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2. 核燃料管理者、施設運転管理者、運転課長又は放射線管理第1課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに原因を調査し、保安上必要な措置を講ずるとともに、必要と認められた場合は担当部長に通報しなければならない。</p> <p>3. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、必要な措置を講ずるとともに、環境技術開発センター長に通報し、核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（第Ⅰ編第Ⅰ-8表（放射線管理用機器）との整合及び誤記修正）</p> <p>・記載の適正化（対象となる警報装置を第Ⅱ-4表として明記）</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由																																					
(関連図表) 第Ⅱ-1-(1)-イ~第Ⅱ-3表 (省略)  (記載なし)	(関連図表) 第Ⅱ-1-(1)-イ~第Ⅱ-3表 (変更なし)  <p style="text-align: center;"><b>第Ⅱ-4表 警報装置</b></p> <table border="1" data-bbox="1016 344 1805 1283"> <thead> <tr> <th>施 設</th> <th>対 象 設 備</th> <th>警 報 装 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B棟</td> <td>給排気設備</td> <td>排風機運転異常警報</td> </tr> <tr> <td>M棟</td> <td>給排気設備</td> <td>排風機運転異常警報</td> </tr> <tr> <td>第2ウラン系廃棄物貯蔵施設</td> <td>給排気設備</td> <td>排風機運転異常警報</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">C P F</td> <td>給排気設備</td> <td>排風機運転異常警報</td> </tr> <tr> <td>蒸発缶</td> <td>温度上限警報 蒸発缶圧力上昇警報</td> </tr> <tr> <td>溶解槽</td> <td>圧力上限警報 温度上限警報</td> </tr> <tr> <td>GA-8Bグローブボックス</td> <td>酸素濃度警報</td> </tr> <tr> <td>ビン貯蔵ピット</td> <td>温度上昇警報</td> </tr> <tr> <td>セル遮蔽扉 * 1</td> <td>開放警報</td> </tr> <tr> <td>高レベル廃液貯槽 * 2</td> <td>温度上限警報 槽内圧力上昇警報</td> </tr> <tr> <td>貯槽室廃液貯槽 * 3</td> <td>廃液貯槽液面警報</td> </tr> <tr> <td>セル * 4</td> <td>温度上昇警報 負圧警報 漏洩検知警報</td> </tr> <tr> <td>グローブボックス</td> <td>温度上昇警報 負圧警報</td> </tr> <tr> <td>脱硝濃縮槽</td> <td>温度下限警報</td> </tr> <tr> <td>固化体貯蔵ピット</td> <td>温度上昇警報</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : CA-1~5セル及びCB-1~5セル            * 2 : 高レベル廃液貯槽室(1)、高レベル廃液貯槽室(2)、高レベル廃液貯槽室(3)及び高レベル廃液貯槽室(4)の貯槽            * 3 : 高レベル廃液貯槽室(1)、高レベル廃液貯槽室(2)、高レベル廃液貯槽室(3)、高レベル廃液貯槽室(4)、中レベル廃液貯槽室(1)、中レベル廃液貯槽室(2)、低レベル廃液貯槽室及び廃溶媒貯槽室の貯槽            * 4 : CA-1~5セル、CB-1~5セル、物性評価セル及びE P M A付属セル</p>	施 設	対 象 設 備	警 報 装 置	B棟	給排気設備	排風機運転異常警報	M棟	給排気設備	排風機運転異常警報	第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	給排気設備	排風機運転異常警報	C P F	給排気設備	排風機運転異常警報	蒸発缶	温度上限警報 蒸発缶圧力上昇警報	溶解槽	圧力上限警報 温度上限警報	GA-8Bグローブボックス	酸素濃度警報	ビン貯蔵ピット	温度上昇警報	セル遮蔽扉 * 1	開放警報	高レベル廃液貯槽 * 2	温度上限警報 槽内圧力上昇警報	貯槽室廃液貯槽 * 3	廃液貯槽液面警報	セル * 4	温度上昇警報 負圧警報 漏洩検知警報	グローブボックス	温度上昇警報 負圧警報	脱硝濃縮槽	温度下限警報	固化体貯蔵ピット	温度上昇警報	・記載の適正化(対象となる警報装置の明確化)
施 設	対 象 設 備	警 報 装 置																																					
B棟	給排気設備	排風機運転異常警報																																					
M棟	給排気設備	排風機運転異常警報																																					
第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	給排気設備	排風機運転異常警報																																					
C P F	給排気設備	排風機運転異常警報																																					
	蒸発缶	温度上限警報 蒸発缶圧力上昇警報																																					
	溶解槽	圧力上限警報 温度上限警報																																					
	GA-8Bグローブボックス	酸素濃度警報																																					
	ビン貯蔵ピット	温度上昇警報																																					
	セル遮蔽扉 * 1	開放警報																																					
	高レベル廃液貯槽 * 2	温度上限警報 槽内圧力上昇警報																																					
	貯槽室廃液貯槽 * 3	廃液貯槽液面警報																																					
	セル * 4	温度上昇警報 負圧警報 漏洩検知警報																																					
	グローブボックス	温度上昇警報 負圧警報																																					
	脱硝濃縮槽	温度下限警報																																					
固化体貯蔵ピット	温度上昇警報																																						

変 更 前			変 更 後	変更理由																																					
<p>第Ⅱ-4-(1)表 施設の定期的な自主検査対象設備及び検査項目 (B棟)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査実施者</th> <th>対 象 設 備</th> <th>検 査 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究開発第2課長</td> <td>給排気設備</td> <td>イ. 外観検査 ロ. 排風機シーケンス作動試験 ハ. 排風機運転異常警報作動試験</td> </tr> </tbody> </table>			検査実施者	対 象 設 備	検 査 項 目	研究開発第2課長	給排気設備	イ. 外観検査 ロ. 排風機シーケンス作動試験 ハ. 排風機運転異常警報作動試験	(削る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第Ⅰ編第12条の4 (施設管理実施計画の策定) 及び第12条の5 (保全活動の実施) を規定したことに伴う変更</li> <li>第Ⅰ編第12条の4 (施設管理実施計画の策定) 及び第12条の5 (保全活動の実施) を規定したことに伴う変更</li> </ul>																															
検査実施者	対 象 設 備	検 査 項 目																																							
研究開発第2課長	給排気設備	イ. 外観検査 ロ. 排風機シーケンス作動試験 ハ. 排風機運転異常警報作動試験																																							
<p>第Ⅱ-4-(2)表 施設の定期的な自主検査対象設備及び検査項目 (CPF)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査実施者</th> <th>対 象 設 備</th> <th>検 査 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">研究開発第1課長</td> <td>給排気設備</td> <td>イ. 外観検査 ロ. 排風機シーケンス作動試験 ハ. 排風機運転異常警報作動試験</td> </tr> <tr> <td>主排気ダクト</td> <td>イ. 計器校正 (流量計)</td> </tr> <tr> <td>無停電電源装置</td> <td>イ. 作動検査</td> </tr> <tr> <td>蒸発缶</td> <td>イ. 温度上限緊急操作装置作動試験 ロ. 蒸発缶圧力上昇警報作動試験</td> </tr> <tr> <td>溶解槽</td> <td>イ. 圧力上限緊急操作装置作動試験 ロ. 温度上限緊急操作装置作動試験 ハ. 計器校正 (温度計、圧力計)</td> </tr> <tr> <td>GA-8Bグローブボックス</td> <td>イ. 酸素濃度警報装置作動試験</td> </tr> <tr> <td>ビン貯蔵ピット</td> <td>イ. 温度上昇警報作動試験</td> </tr> <tr> <td>セル遮蔽扉 *1</td> <td>イ. 開放警報作動試験</td> </tr> <tr> <td>高レベル廃液貯槽 *2</td> <td>イ. 温度上限警報装置作動試験 ロ. 槽内圧力上昇警報装置作動試験 ハ. 計器校正 (温度計、圧力計)</td> </tr> <tr> <td>貯槽室廃液貯槽 *3</td> <td>イ. 廃液貯槽液面警報作動試験</td> </tr> <tr> <td>セル *4</td> <td>イ. 温度上昇警報装置作動試験 ロ. 負圧警報装置作動試験</td> </tr> <tr> <td>グローブボックス</td> <td>イ. 温度上昇警報装置作動試験 ロ. 負圧警報装置作動試験</td> </tr> <tr> <td>脱硝濃縮槽</td> <td>イ. 温度下限緊急操作装置作動試験 ロ. 計器校正 (温度計)</td> </tr> <tr> <td>固化体貯蔵ピット</td> <td>イ. 温度上昇警報作動試験</td> </tr> <tr> <td>線量計測課長</td> <td>臨界警報装置</td> <td>イ. 作動検査</td> </tr> <tr> <td>運転課長</td> <td>非常用発電装置 (B棟、焼却施設へも給電)</td> <td>イ. 作動検査 (非常用発電機自動起動試験)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 : CA-1~5セル及びCB-1~5セル  *2 : 高レベル廃液貯槽室(1)、高レベル廃液貯槽室(2)、高レベル廃液貯槽室(3)及び高レベル廃液貯槽室(4)の貯槽  *3 : 高レベル廃液貯槽室(1)、高レベル廃液貯槽室(2)、高レベル廃液貯槽室(3)、高レベル廃液貯槽室(4)、中レベル廃液貯槽室(1)、中レベル廃液貯槽室(2)、低レベル廃液貯槽室及び廃溶媒貯槽室の貯槽  *4 : CA-1~5セル、CB-1~5セル、物性評価セル及びEPMA付属セル</p>			検査実施者	対 象 設 備	検 査 項 目	研究開発第1課長	給排気設備	イ. 外観検査 ロ. 排風機シーケンス作動試験 ハ. 排風機運転異常警報作動試験	主排気ダクト	イ. 計器校正 (流量計)	無停電電源装置	イ. 作動検査	蒸発缶	イ. 温度上限緊急操作装置作動試験 ロ. 蒸発缶圧力上昇警報作動試験	溶解槽	イ. 圧力上限緊急操作装置作動試験 ロ. 温度上限緊急操作装置作動試験 ハ. 計器校正 (温度計、圧力計)	GA-8Bグローブボックス	イ. 酸素濃度警報装置作動試験	ビン貯蔵ピット	イ. 温度上昇警報作動試験	セル遮蔽扉 *1	イ. 開放警報作動試験	高レベル廃液貯槽 *2	イ. 温度上限警報装置作動試験 ロ. 槽内圧力上昇警報装置作動試験 ハ. 計器校正 (温度計、圧力計)	貯槽室廃液貯槽 *3	イ. 廃液貯槽液面警報作動試験	セル *4	イ. 温度上昇警報装置作動試験 ロ. 負圧警報装置作動試験	グローブボックス	イ. 温度上昇警報装置作動試験 ロ. 負圧警報装置作動試験	脱硝濃縮槽	イ. 温度下限緊急操作装置作動試験 ロ. 計器校正 (温度計)	固化体貯蔵ピット	イ. 温度上昇警報作動試験	線量計測課長	臨界警報装置	イ. 作動検査	運転課長	非常用発電装置 (B棟、焼却施設へも給電)	イ. 作動検査 (非常用発電機自動起動試験)	(削る)
検査実施者	対 象 設 備	検 査 項 目																																							
研究開発第1課長	給排気設備	イ. 外観検査 ロ. 排風機シーケンス作動試験 ハ. 排風機運転異常警報作動試験																																							
	主排気ダクト	イ. 計器校正 (流量計)																																							
	無停電電源装置	イ. 作動検査																																							
	蒸発缶	イ. 温度上限緊急操作装置作動試験 ロ. 蒸発缶圧力上昇警報作動試験																																							
	溶解槽	イ. 圧力上限緊急操作装置作動試験 ロ. 温度上限緊急操作装置作動試験 ハ. 計器校正 (温度計、圧力計)																																							
	GA-8Bグローブボックス	イ. 酸素濃度警報装置作動試験																																							
	ビン貯蔵ピット	イ. 温度上昇警報作動試験																																							
	セル遮蔽扉 *1	イ. 開放警報作動試験																																							
	高レベル廃液貯槽 *2	イ. 温度上限警報装置作動試験 ロ. 槽内圧力上昇警報装置作動試験 ハ. 計器校正 (温度計、圧力計)																																							
	貯槽室廃液貯槽 *3	イ. 廃液貯槽液面警報作動試験																																							
	セル *4	イ. 温度上昇警報装置作動試験 ロ. 負圧警報装置作動試験																																							
	グローブボックス	イ. 温度上昇警報装置作動試験 ロ. 負圧警報装置作動試験																																							
	脱硝濃縮槽	イ. 温度下限緊急操作装置作動試験 ロ. 計器校正 (温度計)																																							
	固化体貯蔵ピット	イ. 温度上昇警報作動試験																																							
線量計測課長	臨界警報装置	イ. 作動検査																																							
運転課長	非常用発電装置 (B棟、焼却施設へも給電)	イ. 作動検査 (非常用発電機自動起動試験)																																							

変 更 前			変 更 後	変更理由						
<p>第II-4-(3)表 施設の定期的な自主検査対象設備及び検査項目 (M棟)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査実施者</th> <th>対象設備</th> <th>検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全課長</td> <td>給排気設備</td> <td>イ. 外観検査 ロ. 排風機シーケンス作動試験 ハ. 排風機運転異常警報作動試験</td> </tr> </tbody> </table>			検査実施者	対象設備	検査項目	環境保全課長	給排気設備	イ. 外観検査 ロ. 排風機シーケンス作動試験 ハ. 排風機運転異常警報作動試験	(削る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第I編第12条の4 (施設管理実施計画の策定) 及び第12条の5 (保全活動の実施) を規定したことに伴う変更</li> <li>第I編第12条の4 (施設管理実施計画の策定) 及び第12条の5 (保全活動の実施) を規定したことに伴う変更</li> </ul>
検査実施者	対象設備	検査項目								
環境保全課長	給排気設備	イ. 外観検査 ロ. 排風機シーケンス作動試験 ハ. 排風機運転異常警報作動試験								
<p>第II-4-(4)表 施設の定期的な自主検査対象設備及び検査項目 (第2ウラン系廃棄物貯蔵施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査実施者</th> <th>対象設備</th> <th>検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全課長</td> <td>給排気設備</td> <td>イ. 外観検査 ロ. 排風機シーケンス作動試験 ハ. 排風機運転異常警報作動試験</td> </tr> </tbody> </table>			検査実施者	対象設備	検査項目	環境保全課長	給排気設備	イ. 外観検査 ロ. 排風機シーケンス作動試験 ハ. 排風機運転異常警報作動試験	(削る)	
検査実施者	対象設備	検査項目								
環境保全課長	給排気設備	イ. 外観検査 ロ. 排風機シーケンス作動試験 ハ. 排風機運転異常警報作動試験								
<p>(関連図表) 第II-5表~第II-7表 (省略)</p>			<p>(関連図表) 第II-5表~第II-7表 (変更なし)</p>							

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">第三編 プルトニウム燃料技術開発センターの管理</p> <p style="text-align: center;">第1章 通 則</p> <p>第1条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(記載なし)</p> <p>(臨界管理)</p> <p>第2条 プルトニウム燃料技術開発センター長は、核燃料物質等の使用等に当たっては、いかなる場合においても臨界に達しないよう核燃料管理者に管理させなければならない。</p> <p>2. 核燃料管理者は、核燃料物質等の使用等を行う場合は、第三-1-(2)表から第三-1-(12)表に基づき、管理しなければならない。</p> <p>3. プルトニウム燃料技術開発センター長は、<u>臨界警報装置が正常に機能しているときでなければ</u>、臨界管理ユニット間での核燃料物質の移動、若しくは核燃料物質を取り扱っての設備・装置の運転を行わないよう管理しなければならない。ただし、第I編第34条第3項及び第5項並びに本編第15条第4項の規定に基づく臨界警報装置の交換、修理等に際して、<u>施設検査に合格するまでの間に</u>、保障措置検査及び保障措置検査に必要な計量管理のために核燃料物質を使用する場合又はプルトニウム燃料技術開発センター長が第I編第41条に定める非常事態又は第I編第52条第4号から第9号に相当する事象の発生若しくは拡大の防止上特に必要があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>4. プルトニウム燃料技術開発センター長は、前項ただし書の規定により、臨界管理ユニット間での核燃料物質の移動、若しくは核燃料物質を取り扱っての設備・装置の運転を行う場合は、核燃料管理者に対して入室制限等の保安措置を必要に応じて講じさせなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(記載なし)</p> <p>第3条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第三編 プルトニウム燃料技術開発センターの管理</p> <p style="text-align: center;">第1章 通 則</p> <p>第1条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">(要員の確保)</p> <p><u>第1条の2 核燃料管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、所掌する核燃料物質等の使用等に関し、必要な要員を確保し配置しなければならない。</u></p> <p>(臨界管理)</p> <p>第2条 プルトニウム燃料技術開発センター長は、核燃料物質等の使用等に当たっては、いかなる場合においても臨界に達しないよう核燃料管理者に管理させなければならない。</p> <p>2. 核燃料管理者は、核燃料物質等の使用等を行う場合は、第三-1-(2)表から第三-1-(12)表に基づき、管理しなければならない。</p> <p>3. プルトニウム燃料技術開発センター長は、<u>臨界警報装置が正常に機能していない場合は</u>、臨界管理ユニット間での核燃料物質の移動、若しくは核燃料物質を取り扱っての設備・装置の運転を行わないよう管理しなければならない。ただし、第I編第34条第3項及び第5項の規定に基づく臨界警報装置の交換、修理等の<u>期間中に</u>、保障措置検査及び保障措置検査に必要な計量管理のために核燃料物質を使用する場合又はプルトニウム燃料技術開発センター長が第I編第41条に定める非常事態又は第I編第52条第4号から第9号に相当する事象の発生若しくは拡大の防止上特に必要があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>4. プルトニウム燃料技術開発センター長は、前項ただし書の規定により、臨界管理ユニット間での核燃料物質の移動、若しくは核燃料物質を取り扱っての設備・装置の運転を行う場合は、核燃料管理者に対して入室制限等の保安措置を必要に応じて講じさせなければならない。</p> <p><u>5. プルトニウム燃料技術開発センター長は、臨界警報装置又は無停電電源装置（臨界警報装置に給電するものに限る。）について、施設管理実施計画に基づく点検、検査に際しては、核燃料物質の臨界管理ユニット間での移動及び核燃料物質を取り扱っての設備・装置の運転を行わないよう管理しなければならない。</u></p> <p>第3条 (変更なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（要員の確保に係る規定の追加）</li> <li>・記載の適正化（記載表現の見直し）</li> <li>・記載の適正化（変更前の第15条第4項の削除に伴う変更）</li> <li>・原子炉等規制法第55条の2の改正に伴う変更（検査制度の変更）</li> <li>・記載の適正化（第19条第4項に規定していた臨界管理に係る制限を第5項として規定）</li> </ul>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">第 2 章 使用等の管理</p> <p>第 4 条～第 8 条 (省略)</p> <p>(機器の操作) 第 9 条 核燃料物質等の使用等を行う者は、使用等に当たっては、事前に機器装置等の目的、機能及び操作手順を理解して操作しなければならない。 2. 核燃料物質等の使用等を行う者は、機器装置等の操作に当たっては、その状態を正しく把握しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(記載なし)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 施設の管理</p> <p>(巡視及び点検) 第 10 条 プラント保全課長は、所掌する給排気設備について<u>原則として毎日 1 回以上</u>巡視及び点検をしなければならない。 2. プラント保全課長は、前項の巡視及び点検の結果、グローブボックスの負圧等を管理できなくなるおそれがある場合は、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 11 条 (省略)</p> <p>(グローブボックス等の管理) 第 12 条 核燃料管理者は、グローブボックス等（使用を終了し維持管理中の設備を含む。）及びエアロック装置を<u>年 1 回以上</u>点検しなければならない。 2. 核燃料管理者及び放射線管理第 1 課長は、前条及び前項の点検の結果、負圧又は風速が管理できなくなるおそれがある場合は、グローブ又はプレフィルタの交換等、必要な措置を講じなければならない。 3. 核燃料管理者は、グローブボックス（使用を終了し維持管理中の設備を含む。）の外表面に汚染を検出し、汚染が除去できなかった場合は、汚染箇所の固定など、汚染の広がりを防止するための措置を講じるとともに、当該箇所を半年に 1 回以上点検しなければならない。点検の結果、異常を認めた場合は、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 使用等の管理</p> <p>第 4 条～第 8 条 (変更なし)</p> <p>(機器の操作) 第 9 条 核燃料物質等の使用等を行う者は、使用等に当たっては、事前に機器装置等の目的、機能及び操作手順を理解して操作しなければならない。 2. 核燃料物質等の使用等を行う者は、機器装置等の操作に当たっては、その状態を正しく把握しなければならない。 <b><u>3. 核燃料管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、引継ぎを必要とする業務については、あらかじめその内容を明確にしておかなければならない。</u></b></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 施設の管理</p> <p>(<u>給排気設備</u>の巡視及び点検) 第 10 条 プラント保全課長は、所掌する給排気設備について<u>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより</u>巡視及び点検をしなければならない。 2. プラント保全課長は、前項の巡視及び点検の結果、グローブボックスの負圧等を管理できなくなるおそれがある場合は、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 11 条 (変更なし)</p> <p>(グローブボックス等の管理) 第 12 条 核燃料管理者は、グローブボックス等（使用を終了し維持管理中の設備を含む。）及びエアロック装置を<u>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより</u>点検しなければならない。 2. 核燃料管理者及び放射線管理第 1 課長は、前条及び前項の点検の結果、負圧又は風速が管理できなくなるおそれがある場合は、グローブ又はプレフィルタの交換等、必要な措置を講じなければならない。 3. 核燃料管理者は、グローブボックス（使用を終了し維持管理中の設備を含む。）の外表面に汚染を検出し、汚染が除去できなかった場合は、汚染箇所の固定など、汚染の広がりを防止するための措置を講じるとともに、当該箇所を半年に 1 回以上点検しなければならない。点検の結果、異常を認めた場合は、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（引継に係る規定の追加）</p> <p>・第 I 編第 12 条の 4（施設管理実施計画の策定）及び第 12 条の 5（保全活動の実施）を規定したことに伴う変更 ・記載の適正化（巡視及び点検対象の明確化）</p> <p>・第 I 編第 12 条の 4（施設管理実施計画の策定）及び第 12 条の 5（保全活動の実施）を規定したことに伴う変更</p>



変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>(使用を終了し維持管理中の設備の管理)</p> <p>第12条の2 核燃料管理者は、使用を終了し維持管理中の設備（パルスコラム装置、リサイクル処理装置、オフガス処理装置、トンネル、熱処理炉、ペレット研削装置、粉末成形装置、焼結装置、アルゴンガス循環精製装置、酸蒸気処理装置、移載台車及び燃料要素洗浄設備）を<b>年1回以上</b>点検しなければならない。</p> <p>(給排気設備の管理)</p> <p>第13条 プラント保全課長は、グローブボックス等の負圧等を維持できるように、それらの排気設備を管理しなければならない。</p> <p>2. 試験第2課長は、加工組立工程設備グローブボックス内にヘリウムを循環させる場合は、グローブボックス内部の負圧を維持できるように、内圧制御系<b>により</b>管理しなければならない。</p> <p>3. 核燃料管理者及び放射線管理第1課長は、所掌するグローブボックス等の負圧等を管理できなくなった場合は、プラント保全課長にその旨を連絡しなければならない。</p> <p>4. プラント保全課長は、前項の連絡を受けた場合は、高性能エアフィルタ等の交換、その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>(警報設備の管理)</p> <p>第15条 プラント保全課長及び核燃料管理者は、グローブボックス内温度上昇警報設備及びグローブボックス内負圧警報装置を、正常に機能するよう管理しなければならない。</p> <p><b>2. 放射線管理第1課長は、臨界警報装置を、正常に機能するよう管理しなければならない。</b></p> <p><b>3. プラント保全課長及び核燃料管理者は、第1項の警報設備等の機能が維持できない状態になった場合は、互いに連絡を行うとともに、原因を調査し、交換、修理等必要な措置を講じなければならない。</b></p> <p><b>4. 放射線管理第1課長は、第2項の臨界警報装置の機能が維持できない状態になった場合は、プルトニウム燃料技術開発センター長に通報するとともに、原因を調査し、交換、修理等必要な措置を講じなければならない。</b></p> <p><b>5. プラント保全課長及び核燃料管理者は、第1項の警報設備等の更新に際しては、同等の性能及び機能を有する設備等を設置し、警報設備等の機能を代替させ、施設検査に合格するまでの間、正常に維持するよう管理しなければならない。また、第3項による交換、修理等に際しては、同等の性能又は機能を有する機器等を設置し、警報設備等の機能を代替させ、施設検査に合格するまでの間、正常に維持するよう管理しなければならない。</b></p> <p>なお、核燃料管理者は、施設検査に合格するまでの間に、保障措置検査及び保障措置検査に必要となる計量管理のために核燃料物質を使用する場合は、グローブボック</p>	<p>(使用を終了し維持管理中の設備の管理)</p> <p>第12条の2 核燃料管理者は、使用を終了し維持管理中の設備（パルスコラム装置、リサイクル処理装置、オフガス処理装置、トンネル、熱処理炉、ペレット研削装置、粉末成形装置、焼結装置、アルゴンガス循環精製装置、酸蒸気処理装置、移載台車及び燃料要素洗浄設備）を<b>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより</b>点検しなければならない。</p> <p>(給排気設備の管理)</p> <p>第13条 プラント保全課長は、グローブボックス等の負圧等を維持できるように、それらの排気設備を<b>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより</b>管理しなければならない。</p> <p>2. 試験第2課長は、加工組立工程設備グローブボックス内にヘリウムを循環させる場合は、グローブボックス内部の負圧を維持できるように、内圧制御系を<b>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより</b>管理しなければならない。</p> <p>3. 核燃料管理者及び放射線管理第1課長は、所掌するグローブボックス等の負圧等を管理できなくなった場合は、プラント保全課長にその旨を連絡しなければならない。</p> <p>4. プラント保全課長は、前項の連絡を受けた場合は、高性能エアフィルタ等の交換、その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第14条 (変更なし)</p> <p>(グローブボックスの警報設備の管理)</p> <p>第15条 プラント保全課長及び核燃料管理者は、グローブボックス内温度上昇警報設備及びグローブボックス内負圧警報装置を、<b>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより</b>正常に機能するよう管理しなければならない。</p> <p><b>(削る)</b></p> <p><b>2. プラント保全課長及び核燃料管理者は、第1項の警報設備等の機能が維持できない状態になった場合は、互いに連絡を行うとともに、直ちに原因を調査し、交換、修理等必要な措置を講じなければならない。</b></p> <p><b>(削る)</b></p> <p><b>3. プラント保全課長及び核燃料管理者は、第1項の警報設備等の更新に際しては、同等の性能及び機能を有する設備等を設置し、警報設備等の機能を代替させ、警報設備等の機能を代替している期間中、正常に機能するよう管理しなければならない。また、前項による交換、修理等に際しては、必要に応じて同等の性能又は機能を有する機器等を設置し、警報設備等の機能を代替させ、警報設備等の機能を代替している期間中、正常に機能するよう管理しなければならない。</b></p> <p>なお、核燃料管理者は、警報設備等の機能を代替している期間中に、保障措置検査及び保障措置検査に必要となる計量管理のために核燃料物質を使用する場合は、グ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第I編第12条の4（施設管理実施計画の策定）及び第12条の5（保全活動の実施）を規定したことに伴う変更</li> <li>・第I編第12条の4（施設管理実施計画の策定）及び第12条の5（保全活動の実施）を規定したことに伴う変更</li> <li>・第I編第12条の4（施設管理実施計画の策定）及び第12条の5（保全活動の実施）を規定したことに伴う変更</li> <li>・記載の適正化（対象設備の明確化）</li> <li>・記載の適正化（臨界警報装置に係る管理を第I編第34条（放射線管理用機器の管理）第2項に含めて規定）</li> <li>・記載の適正化（臨界警報装置の機能が維持できなくなった場合の措置を第I編第34条（放射線管理用機器の管理）第2項に含めて規定）</li> <li>・原子炉等規制法第55条の2の改正に伴う変更（検査制度の変更）</li> <li>・記載の適正化（臨界警報装置の更新、修理等に伴う措置を</li> </ul>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>スの監視員を配置する等の保安措置を講ずるとともに、プルトニウム燃料技術開発センター長の承認を得なければならない。また、プルトニウム燃料技術開発センター長は、第Ⅰ編第41条に定める非常事態又は第Ⅰ編第52条第4号から第9号に相当する事象の発生若しくは拡大の防止上特に必要があると認めた場合は、防護具着用等の保安措置を講じた上で、核燃料管理者に対して核燃料物質を使用させることができる。</p> <p><u>6. 放射線管理第1課長は、第4項による交換、修理等の際には、同等の性能又は機能を有する機器等を設置し、臨界警報装置の機能を代替させ、施設検査に合格するまでの間、正常に維持するよう管理しなければならない。</u></p> <p>第16条 (省略)</p> <p>(非常用電源)</p> <p>第17条 プラント保全課長は、無停電電源装置(臨界警報装置に給電するものに限る。)がその機能を維持するよう管理しなければならない。また、運転課長は、非常用発電装置がその機能を維持するよう管理しなければならない。</p> <p>2. プラント保全課長は、無停電電源装置(臨界警報装置に給電するものに限る。)による電力の供給ができない若しくは供給できないおそれがある場合は、直ちにプルトニウム燃料技術開発センター長に報告するとともに、修理等の措置を講じなければならない。また、運転課長は、非常用発電装置による電力の供給ができない若しくは供給できないおそれがある場合は、直ちにプルトニウム燃料技術開発センター長に報告するとともに、修理等の措置を講じなければならない。</p> <p>3. プルトニウム燃料技術開発センター長は、前項の報告を受けた場合は、必要に応じて施設の保安に関し、核燃料物質の使用停止等保安のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第18条 (省略)</p> <p><u>(施設の定期的な自主検査)</u></p> <p>第19条 <u>プルトニウム燃料技術開発センター長は、プラント保全課長に第Ⅲ-4表に掲げる設備のうちその所掌する設備について施設の定期的な自主検査を毎年1回以上行わせ、その結果を記録させなければならない。また、施設の定期的な自主検査の結果を核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>2. 工務技術部長は、運転課長に、第Ⅲ-4表に定める設備のうちその所掌する設備について施設の定期的な自主検査を毎年1回以上行わせ、その結果を記録させるとともに、プルトニウム燃料技術開発センター長に報告しなければならない。また、施設の定期的な自主検査の結果を核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3. 放射線管理部長は、線量計測課長に第Ⅲ-4表に定める設備のうち臨界警報装置について施設の定期的な自主検査を毎年1回以上行わせ、その結果を記録させるととも</u></p>	<p>ロープボックスの監視員を配置する等の保安措置を講ずるとともに、プルトニウム燃料技術開発センター長の承認を得なければならない。また、プルトニウム燃料技術開発センター長は、第Ⅰ編第41条に定める非常事態又は第Ⅰ編第52条第4号から第9号に相当する事象の発生若しくは拡大の防止上特に必要があると認めた場合は、防護具着用等の保安措置を講じた上で、核燃料管理者に対して核燃料物質を使用させることができる。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第16条 (変更なし)</p> <p>(非常用電源)</p> <p>第17条 プラント保全課長は、無停電電源装置(臨界警報装置に給電するものに限る。)がその機能を維持するよう<u>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより</u>管理しなければならない。また、運転課長は、非常用発電装置がその機能を維持するよう<u>施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより</u>管理しなければならない。</p> <p>2. プラント保全課長は、無停電電源装置(臨界警報装置に給電するものに限る。)による電力の供給ができない若しくは供給できないおそれがある場合は、直ちにプルトニウム燃料技術開発センター長に報告するとともに、修理等の措置を講じなければならない。また、運転課長は、非常用発電装置による電力の供給ができない若しくは供給できないおそれがある場合は、直ちにプルトニウム燃料技術開発センター長に報告するとともに、修理等の措置を講じなければならない。</p> <p>3. プルトニウム燃料技術開発センター長は、前項の報告を受けた場合は、必要に応じて施設の保安に関し、核燃料物質の使用停止等保安のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第18条 (変更なし)</p> <p>第19条 <u>削除</u></p>	<p>第Ⅰ編第34条(放射線管理用機器の管理)第7項に含めて規定)</p> <p>・第Ⅰ編第12条の4(施設管理実施計画の策定)及び第12条の5(保全活動の実施)を規定したことに伴う変更</p> <p>・使用規則第2条の11の7の反映(「施設管理」の導入に伴い、第Ⅰ編第4章として「施設管理」を規定したことによる削除)</p> <p>・記載の適正化(臨界管理に係る制限を変更後の第2条(臨界管理)第5項に移動)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>に、プルトニウム燃料技術開発センター長に報告しなければならない。また、施設の定期的な自主検査の結果を核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p> <p>4. プルトニウム燃料技術開発センター長は、<u>臨界警報装置又は無停電電源装置（臨界警報装置に給電するものに限る。）の施設の定期的な自主検査に際しては、核燃料物質の臨界管理ユニット間での移動及び核燃料物質を取り扱っての設備・装置の運転を行わないように管理しなければならない。</u></p> <p>(保 守)</p> <p>第20条 <u>プラント保全課長、運転課長又は線量計測課長は、前条に定める施設の定期的な自主検査の結果、機器の故障等を認めた場合は、速やかに正常な状態に復旧させなければならない。</u></p> <p>2. <u>プラント保全課長、運転課長又は線量計測課長は、前項の保守作業、及び工事を行う場合であって、施設の運転及び保安に影響を与えるおそれのある場合は、プルトニウム燃料技術開発センター長の承認を得なければならない。</u></p> <p>3. プルトニウム燃料技術開発センター長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の同意を得なければならない。</p> <p>4. <u>前3項の規定にかかわらず、使用施設内各課長、放射線管理部内各課長及び運転課長は、所掌する施設・設備について、主要機器の変更に係る修理、改造等を行う場合は、あらかじめ許認可申請手続の必要性を確認しなければならない。</u></p> <p>(記載なし)</p>	<p>(保 守)</p> <p>第20条 <u>核燃料管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に基づく巡視、点検又は検査の結果、機器の故障等を認めた場合は、速やかに正常な状態に復旧させなければならない。</u></p> <p>2. <u>核燃料管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、前項の保守作業、及び工事を行う場合であって、施設全体の運転及び保安に影響を与えるおそれのある場合は、プルトニウム燃料技術開発センター長の承認を得なければならない。</u></p> <p>3. プルトニウム燃料技術開発センター長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の同意を得なければならない。</p> <p>4. <u>核燃料管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、所掌する施設・設備について、主要機器の変更に係る修理、改造等を行う場合は、あらかじめ許認可申請手続の必要性を確認しなければならない。</u></p> <p>(使用前検査)</p> <p>第20条の2 <u>独立検査組織は、使用前検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前検査計画書及び使用前検査要領書を策定しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>使用前検査計画書</u></p> <p>イ) <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ) <u>検査の内容</u></p> <p>ハ) <u>予定期間</u></p> <p>(2) <u>使用前検査要領書</u></p> <p>イ) <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ) <u>検査の項目及び検査場所</u></p> <p>ハ) <u>検査前条件</u></p> <p>ニ) <u>検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p>ホ) <u>検査の判定基準</u></p> <p>2. <u>核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、独立検査組織の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3. <u>独立検査組織は、第1項の使用前検査計画書及び使用前検査要領書を策定した場合は、核燃料取扱主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、第1項第1号ハ)の予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>4. <u>独立検査組織は、使用前検査計画書及び使用前検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を得なければならない。</u></p> <p>5. <u>独立検査組織は、第3項の同意及び前項の確認を得たときは、所掌する核燃料管理</u></p>	<p>・第I編第12条の4（施設管理実施計画の策定）及び第12条の5（保全活動の実施）を規定したことに伴う変更</p> <p>・記載の適正化（施設管理実施計画に基づく保全活動としたことに伴う変更）</p> <p>・原子炉等規制法第55条の2の改正に伴う変更（検査制度の変更）</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">第 4 章 放射性廃棄物の管理</p> <p>第 21 条～第 26 条 (省略)</p> <p>(容器に封入する前の固体廃棄物の保管等)</p> <p>第 27 条 使用施設内各課長及び放射線管理第 1 課長は、ドラム缶又はコンテナに封入する前の固体廃棄物をビニルバッグ又はビニル袋に収納し、これをカートンボックスに収納又はビニルバッグ若しくはビニルシートで二重梱包しなければならない。</p> <p>2. 使用施設内各課長及び放射線管理第 1 課長は、前項において、ビニルバッグ等に収納することが困難な場合には、ビニルシート等により梱包するなど汚染の広がりを防止する措置を講じなければならない。</p> <p>3. 使用施設内各課長及び放射線管理第 1 課長は、前各項の容器に封入する前の固体廃棄物を金属製容器又は金属製保管庫に収納し保管しなければならない。</p> <p>4. 使用施設内各課長及び放射線管理第 1 課長は、容器に封入する前の固体廃棄物を第 III-5-(1)表から第 III-5-(4)表に示す固体廃棄物保管場所に前項の措置を講じて保管しなければならない。</p> <p>5. 使用施設内各課長及び放射線管理第 1 課長は、前項に定める保管場所において、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 消火設備の設置</p> <p>(2) 巡視</p> <p>(3) その他保安上必要な措置</p> <p>6. 使用施設内各課長及び放射線管理第 1 課長は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設で発生した容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場合は線量率等を測定、記録しなければならない。</p> <p>7. 使用施設内各課長及び放射線管理第 1 課長は、プルトニウム燃料第一開発室で発生したウラン系固体廃棄物を廃棄しようとする場合は、環境保全課長に受入れを依頼しなければならない。</p> <p>(容器に封入した固体廃棄物の保管等)</p> <p>第 27 条の 2 環境管理課長は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設で発生し、又は、第 II 編第 36 条第 1 項の規定により受け入れてドラム缶又はコンテナに封入したプルトニウム系固体廃棄物を保管廃棄する場合は線量率等を測定、記録しなければならない。</p> <p>2. 環境管理課長は、前項の容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物について、プ</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 放射性廃棄物の管理</p> <p>第 21 条～第 26 条 (変更なし)</p> <p>(容器に封入する前の固体廃棄物の保管等)</p> <p>第 27 条 使用施設内各課長及び放射線管理第 1 課長は、ドラム缶又はコンテナに封入する前の固体廃棄物をビニルバッグ又はビニル袋に収納し、これをカートンボックスに収納又はビニルバッグ若しくはビニルシートで二重梱包しなければならない。</p> <p>2. 使用施設内各課長及び放射線管理第 1 課長は、前項において、ビニルバッグ等に収納することが困難な場合には、ビニルシート等により梱包するなど汚染の広がりを防止する措置を講じなければならない。</p> <p>3. 使用施設内各課長及び放射線管理第 1 課長は、前各項の容器に封入する前の固体廃棄物を金属製容器又は金属製保管庫に収納し保管しなければならない。</p> <p>4. 使用施設内各課長及び放射線管理第 1 課長は、容器に封入する前の固体廃棄物を第 III-4-(1)表から第 III-4-(4)表に示す固体廃棄物保管場所に前項の措置を講じて保管しなければならない。</p> <p>5. 使用施設内各課長及び放射線管理第 1 課長は、前項に定める保管場所において、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 消火設備の設置</p> <p>(2) 巡視</p> <p>(3) その他保安上必要な措置</p> <p>6. 使用施設内各課長及び放射線管理第 1 課長は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設で発生した容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場合は線量率等を測定、記録しなければならない。</p> <p>7. 使用施設内各課長及び放射線管理第 1 課長は、プルトニウム燃料第一開発室で発生したウラン系固体廃棄物を廃棄しようとする場合は、環境保全課長に受入れを依頼しなければならない。</p> <p>(容器に封入した固体廃棄物の保管等)</p> <p>第 27 条の 2 環境管理課長は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設で発生し、又は、第 II 編第 36 条第 1 項の規定により受け入れてドラム缶又はコンテナに封入したプルトニウム系固体廃棄物を保管廃棄する場合は線量率等を測定、記録しなければならない。</p> <p>2. 環境管理課長は、前項の容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物について、プ</p>	<p>者、施設運転管理者、放射線管理部内各課長又は運転課長に通知しなければならない。  <u>6. 核燃料管理者、施設運転管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、前項の通知を受けた場合は、それぞれ統括者、放射線管理部長及び工務技術部長に報告しなければならない。</u></p> <p>・記載の適正化(第 III-4 を削除したことに伴う表番号の繰上げ)</p> <p>・記載の適正化(第 III-4 を削除したことに伴う表番号の繰上げ)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>トニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄しなければならない。</p> <p>3. 環境管理課長は、容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物をプルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に運搬するまでの間、<b>第Ⅲ－5－(1)表</b>から<b>第Ⅲ－5－(4)表</b>に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>4. 環境管理課長は、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄した固体廃棄物を、必要に応じて<b>第Ⅲ－5－(2)表</b>、<b>第Ⅲ－5－(3)表</b>若しくは<b>第Ⅲ－5－(4)表</b>に示す固体廃棄物保管場所へ運搬し、保管することができる。</p> <p>5. 使用施設内各課長及び放射線管理第1課長は、プルトニウム燃料第一開発室で発生したウラン系固体廃棄物を封入し、廃棄しようとする場合は、線量率等を測定、記録し環境保全課長に受入れを依頼しなければならない。また、受入れまでの間、第Ⅲ－5－(1)表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>6. 環境技術課長は、プルトニウム廃棄物処理開発施設の解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に核燃料物質等(ただし、再使用する物品を除く。)を搬入してはならない。</p> <p>7. 試験第1課長は、プルトニウム燃料第三開発室の解体前廃棄物一時保管設備1から12に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備1から12に核燃料物質等(ただし、再使用する物品を除く。)を搬入してはならない。</p> <p>第28条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 異常時の措置</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第29条 従業員は、使用施設等の安全及び運転又は第16条第1項に規定するユーティリティの供給に影響を及ぼすおそれが生じた場合、若しくは火災警報、第15条第1項に定める警報設備等並びに第I編第34条第1項に定める放射線管理用機器のうち排気モニタ、<b>アルファ線用空気モニタ等</b>の警報設備が作動した場合は、直ちに当直長(ただし、休日、夜間に限る。)並びに使用施設内各課長、プラント保全課長、運転課長又は放射線管理第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2. 核燃料管理者、プラント保全課長、運転課長、放射線管理第1課長又は当直長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに原因を調査し、必要な措置を講ずるとともに、必要と認めた場合は担当部長に通報しなければならない。</p> <p>3. 当直長及び担当部長は、第1項又は前項の通報を受けた場合は、必要な措置を講ずるとともに、担当部長はプルトニウム燃料技術開発センター長に通報し、核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p>	<p>トニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄しなければならない。</p> <p>3. 環境管理課長は、容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物をプルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に運搬するまでの間、<b>第Ⅲ－4－(1)表</b>から<b>第Ⅲ－4－(4)表</b>に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>4. 環境管理課長は、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄した固体廃棄物を、必要に応じて<b>第Ⅲ－4－(2)表</b>、<b>第Ⅲ－4－(3)表</b>若しくは<b>第Ⅲ－4－(4)表</b>に示す固体廃棄物保管場所へ運搬し、保管することができる。</p> <p>5. 使用施設内各課長及び放射線管理第1課長は、プルトニウム燃料第一開発室で発生したウラン系固体廃棄物を封入し、廃棄しようとする場合は、線量率等を測定、記録し環境保全課長に受入れを依頼しなければならない。また、受入れまでの間、第Ⅲ－5－(1)表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>6. 環境技術課長は、プルトニウム廃棄物処理開発施設の解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に核燃料物質等(ただし、再使用する物品を除く。)を搬入してはならない。</p> <p>7. 試験第1課長は、プルトニウム燃料第三開発室の解体前廃棄物一時保管設備1から12に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備1から12に核燃料物質等(ただし、再使用する物品を除く。)を搬入してはならない。</p> <p>第28条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第5章 異常時の措置</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第29条 従業員は、使用施設等の安全及び運転又は第16条第1項に規定するユーティリティの供給に影響を及ぼすおそれが生じた場合、若しくは火災警報、第15条第1項に定める警報設備等並びに第I編第34条第1項に定める放射線管理用機器のうち排気モニタ、<b>α線用空気モニタ</b>の警報設備が作動した場合は、直ちに当直長(ただし、休日、夜間に限る。)並びに使用施設内各課長、プラント保全課長、運転課長又は放射線管理第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2. 核燃料管理者、プラント保全課長、運転課長、放射線管理第1課長又は当直長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに原因を調査し、必要な措置を講ずるとともに、必要と認めた場合は担当部長に通報しなければならない。</p> <p>3. 当直長及び担当部長は、第1項又は前項の通報を受けた場合は、必要な措置を講ずるとともに、担当部長はプルトニウム燃料技術開発センター長に通報し、核燃料取扱主務者に通知しなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(第I編第I－8表(放射線管理用機器)との整合及び誤記修正)</p>

変 更 前						変 更 後						変更理由
(関連図表) 第Ⅲ-1-(1)表~第Ⅲ-1-(6)表 (省略)						(関連図表) 第Ⅲ-1-(1)表~第Ⅲ-1-(6)表 (変更なし)						・記載の適正化(核燃料物質使用変更許可(令和2年2月26日付け原規規発第2002263号)に伴う変更)
第Ⅲ-1-(7)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニット毎の制限量(乾式工程) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						第Ⅲ-1-(7)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニット毎の制限量(乾式工程) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						
部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 <sup>注1)</sup> (kgPu*)	系区分	その他の条件	部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 <sup>注1)</sup> (kgPu*)	系区分	その他の条件	
A-103	D002 <sup>注2)</sup>	D-2	2.7	半乾燥系		A-103	D002 <sup>注2)</sup>	D-2	2.7	半乾燥系		
	D004	D-4	22.2	半乾燥系	低富化MOX		D004	D-4	22.2	半乾燥系	低富化MOX	
	D006 <sup>注2)</sup>	D-6	4.6	半乾燥系			D006 <sup>注2)</sup>	D-6	4.6	半乾燥系		
	D008 <sup>注2)</sup>	D-8	3.6	半乾燥系			D008 <sup>注2)</sup>	D-8	3.6	半乾燥系		
	D010 <sup>注2)</sup>	D-10	3.0	半乾燥系			D010 <sup>注2)</sup>	D-10	3.0	半乾燥系		
	D012	D-12	22.2	半乾燥系	低富化MOX		D012	D-12	22.2	半乾燥系	低富化MOX	
	D014	D-14	6.3	半乾燥系	低富化MOX		D014	D-14	6.3	半乾燥系	低富化MOX	
	D016	D-16	4.0	半乾燥系	低富化MOX		D016	D-16	4.0	半乾燥系	低富化MOX	
A-102	D018	D-18	5.4	半乾燥系	低富化MOX	A-102	D018	D-18	5.4	半乾燥系	低富化MOX	
	D020	D-20	5.4	半乾燥系	低富化MOX		D020	D-20	5.4	半乾燥系	低富化MOX	
	D022	D-22	12.7	半乾燥系	低富化MOX		D022	D-22	12.7	半乾燥系	低富化MOX	
A-101	D024	D-24	22.2	半乾燥系	低富化MOX	A-101	D024	D-24	22.2	半乾燥系	低富化MOX	
	D026 <sup>注3)</sup>	D-26	0.22	減速系	低富化MOX		D026 <sup>注3)</sup>	D-26	0.22	減速系	低富化MOX	
	D028	D-28	22.2	半乾燥系	低富化MOX		D028	D-28	22.2	半乾燥系	低富化MOX	
	D030	D-30	<b>4.5</b>	半乾燥系	<b>低富化MOX</b>		D030 <sup>注2)</sup>	D-30	<b>1.3</b>	半乾燥系	<b>(削る)</b>	
	D032	D-32	0.44	減速系	低富化MOX		D032	D-32	0.44	減速系	低富化MOX	
注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。 注2) 低富化MOX、高富化MOX、転換MOX、Pu(90%Pu*)及びPuO <sub>2</sub> 原料粉を取り扱うことができる。 注3) D-26で軽水炉用プルトニウム・ウラン混合酸化物燃料の製造技術に関する評価試験を行う場合、Pu(90%Pu*)を取り扱うことができる。 注4) %は、質量分率を示す。						注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。 注2) 低富化MOX、高富化MOX、転換MOX、Pu(90%Pu*)及びPuO <sub>2</sub> 原料粉を取り扱うことができる。 注3) D-26で軽水炉用プルトニウム・ウラン混合酸化物燃料の製造技術に関する評価試験を行う場合、Pu(90%Pu*)を取り扱うことができる。 注4) %は、質量分率を示す。						
第Ⅲ-1-(8)表~第Ⅲ-3表 (省略)						第Ⅲ-1-(8)表~第Ⅲ-3表 (変更なし)						

変 更 前				変 更 後		変更理由
<b>第Ⅲ－４表 施設の定期的な自主検査対象設備及び検査項目</b>				<u>(削る)</u>		・第Ⅰ編第12条の4（施設管理実施計画の策定）及び第12条の5（保全活動の実施）を規定したことに伴う変更  ・記載の適正化（第Ⅲ－４を削除したことに伴う表番号の繰上げ）
検査実施者	対象設備	検査項目	関係施設名			
プラント保全課長	給排気設備 (グローブボックス系及びフード系排風機)	イ. 作動検査 (排風機自動切替試験)	・プルトニウム燃料第一、第二、第三開発室、プルトニウム廃棄物処理開発施設			
	無停電電源装置 (臨界警報に給電するものに限る。)	イ. 作動検査 (電源切替試験)	・プルトニウム燃料第一、第二、第三開発室			
	グローブボックス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)	イ. 作動検査 (放出制御試験)	・プルトニウム燃料第三開発室、プルトニウム廃棄物処理開発施設			
運転課長	非常用発電装置	イ. 作動検査 (非常用発電機自動起動試験)	・プルトニウム燃料第一、第二、第三開発室、プルトニウム廃棄物処理開発施設、プルトニウム廃棄物貯蔵施設、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設			
	混合ガス供給設備	イ. 作動検査 (遮断弁作動試験) ロ. 計器校正 (水素濃度計)	・プルトニウム燃料第一、第二、第三開発室			
線量計測課長	臨界警報装置	イ. 作動検査	・プルトニウム燃料第一、第二、第三開発室			
<b>第Ⅲ－５－(1)表</b>	プルトニウム燃料第一開発室における固体廃棄物の保管能力			<b>第Ⅲ－４－(1)表</b>	プルトニウム燃料第一開発室における固体廃棄物の保管能力	
<b>第Ⅲ－５－(2)表</b>	プルトニウム燃料第二開発室における固体廃棄物の保管能力			<b>第Ⅲ－４－(2)表</b>	プルトニウム燃料第二開発室における固体廃棄物の保管能力	
<b>第Ⅲ－５－(3)表</b>	プルトニウム燃料第三開発室における固体廃棄物の保管能力			<b>第Ⅲ－４－(3)表</b>	プルトニウム燃料第三開発室における固体廃棄物の保管能力	
<b>第Ⅲ－５－(4)表</b>	プルトニウム廃棄物処理開発施設における固体廃棄物の保管能力			<b>第Ⅲ－４－(4)表</b>	プルトニウム廃棄物処理開発施設における固体廃棄物の保管能力 (表番号のみ変更)	